

令和5年度第2回滋賀県地域職業能力開発促進協議会 配付資料

議事次第

座席表

出席者名簿

【説明資料】

- 資料1-1 滋賀県地域職業能力開発促進協議会設置要綱
- 資料2-1 ハロートレーニング（公共職業訓練・求職者支援訓練）の全体像（確報値）
- 資料2-2 ハロートレーニング（離職者向け）の令和4年度実績（滋賀県）（確報値）
- 資料2-3 ハロートレーニング（離職者向け）の令和4年度実績（全国）（確報値）
- 資料2-4 令和4年度ハロートレーニング実施状況
- 資料2-5 令和5年度ハロートレーニング実施状況
- 資料3-1 令和6年度滋賀県職業訓練実施計画（案）
- 資料3-2 令和6年度滋賀県職業訓練実施計画（案）（変更箇所を示したもの）
- 資料4-1 教育訓練給付制度における地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大について
- 資料5-1 リカレント教育の推進に関する文部科学省の取組について

【参考資料】

- 参考資料1 滋賀県地域職業能力開発促進協議会構成員等に関する規定
公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領
参考条文（職業能力開発促進法）
- 参考資料2 令和5年度滋賀県職業訓練実施計画
- 参考資料3 令和6年度全国職業訓練実施計画（案）
- 参考資料4 職業能力開発促進協議会概要
- 参考資料5 令和6年度公的職業訓練効果検証ワーキンググループ概要
- 参考資料6 ハロートレーニング（公的職業訓練）に係る令和6年度概算案
- 参考資料7 「人材開発支援策」のご案内
- 参考資料8 滋賀労働局職業安定部でLINEはじめました

滋賀県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 名称

協議会の名称は、「滋賀県地域職業能力開発促進協議会」と称する。

2 目的

滋賀労働局及び滋賀県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、滋賀県の区域において、地域の関係機関が参画し、同法以下の事項について協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。

（1）職業能力開発促進法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、~~の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。~~

（2）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等

なお、設置主体については、滋賀労働局及び滋賀県とする。

3 構成員

滋賀県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、以下に掲げる者を構成員とする。

- （1） 滋賀労働局
- （2） 滋賀県
- （3） 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
- （4） 労働者団体
- （5） 事業主団体
- （6） 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
- （7） 学識経験者
- （8） その他関係機関が必要と認める者

4 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

5 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6 協議会の開催

年2回以上の開催とする。

7 協議事項

次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- (5) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関する事
- (6) その他必要な事項に関する事。

8 事務局

協議会の事務局は、滋賀労働局職業安定部に置く。

9 その他

- (1) 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

10 附則

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。

令和6年3月〇日改正



ハロートレーニング(公共職業訓練・求職者支援訓練)の全体像1

公共職業訓練

求職者支援訓練

離職者向け

対象：ハローワークの求職者 **主に雇用保険受給者(無料(テキスト代等除く))**

訓練期間：概ね3か月～2年
実施機関

※受講期間中
基本手当+受講手当(500円/訓練日)+通所
手当+寄宿手当を支給

国 (ポリテクセンター)	都道府県 (職業能力開発校)	民間教育訓練機 関等(都道府県から の委託)
主にものづくり分野の 高度な訓練を実施 (金属加工科、住 環境計画科等)	地域の実情に応じた多 様な訓練を実施(木 工科、自動車整備科 等)	事務系、介護系、 情報系等モデルカリ キュラムなどによる訓練 を実施



在職者向け

対象：在職労働者(有料)
訓練期間：概ね2日～5日
実施機関：○国(ポリテクセンター・ポリテクカレッジ)
○都道府県(職業能力開発校)

学卒者向け

対象：高等学校卒業者等(有料)
訓練期間：1年又は2年
実施機関：○国(ポリテクカレッジ)
○都道府県(職業能力開発校)

障害者向け

対象：ハローワークの求職障害者(無料)
訓練期間：概ね3か月～1年
実施機関：○国(障害者職業能力開発校)
・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
・都道府県営(国からの委託)
○都道府県(障害者職業能力開発校、職業能力開発校)
○民間教育訓練機関等(都道府県からの委託)

対象：ハローワークの求職者 **主に雇用保険を受給できない方**

(無料(テキスト代等除く))

訓練期間：2～6か月(※1)

※1 令和6年3月末までの時限措置として、
在職中の方等で訓練期間や訓練時間に
配慮が必要な方を対象とする場合、より
短期間(2週間～)で設定可

※受講期間中 受講手当(月10万円)+通
所手当(※2)+寄宿手当を支給(本収
入が月8万円以下、世帯収入が月30万円以
下等、一定の要件を満たす場合)

※2 職業訓練受講給付金の支給対象とならない方も、一定
の要件(本収入12万円以下、世帯収入34万円以下等)を
満たしていれば、通所手当のみ支給が可能。

実施機関

民間教育訓練機関等
(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)

<基礎コース>
基礎的能力を習
得する訓練

<実践コース>
基礎的能力から実践的能力まで一括し
て習得する訓練
(介護系(介護福祉サービス科等)、情報系
(ソフトウェアプログラマー養成科等)、医療事
務系(医療・調剤事務科等)等)



令和4年度 公共職業訓練 実績	合計		国(ポリテクセンター等)		都道府県	
	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率
離職者訓練	102,160	-	24,993	-	77,167	-
うち施設内	31,135	86.7%	24,922	87.9%	6,213	83.2%
うち委託	71,025	74.6%	71	44.9%	70,954	74.6%
在職者訓練	105,616	-	65,092	-	40,524	-
学卒者訓練	15,798	96.0%	5,528	99.5%	10,270	94.8%
合計	223,574	-	95,613	-	127,961	-

令和4年度 公共職業訓練 実績 障害者訓練 (離職者訓練の うち施設内)	合計		国立機構営		国立都道府県営		都道府県立	
	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率
	1,275	70.1%	329	81.3%	748	66.2%	198	71.7%

令和4年度求職者支援訓練 実績
(基礎コース) 6,230人 就職率: 57.1% (実践コース) 34,059人 就職率: 59.0%

ハロートレーニング(公共職業訓練・求職者支援訓練)の全体像2

(令和4年度実績に滋賀県内実績を追記)

令和4年度 全国 公共職業訓練 実績	合計		国(ポリテクセンター等)		都道府県	
	受講者数 (人)	就職率	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率
離職者訓練	102,160	-	24,993	-	77,167	-
うち施設内	31,135	86.7%	24,922	87.9%	6,213	83.2%
うち委託	71,025	74.6%	71	44.9%	70,954	74.6%
在職者訓練	105,616	-	65,092	-	40,524	-
学卒者訓練	15,798	96.0%	5,528	99.5%	10,270	94.8%

令和4年度 滋賀県 公共職業訓練 実績	滋賀県合計		国(ポリテクセンター等)		滋賀県	
	受講者数 (人)	就職率	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率
離職者訓練	1,652	-	450	-	1,202	-
うち施設内	603	85.5%	450	91.2%	153	70.5%
うち委託	1,049	67.8%			1,049	67.8%
在職者訓練	1,902	-	1,120	-	782	-
学卒者訓練	133	100.0%	117	100.0%	16	100.0%

令和4年度**全国**求職者支援訓練 実績

受講者数：40,289人
 (基礎コース) 6,230人 就職率：57.1%
 (実践コース) 34,059人 就職率：59.0%

滋賀県内実施分

受講者数：194人
 (基礎コース) 77人 就職率：47.8%
 (実践コース) 117人 就職率：59.8%

ハートトレーニング（離職者向け）の令和4年度実績（滋賀県）

資料2-2

1 離職者向けの公的職業訓練の分野別訓練規模

25_滋賀		総計		
分野		コース数	定員	受講者数
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	65	736	537
	営業・販売・事務分野	16	197	135
	医療事務分野	7	91	82
	介護・医療・福祉分野	23	192	136
	農業分野	0	0	0
	旅行・観光分野	0	0	0
	デザイン分野	11	125	117
	製造分野	45	408	273
	建設関連分野	6	60	48
	理容・美容関連分野	2	26	22
その他分野	12	134	116	
（求職者支援訓練） 基礎コース	基礎	8	105	77
合計		195	2,074	1,543
（参考） デジタル分野		31	375	350

用語の定義

※本資料における用語は、以下のとおり定義しています。

「コース数」

公共職業訓練については、当該年度中に開講したコース及び当該年度以前から開始し当該年度に実施した訓練コースの数（当該年度以前に開講し、次年度に繰り越すコースを含む）。

求職者支援訓練については当該年度中に開講したコースの数。

「定員」

当該年度中に開講した訓練コースの定員の数。

「受講者数」

当該年度中に開講したコースに入校した者の数。

「応募倍率」

当該訓練の定員を100とした時の、受講を申し込んだ者の数の倍率。

「定員充足率」

当該訓練の定員に対する受講者数の割合。

「就職率」

訓練を修了等した者のうち就職した者の割合。分母については受講者数から中途退校者数(中途退校就職者数を除く)等を差し引き、分子については中途退校就職者を加えている。

「デジタル分野」

IT分野(ITエンジニア養成科など。情報ビジネス科を除く。)、デザイン分野(WEBデザイン系のコースに限る)等。

2 離職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況

※応募倍率については、100%を超えるものを赤色セル、50%を下回るものを緑色セルに着色し表示している。

分野		公共職業訓練(都道府県:委託訓練)						求職者支援訓練					
		コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
公共職業訓練(離職者向け) + 求職者支援訓練(実践コース)	IT分野	61	691	497	116.9%	71.9%	64.7%	2	30	28	106.7%	93.3%	58.3%
	営業・販売・事務分野	10	107	86	115.0%	80.4%	67.1%	6	90	49	63.3%	54.4%	60.0%
	医療事務分野	7	91	82	125.3%	90.1%	73.9%	0	0	0	-	-	-
	介護・医療・福祉分野	22	177	130	92.1%	73.4%	82.3%	1	15	6	46.7%	40.0%	50.0%
	農業分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	デザイン分野	9	93	86	192.5%	92.5%	58.2%	1	12	12	175.0%	100.0%	-
	製造分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	建設関連分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	理容・美容関連分野	0	0	0	-	-	-	2	26	22	219.2%	84.6%	64.7%
	その他分野	2	30	16	66.7%	53.3%	80.0%	0	0	0	-	-	-
求職者支援訓練 (基礎コース)	基礎	-	-	-	-	-	-	8	105	77	81.9%	73.3%	47.8%
合計		111	1,189	897	118.3%	75.4%	67.8%	20	278	194	93.5%	69.8%	
(参考) デジタル分野		12	138	130	186.2%	94.2%	57.9%	3	42	40	126.2%	95.2%	58.3%

分野	公共職業訓練(都道府県:施設内訓練)						公共職業訓練(高齢・障害・求職者雇用支援機構)					
	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
IT分野	2	15	12	80.0%	80.0%	66.7%	0	0	0	-	-	-
営業・販売・事務分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
医療事務分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
介護・医療・福祉分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
農業分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
デザイン分野	1	20	19	105.0%	95.0%	93.8%	0	0	0	-	-	-
製造分野	13	100	43	57.0%	43.0%	69.2%	32	308	230	83.8%	74.7%	91.0%
建設関連分野	6	60	48	105.0%	80.0%	64.4%	0	0	0	-	-	-
理容・美容関連分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
その他分野	0	0	0	-	-	-	10	104	100	119.2%	96.2%	91.9%
合計	22	195	122	78.5%	62.6%	70.5%	42	412	330	92.7%	80.1%	91.2%
(参考) デジタル分野	2	15	12	80.0%	80.0%	66.7%	14	180	168	106.1%	93.3%	85.5%

ハロートレーニング（離職者向け）の令和4年度実績（全国）

資料2-3

1 離職者向けの公的職業訓練の分野別訓練規模

		総計		
分野		コース数	定員	受講者数
公共職業訓練（離職者向け） ＋求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	1,579	24,943	18,700
	営業・販売・事務分野	2,861	46,292	34,359
	医療事務分野	578	9,220	6,624
	介護・医療・福祉分野	1,810	20,496	12,480
	農業分野	77	1,115	836
	旅行・観光分野	34	634	376
	デザイン分野	856	17,045	14,518
	製造分野	1,521	18,086	11,999
	建設関連分野	571	7,639	5,767
	理容・美容関連分野	309	4,087	3,230
	その他分野	891	10,731	9,377
（求職者支援訓練） 基礎コース	基礎	592	9,117	6,230
合計		11,679	169,405	124,496
（参考） デジタル分野		2,010	35,561	28,223

用語の定義

※本資料における用語は、以下のとおり定義しています。

「コース数」

公共職業訓練については、当該年度中に開講したコース及び当該年度以前から開始し当該年度に実施した訓練コースの数（当該年度以前に開講し、次年度に繰り越すコースを含む）。

求職者支援訓練については当該年度中に開講したコースの数。

「定員」

当該年度中に開講した訓練コースの定員の数。

「受講者数」

当該年度中に開講したコースに入校した者の数。

「応募倍率」

当該訓練の定員を100とした時の、受講を申し込んだ者の数の倍率。

「定員充足率」

当該訓練の定員に対する受講者数の割合。

「就職率」

訓練を修了等した者のうち就職した者の割合。分母については受講者数から中途退校者数（中途退校就職者数を除く）等を差し引き、分子については中途退校就職者を加えている。

「デジタル分野」

IT分野（ITエンジニア養成科など。情報ビジネス科を除く。）、デザイン分野（WEBデザイン系のコースに限る）等。

2 離職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況

※応募倍率、就職率については、高いものから上位3位を赤色セル、下位3分野を緑色セルに着色して表示している

		公共職業訓練(都道府県:委託訓練)						求職者支援訓練					
分野		コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
公共職業訓練(離職者向け) + 求職者支援訓練(実践コース)	IT分野	1,269	19,543	14,580	104.7%	74.6%	70.8%	294	5,205	3,978	113.2%	76.4%	56.4%
	営業・販売・事務分野	1,872	30,315	23,026	101.7%	76.0%	73.5%	940	15,298	10,700	93.8%	69.9%	58.4%
	医療事務分野	433	6,839	4,968	93.0%	72.6%	79.3%	145	2,381	1,656	87.1%	69.6%	66.5%
	介護・医療・福祉分野	1,414	14,125	8,591	75.8%	60.8%	85.9%	332	5,291	3,137	71.5%	59.3%	68.5%
	農業分野	33	409	290	97.8%	70.9%	72.5%	7	107	65	72.0%	60.7%	59.5%
	旅行・観光分野	28	529	329	76.0%	62.2%	54.9%	2	25	12	60.0%	48.0%	46.7%
	デザイン分野	325	5,655	5,030	156.1%	88.9%	67.7%	524	11,280	9,395	145.3%	83.3%	54.0%
	製造分野	24	216	138	76.4%	63.9%	68.9%	9	133	105	96.2%	78.9%	66.7%
	建設関連分野	55	746	541	89.1%	72.5%	70.1%	70	995	749	110.4%	75.3%	64.4%
	理容・美容関連分野	69	264	223	150.4%	84.5%	78.2%	240	3,823	3,007	114.6%	78.7%	65.2%
	その他分野	179	1,758	1,236	100.8%	70.3%	77.1%	101	1,718	1,255	127.3%	73.1%	54.6%
求職者支援訓練 (基礎コース)	基礎	-	-	-	-	-	-	592	9,117	6,230	89.3%	68.3%	57.1%
合計		5,701	80,399	58,952	100.7%	73.3%	74.6%	3,256	55,373	40,289	105.7%	72.8%	
(参考) デジタル分野		722	11,141	8,935	130.6%	80.2%	67.6%	721	14,856	12,085	136.7%	81.3%	54.6%

分野	公共職業訓練(都道府県:施設内訓練)						公共職業訓練(高齢・障害・求職者雇用支援機構)					
	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
IT分野	16	195	142	106.2%	72.8%	77.0%	0	0	0	-	-	-
営業・販売・事務分野	21	315	262	122.5%	83.2%	85.8%	28	364	371	150.5%	101.9%	88.6%
医療事務分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
介護・医療・福祉分野	64	1,080	752	86.4%	69.6%	88.2%	0	0	0	-	-	-
農業分野	37	599	481	111.7%	80.3%	90.7%	0	0	0	-	-	-
旅行・観光分野	4	80	35	61.3%	43.8%	80.0%	0	0	0	-	-	-
デザイン分野	7	110	93	140.9%	84.5%	79.8%	0	0	0	-	-	-
製造分野	221	2,864	1,602	69.9%	55.9%	81.7%	1,267	14,873	10,154	82.3%	68.3%	87.9%
建設関連分野	118	1,791	1,123	82.9%	62.7%	83.1%	328	4,107	3,354	96.2%	81.7%	87.2%
理容・美容関連分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
その他分野	127	2,075	1,292	86.2%	62.3%	79.8%	484	5,180	5,594	142.3%	108.0%	87.7%
合計	615	9,109	5,782	84.2%	63.5%	83.2%	2,107	24,524	19,473	98.3%	79.4%	87.7%
(参考) デジタル分野	9	95	79	125.3%	83.2%	73.3%	558	9,469	7,124	92.7%	75.2%	86.6%

令和4年度 ハロートレーニング実施状況

(1) 施設内訓練

	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	30	412	330	0.93	80.1%	91.2%
機械系	18	232	180	0.84	77.6%	94.7%
電気・電子系	8	116	86	0.88	74.1%	86.3%
住居系	4	64	64	1.31	100.0%	91.9%
高等技術専門学校(米原校舎) (テクノカレッジ米原)	10	120	64	0.68	53.3%	71.2%
建築施工系	1	20	10	0.60	50.0%	66.7%
建築内装系	2	20	19	1.40	95.0%	78.9%
機械系	4	40	14	0.40	35.0%	85.7%
電気系	2	30	18	0.77	60.0%	52.9%
制御系	1	10	3	0.30	30.0%	100.0%
高等技術専門学校(草津校舎) (テクノカレッジ草津)	6	75	58	0.80	77.3%	67.9%
機械系	2	20	8	0.40	40.0%	57.1%
建築内装系	2	20	19	0.95	95.0%	52.6%
情報系	1	15	12	0.80	80.0%	63.6%
服飾系	1	20	19	1.05	95.0%	93.8%
合計	46	607	452	-	-	-

(2) 施設外委託訓練

	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
長期高度人材育成コース	4	26	15	0.81	57.7%	-
介護福祉士養成科	1	8	3	0.38	37.5%	-
保育士養成科	2	13	7	0.62	53.8%	-
栄養士養成科	1	5	5	2.00	100.0%	-
知識等習得等コース	77	1,149	882	1.08	76.8%	72.3%
事務系	13	195	168	1.12	86.2%	72.6%
情報系	52	774	583	1.11	75.3%	70.9%
介護・福祉系	10	150	115	0.93	76.7%	79.2%
サービス系						
その他	2	30	16	0.67	53.3%	69.2%
合計	81	1,175	897	1.07	76.3%	-

(3) 求職者支援訓練

	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
基礎コース	8	105	77	0.80	73.3%	49.3%
実践コース	12	173	117	0.98	67.6%	48.6%
介護系	1	15	6	0.46	40.0%	50.0%
医療事務系	0	0	0	0.00	0%	0%
デジタル系(※)	3	42	40	1.24	95.2%	35.9%
その他	8	116	71	0.96	61.2%	56.3%
合計	20	278	194	0.91	69.8%	48.9%

(※) デジタル系は訓練分野番号の「02 IT分野」及び「11 デザイン分野」のうちWebデザイン系を加えたもの

(4) 在職者訓練

	コース数	定員	受講者数
滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)	118	1,447	433
機械系	64	812	180
電気・電子系	22	315	187
居住系	32	320	66
滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	58	1,064	1,120
機械系	31	584	648
電気・電子系	27	480	441
居住系	0	0	31
高等技術専門校(米原校舎) (テクノカレッジ米原)	105	950	499
機械系	31	290	177
溶接系	20	132	81
電気系	30	290	49
制御系	24	238	192
高等技術専門校(草津校舎) (テクノカレッジ草津)	40	308	280
機械系	24	217	219
溶接系	15	87	57
塗装系	1	4	4
合 計	321	3,769	2,332

(5) 学卒者訓練

	コース数	定員	受講者数	就職希望者数	就職率
滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)	3	65	54	42	100.0%
機械システム系 生産技術科	1	20	20	16	100.0%
住居環境系 住居環境科	1	20	14	11	100.0%
電子情報制御システム系 電子情報技術科	1	25	20	15	100.0%
高等技術専門校(米原校舎) (テクノカレッジ米原)	1	10	4	4	-
メカトロニクス系 メカトロニクス科	1	10	4	4	-
高等技術専門校(草津校舎) (テクノカレッジ草津)	1	20	12	10	-
第二種自動車系 自動車整備科	1	20	12	10	-
合 計	5	95	70	56	-

(6) 障害者訓練

	コース数	定員	受講者数	就職率
施設内訓練	2	20	5	100.0%
委託訓練	8	13	12	77.8%
合 計	10	33	17	-

令和5年度 ハロートレーニング実施状況
(令和5年度1月末時点の実施状況)

(1) 施設内訓練

	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率※
滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	26	328	253	0.89	77.1%	83.6%
機械系	13	163	114	0.83	69.9%	84.6%
電気・電子系	8	105	81	0.89	77.1%	81.6%
住居系	5	60	58	1.08	96.7%	83.7%
高等技術専門学校(米原校舎) (テクノカレッジ米原)	10	120	52	0.61	43.3%	-
建築施工系	1	20	6	0.55	30.0%	-
建築内装系	2	20	17	1.15	85.0%	-
機械系	4	40	14	0.48	35.0%	100.0%
電気系	2	30	13	0.60	43.3%	-
制御系	1	10	2	0.20	20.0%	-
高等技術専門学校(草津校舎) (テクノカレッジ草津)	6	75	50	0.76	66.7%	-
機械系	2	20	3	0.15	15.0%	-
建築内装系	2	20	14	0.75	70.0%	100.0%
情報系	1	15	13	1.00	86.7%	-
服飾系	1	20	20	1.20	100.0%	-
合計	42	523	355	-	-	-

(※)滋賀職業能力開発促進センター(ポリテクセンター滋賀)分は、令和5年10月末終了者までの確定値。

(2) 施設外委託訓練

	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
長期高度人材育成コース	4	26	15	0.92	57.7%	-
介護福祉士養成科	1	8	3	0.38	37.5%	-
保育士養成科	2	13	7	0.85	53.8%	-
栄養士養成科	1	5	5	2.00	100.0%	-
知識等習得等コース	57	850	643	0.99	75.6%	-
事務系	8	120	101	0.98	84.2%	70.7%
情報系	38	565	435	1.06	77.0%	67.8%
介護・福祉系	9	135	83	0.70	61.5%	54.3%
サービス系						
その他	2	30	24	1.00	80.0%	44.4%
合計	61	876	658	0.99	75.1%	-

(3) 求職者支援訓練

	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
基礎コース	5	65	41	0.80	63.1%	-
実践コース	16	219	158	0.88	72.1%	-
介護系	0	0	0	0.00	0%	-
医療事務系	0	0	0	0.00	0%	-
デジタル系(※)	3	45	44	1.31	97.8%	-
その他	13	174	114	0.77	65.5%	-
合計	21	284	199	0.86	70.1%	-

(※)デジタル系は訓練分野番号の「02 IT分野」及び「11 デザイン分野」のうちWebデザイン系を加えたもの

(4) 在職者訓練

	コース数	定員	受講者数
滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)	113	1,335	411
機械系	46	635	210
電気・電子系	36	390	127
居住系	31	310	74
滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	53	992	1,188
機械系	28	532	671
電気・電子系	25	460	489
居住系	0	0	28
高等技術専門校(米原校舎) (テクノカレッジ米原)	106	957	464
機械系	30	280	179
溶接系	16	94	70
電気系	30	300	11
制御系	30	283	204
高等技術専門校(草津校舎) (テクノカレッジ草津)	45	358	335
機械系	24	217	257
溶接系	15	87	61
電気・電子系	5	50	14
塗装系	1	4	3
合 計	317	3,642	2,398

(5) 学卒者訓練

	コース数	定員	受講者数	就職希望者数	就職率
滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)	3	65	51	35	97.1%
機械システム系 生産技術科	1	20	15	10	100.0%
住居環境系 住居環境科	1	20	15	10	90.0%
電子情報制御システム系 電子情報技術科	1	25	21	15	100.0%
高等技術専門校(米原校舎) (テクノカレッジ米原)	1	10	6	6	-
メカトロニクス系 メカトロニクス科	1	10	6	6	-
高等技術専門校(草津校舎) (テクノカレッジ草津)	1	20	16	13	-
第二種自動車系 自動車整備科	1	20	16	13	-
合 計	5	95	73	54	-

(6) 障害者訓練

	コース数	定員	受講者数	就職率
施設内訓練 高等技術専門校 (草津校舎) (テクノカレッジ草津)	2	20	4	-
委託訓練 高等技術専門校 (米原校舎) (拠点校) (テクノカレッジ米原)	8	13	11	-
合 計	11	33	15	-

令和6年度 滋賀県地域職業訓練実施計画（案）

ハロートレーニング ～急がば学べ～

令和6年4月1日
滋賀県
滋賀労働局
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部

1 総説**(1) 計画のねらい**

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「支援法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する、支援法第4条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）や、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）等について、国及び滋賀県が一体となって特定求職者を含む求職者等に対する職業訓練受講の機会を十分に確保し、実施するための実施方針、実施規模、推進体制等の重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 労働市場の動向と課題等**・労働市場の動向と課題**

県内の雇用情勢については、新型コロナウイルス感染症の影響により、有効求人倍率が一時0.80倍まで低下したが、令和3年度以降製造業などで持ち直しの動きがみられ、令和4年2月には、1年10ヶ月ぶりに有効求人倍率が1倍を上回るなど、コロナ禍からの社会経済活動の再開の動きが進み、人手不足感が強まった。

ただ、令和5年度においては、有効求人倍率はほぼ横ばいで推移し、令和5年12月の有効求人倍率は1.02倍となるなど、物価の上昇等が雇用に与える影響について注意する必要がある。

当県においても、今後、労働人口が減少することが見込まれる中、これまで以上に産業界や地域の人材ニーズに即した職業訓練や労働者一人ひとりの労働生産性の向上に向けて、多様な職業能力開発の機会の確保、提供が重要である。

また、デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革の中で、県内の中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。

製造業は当県の基幹産業であることから、人材確保に努め、ものづくりの基盤となる技術を担う人材の育成、技能の継続を行うとともに、デジタル・トランスフォーメーションの加速等を踏まえたIT分野の訓練の充実など、県内企業の生産性の向上や高付加価値化を推進すべく、デジタル人材の育成を図っていくことも重要である。

・職業訓練の実施状況

令和5年4月から令和5年12月末現在で、滋賀県における新規求職者40,488人であり、そのうち、特定求職者に該当する可能性のある者の数は17,687人となっている。

○令和5年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

- ・公共職業訓練（離職者訓練） 943人（令和5年12月末現在）
- ・求職者支援訓練 197人（令和5年12月末現在）

○令和5年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）（令和5年12月末現在）
 - 施設内訓練 77.8%
 - 委託訓練 69.5%
- ・ 求職者支援訓練（令和5年6月末までに終了し就職率が確定したコース）
 - 基礎コース 50%
 - 実践コース ー%

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

令和4年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 応募倍率が低く、就職率が高い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること
- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野（「IT分野」）があること
- ③ 地域の人材ニーズが高い分野（「製造分野」）があること
- ④ デジタル分野が質・量とも不足していること

といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和6年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

- ① については、求職者に介護職の魅力情報を発信し、受講者ニーズに合わせた訓練開催地域を検討する。
- ② については、求人ニーズに即した訓練内容となっているか、就職支援策が十分か、検討する。
また、「公共職業訓練の効果検証」の結果も踏まえた、ハローワークと連携した就職支援の強化をする。
- ③ については、地域の人材ニーズが高い「ものづくり」の基盤となる技術を担う人材の育成、技能の習得ができるよう求職者に製造業の魅力の情報を発信を進める。
- ④ については、デジタル人材育成を行う訓練実施機関の開拓を進める。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 離職者に対する公的職業訓練

ア-1 施設内訓練

○令和6年度計画 対象者数（定員）593人（48コース）

※障害者向け訓練を除く

	コース数	対象者数	備考
滋賀職業能力開発促進センター （ポリテクセンター滋賀）	32	398	
機械系	16	202	
電気・電子系	10	124	日本版デュアルシステム訓練含む
居住系	6	72	
高等技術専門学校（米原校舎） （テクノカレッジ米原）	10	120	
建築施工系	1	20	
建築内装系	2	20	
機械系	4	40	
電気系	2	30	
制御系	1	10	日本版デュアルシステム訓練
高等技術専門学校（草津校舎） （テクノカレッジ草津）	6	75	
機械系	2	20	
建築内装系	2	20	
情報系	1	15	

服飾系	1	20	
合 計	48	593	

- ・ 受講者の就職率については、機構立施設内訓練 82.5%、県立施設内訓練 85%を目指す。
- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）滋賀職業能力開発促進センターにおいて、地域の事業主団体等の人材ニーズを基に、主に機械系、電気・電子系、居住系などの“ものづくり”分野であって、民間の教育訓練施設では実施が難しいコースを設定の上、職業訓練を実施する。
- ・ 県立高等技術専門校において、機械系、電気系、建築系、制御系などの分野において、“ものづくり”の基本となる技能・知識を習得するための職業訓練を実施する。

アー２ 施設外委託訓練

○令和6年度計画 対象者数（定員）1,342人（92コース）

	コース数	対象者数	実施地域別内訳 (コース数)			備 考
			北部	南部	県全域	
長期高度人材育成コース	3	21	1	1	1	
介護福祉士養成科	1	8			1	
保育士養成科	2	13	1	1		
知識等習得等コース	86	1,276	28	43	15	
事務系	58	856	25	27	6	母子母等優先型を含む
情報系	12	180	0	9	3	母子母等優先型を含む
介護・福祉系	11	165	2	6	3	母子母等優先型を含む
その他	5	75	1	1	3	デュアル訓練及び定住外国人向けコースを含む
eラーニングコース	3	45			3	
情報系	3	45			3	
合 計	92	1,342	29	44	19	

※南部地域＝大津・草津・高島・甲賀地域

※北部地域＝東近江・湖東・湖北地域

※県全域＝訓練を実施する地域について特に指定の無いもの

- ・ 受講者の就職率については、施設外委託訓練 80%、専門課程の高度職業訓練 95%を目指す。
- ・ 滋賀県では、民間教育訓練機関等を活用し、雇用拡大が期待される職種において、若年者、女性等に配慮した多様な訓練コースの設定に努めるとともに、県内の各地域に位置する民間教育訓練期間等に委託して訓練を行うことで、通所の利便性を図り、訓練の受講機会の確保を図る。

- ・ 令和6年度は、「知識等習得コース」、「母子家庭の母等訓練コース」、「子育て家庭支援コース」、「定住外国人向け訓練コース」、「委託訓練活用型デュアルシステムコース（座学先行型）」、国家資格の取得を目指す長期の訓練コースである「長期高度人材育成コース」、情報通信機器を用いた在宅型訓練である「eラーニングコース」を実施する。

イ 求職者支援訓練の対象者数等

○令和6年度計画

対象者数 200人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模の上限を332人とする。

コース別	滋賀県下 全域(人)	第1四半 期(人)	第2四半 期(人)	第3四半 期(人)	第4四半 期(人)
基礎コース	99	33	32	17	17
実践コース	233	58	59	58	58
介護系	45	0	15	15	15
デジタル系(※)	75	30	15	15	15
その他	113	28	29	28	28
合計	332	91	91	75	75

(※) デジタル系は訓練分野番号の「02 IT分野」及び「11 デザイン分野」のうちWebデザイン系を加えたもの

注 イ) 訓練の認定は四半期ごとに認定する。

- ロ) 申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、
 - ・ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定する。
 - ・ 実績枠については、訓練受講者の就職実績等が良好なものから認定する。
- ハ) 基礎コース、実践コースの各分野で同月、同一地域（ハローワーク管轄単位）の認定申請が複数重なった場合は、開講月、地域の重複を避けるため1コースを選定することとし、選定方法はロ)と同様とする。
- ニ) 実践コースの各分野において申請数が募集枠（上限値）に達しない場合は、他の分野に振り替えることができるものとする。
- ホ) 各四半期に、それぞれのコース及び分野で計画数の認定が上限に満たない場合または中止になった訓練科がある場合は、その余剰分について次四半期以降において他のコース及び分野での設定ができるものとする。
- ヘ) 募集期間における1機関（法人、個人単位）が行える申請数については、「基礎コース」は1訓練科までとし、かつ、「実践コース」を含む全体の申請は、2訓練科までとする。
- ト) eラーニングコースの設定は、訓練認定規模の10%を上限の目安とする。

- ・ 受講者の就職率については、基礎コース58%、実践コース63%を目指す。（就職は雇用保険適用就職とする。）
- ・ 訓練認定規模は332人を上限とし、基礎コースと実践コースの割合は次のとおりとする。
 - 基礎コース（基礎的能力のみを習得する職業訓練）30%程度、
 - 実践コース（基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練）70%程度
- ・ 実践コースのうち、介護系、デジタル系の割合は介護系20%程度、デジタル系30%程度を目安とする。
- ・ 人材確保がより困難となっている介護等の分野、デジタル分野等の成長分野に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。未就職のまま卒業することとなった新卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労についている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。
- ・ 求職者支援訓練のうち、次の上限値（定員）以下で新規参入となる職業訓練を認定する。

	滋賀県下 全域	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
基礎コース	99	33	32	17	17
実践コース	99	33	32	17	17

注 ｲ) 認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のため同一認定単位期間内で新規参入枠へ振り替えることも可能とする。

ウ 職業訓練の効果的な実践の取組

- ・ 滋賀県地域職業能力開発促進協議会を開催し、関係機関の連携・協力の下に、地域における求職者の動向や産業界の訓練ニーズに応えた実施分野及び規模の設定、訓練実施機関の開拓などについて企画・検討を行う。また、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラムの改善を図る。
- ・ 労働局、ハローワーク担当者と訓練実施機関との意見交換の場を設け、求職者の動向や訓練ニーズ等についての情報交換を行う。
- ・ 本計画に基づき、滋賀労働局、滋賀県、機構滋賀支部、訓練実施機関等が一体となり、求職者に対する定期的な訓練説明会の開催や各機関のホームページ、新聞広告等のマスメディアの活用、SNSの利用等により幅広く情報発信を行うことにより受講者の確保に努める。
また、公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ“ハロートレーニング～急がば学べ～”及びロゴマークを活用して、職業能力開発に関する興味・関心を高め、親しみやすいイメージのアピールに努める。
- ・ ハローワークは、職業訓練希望者に対するジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを積極的に実施し、訓練目標の明確化を図るとともに、適切な訓練コースの選択を支援する。また、職業訓練受講開始後においては求職者担当制によるきめ細かな職業相談、職業紹介などの就職支援を行う。
- ・ 訓練実施機関等においては、職業訓練受講期間中にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなどの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、ハローワークと連携し、求人情報の提供など就職に向けた支援を行い、訓練修了までに就職が決まらない可能性のある訓練受講者については、漏れなくハローワークに誘導し、就職支援の強化を図る。
- ・ ハローワーク、滋賀県、機構滋賀支部、訓練実施機関等（以下「関係機関等」という。）が連携し、一体となり職業訓練修了後も未就職となっている者を早期に把握し就職支援に努める。

(2) 在職者に対する公共職業訓練等

○令和6年度計画 対象者数（定員）3,284人（335コース）

	コース数	対象者数	備 考
滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)	86	957	
機械系	30	397	
電気・電子系	37	390	
居住系	19	170	
滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	95	937	
機械系	48	507	
電気・電子系	47	430	

居住系	0	0	
高等技術専門学校（米原校舎） （テクノカレッジ米原）	104	963	
機械系	30	295	
溶接系	16	94	
電気系	28	280	
制御系	30	294	
高等技術専門学校（草津校舎） （テクノカレッジ草津）	50	427	
機械系	24	232	
溶接系	15	87	
電気・電子系	11	108	
合 計	335	3,284	

- ・ 機構立施設に設置された「生産性向上人材育成支援センター」において、企業の人材育成に関する相談支援から、職業訓練（“ものづくり”分野における能力開発セミナー、生産性向上支援訓練）の実施まで、中小企業等の人材育成に必要な支援を実施する。県立施設において、機械、溶接、電気及び制御等の“ものづくり”分野について、基礎から応用までの技能向上セミナーを実施する。
- ・ 機構立施設および県立施設において、事業主自らが雇用する労働者に対する教育訓練への施設・設備の使用や職業訓練指導員の派遣などの支援を行い、高度で多様な人材育成の機会を提供する。

（３） 学卒者に対する公共職業訓練

○令和6年度計画 対象者数（定員）95人（5科）

	対象者数	備 考
滋賀職業能力開発短期大学校 （滋賀職能大）	65	
機械システム系 生産技術科（生産機械技術科）	20	高等学校卒業者等対象 訓練期間2年
住居環境系 住居環境科	20	高等学校卒業者等対象 訓練期間2年
電子情報制御システム系 電子情報技術科	25	高等学校卒業者等対象 訓練期間2年
高等技術専門学校（米原校舎） （テクノカレッジ米原）	10	
メカトロニクス系 メカトロニクス科	10	高等学校卒業者等対象 訓練期間2年
高等技術専門学校（草津校舎） （テクノカレッジ草津）	20	
第二種自動車系 自動車整備科	20	高等学校卒業者等対象 訓練期間2年
合 計	95	

- ・ 滋賀県では、高等学校卒業者等を対象とする普通課程の普通職業訓練は県立施設において、専門課程の高度職業訓練は機構立施設において実施している。

- ・ 県立高等技術専門校において、新規学卒者や学卒未就職者をはじめとする若年層の求職者に技能・知識を習得させることで、就職の促進と雇用の安定を図るとともに、県内産業振興の中核となる人材の育成に努める。
- ・ 機構立近畿職業能力開発大学校附属滋賀職業能力開発短期大学校において、地域の産業・企業との連携をより一層深め、技術革新に対応できる高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践技術者を養成する。さらに、生産技術科（正式名称）については、訓練内容をより想像しやすくする為に「生産機械技術科（募集科名）」として募集する。

（４） 障害者等に対する公共職業訓練

○令和6年度計画 対象者数（定員）49人

		対象者数	備 考
施設内訓練	高等技術専門校（草津校舎） （テクノカレッジ草津）	20	
	総合実務科（販売実務コース・ OA事務コース）	20	知的障害者対象
施設外委託訓練	高等技術専門校（米原校舎）（拠点校） （テクノカレッジ米原）	29	
	知識・技能習得訓練	10	Off-JT 集合型・個別型訓練
	実践能力習得訓練	18	OJT 職場実習型訓練
	特別支援学校早期訓練	1	OJT 職場実習型訓練

- ・ 受講者の就職率については、施設内訓練では85%、施設外委託訓練では80%を目指す。
- ・ 滋賀県では、県立施設において知的障害者を対象とした施設内訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関等や企業等を活用した、障害者の多様なニーズに対応した職業訓練（施設外委託訓練）を実施している。

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進等のための取組等

・ 地域におけるリスクリングの推進に関する事業

デジタル・トランスフォーメーションの加速化やテレワーク等による働き方の多様化、人生100年時代における職業人生の長期化など、企業や労働者を取り巻く環境が変化する中で、企業・経営者は経営戦略や将来ビジョン等を明確にするとともに、労働者は、自身の職業能力開発の必要性を継続的に意識しながら、時代のニーズに即したリスクリング・スキルアップを図る必要性が求められている。

産業の持続的な発展のために、人手不足が深刻な分野をはじめ地域に必要な人材を育成・確保していく必要があり、特にDX等の成長分野に関するリスクリングの推進に資する経営者等の意識改革・理解促進や在職者のリスクリング支援などの事業に取り組む必要がある。

そのため、滋賀県（市町を含む。）は、地域リスクリングの推進に関する事業に取り組むこととし、当該事業の内容については、滋賀県地域職業能力開発促進協議会において事業一覧を報告することとする。

ハロートレーニング（離職者向け）の令和6年度計画（案）

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

滋賀県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （高齢・障害・求職者支 援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	315	15	225		75
	営業・販売・事務分野	768		768		
	医療事務分野	90		90		
	介護・医療・福祉分野	231		186		45
	農業分野					
	旅行・観光分野					
	デザイン分野	20	20			
	製造分野	408	100		308	
	建設関連分野	60	60			
	理容・美容関連分野					
	その他分野	278		75	90	113
求職者支援訓練（基礎コース）		99				99
合計		2,269	195	1,344	398	332
（参考） デジタル分野		495	15	225	180	75

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

令和5-6年度 滋賀県地域職業訓練実施計画（案）

ハロートレーニング ～急がば学べ～

令和5-6年4月1日
滋賀県
滋賀労働局
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「支援法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する、支援法第4条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）や、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）等について、国及び滋賀県が一体となって特定求職者を含む求職者等に対する職業訓練受講の機会を十分に確保し、実施するための実施方針、実施規模、推進体制等の重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、令和5-6年4月1日から令和6-7年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 労働市場の動向と課題等

・労働市場の動向と課題

県内の雇用情勢については、新型コロナウイルス感染症の影響により、有効求人倍率が一時0.80倍まで低下したが、令和3年度以降製造業などで持ち直しの動きがみられ、令和4年2月には、1年10ヶ月ぶりに有効求人倍率が1倍を上回るなど、コロナ禍からの社会経済活動の再開の動きが進み、人手不足感が強まった。

ただ、令和5年度においては、有効求人倍率はほぼ横ばいで推移し、令和5年12月の有効求人倍率は1.02倍となるなど、物価の上昇等が雇用に与える影響について注意する必要がある。
県内の雇用情勢については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度において、有効求人倍率が一時0.80倍まで低下したが、令和3年度以降製造業などで持ち直しの動きがみられ、令和4年2月には、1年10ヶ月ぶりに有効求人倍率が1倍を上回るまでに回復した。

令和4年度においては、コロナ禍からの社会経済活動の再開の動きが進み、製造業を含め幅広い業種で持ち直しの動きが広まる中、令和4年12月の有効求人倍率も1.21倍となるなど、多くの業種で人材ニーズが高まっている。

当県においても、今後、労働人口が減少することが見込まれる中、これまで以上に産業界や地域の人材ニーズに即した職業訓練や労働者一人ひとりの労働生産性の向上に向けて、多様な職業能力開発の機会の確保、提供が重要である。

また、デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革の中で、県内の中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。

製造業は当県の基幹産業であることから、人材確保に努め、ものづくりの基盤となる技術を担う人材の育成、技能の継続を行うとともに、デジタル・トランスフォーメーションの加速等を踏まえたIT分野の訓練の充実など、県内企業の生産性の向上や高付加価値化を推進すべく、デジタル人材の育成を図っていくことも重要である。

・職業訓練の実施状況

令和4年令和5年 4月から令和4年令和5年 12月末現在で、滋賀県における新規求職者 ~~40,488~~39,799人であり、そのうち、特定求職者に該当する可能性のある者の数は ~~17,687~~18,011人となっている。

○令和4年令和5年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

- ・公共職業訓練（離職者訓練） ~~—9431,150~~人（令和4年令和5年 12月末現在）
- ・求職者支援訓練 ~~197143~~人（令和4年令和5年 12月末現在）

○令和4年令和5年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- ・公共職業訓練（離職者訓練）（令和4年令和5年 12月末現在）
 - 施設内訓練 ~~77.887~~77.5%
 - 委託訓練 ~~69.574~~69.3%
- ・求職者支援訓練（令和4年令和5年 6月末までに終了し就職率が確定したコース）
 - 基礎コース ~~50100~~50%
 - 実践コース —%

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

令和~~3~~4年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

~~①~~ ①求職者支援訓練について、応募倍率が低く、就職率が高く、応募倍率が低い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること

~~②~~ ②求職者支援訓練について、応募倍率が高く、就職率が低い分野（「IT分野」）があること

~~③~~ ③求職者支援訓練について、応募倍率が低く、就職率が低い分野（「医療事務分野」）があることと地域の人材ニーズが高い分野（「製造分野」）があること

~~④~~ ④委託訓練の計画数と実績の乖離があること

~~⑤~~ ⑤④デジタル分野が質・量とも不足していること

といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和~~6~~5年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

①については、求職者に介護職の魅力情報を発信し、受講者ニーズに合わせた訓練開催地域を検討する。

②については、求人ニーズに即した訓練内容となっているか、就職支援策が十分か、検討する。また、「公共職業訓練の効果検証」の結果も踏まえた、ハローワークと連携した就職支援の強化をする。

③については、~~受講者ニーズに合わせた訓練開催地域を検討し、ハローワーク及び訓練実施機関と連携した就職支援を検討する。~~地域の人材ニーズが高い「ものづくり」の基盤となる技術を担う人材の育成、技能の習得ができるよう求職者に製造業の魅力の情報を発信を進める。

~~④については、受講者ニーズを踏まえた更なる訓練コースの設定を進める。~~

~~⑤④については、デジタル人材育成を行う訓練実施機関の開拓を進める。~~

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 離職者に対する公的職業訓練

アー1 施設内訓練

○令和~~6~~5年度計画 対象者数（定員）~~593597~~593人（48コース）

※障害者向け訓練を除く

	コース数	対象者数	備考
滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	32	398402 <u>398</u>	
機械系	16	202	
電気・電子系	10	124	日本版デュアルシステム訓練含む

	居住系	6	7 672	
高等技術専門学校（米原校舎） （テクノカレッジ米原）		10	120	
	建築施工系	1	20	
	建築内装系	2	20	
	機械系	4	40	
	電気系	2	30	
	制御系	1	10	日本版デュアルシステム訓練
高等技術専門学校（草津校舎） （テクノカレッジ草津）		6	75	
	機械系	2	20	
	建築内装系	2	20	
	情報系	1	15	
	服飾系	1	20	
合 計		48	593 597	

- ・ 受講者の就職率については、機構立施設内訓練 82.5%、県立施設内訓練 85%を目指す。
- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）滋賀職業能力開発促進センターにおいて、地域の事業主団体等の人材ニーズを基に、主に機械系、電気・電子系、居住系などの“ものづくり”分野であって、民間の教育訓練施設では実施が難しいコースを設定の上、職業訓練を実施する。
- ・ 県立高等技術専門学校において、機械系、電気系、建築系、制御系などの分野において、“ものづくり”の基本となる技能・知識を習得するための職業訓練を実施する。

ア-2 施設外委託訓練

○令和~~6~~5年度計画 対象者数（定員）1,3~~64~~42人（9~~24~~コース）

	コース数	対象者数	実施地域別内訳 (コース数)			備考
			北部	南部	県全域	
長期高度人材育成コース	34	216	1	1	12	
介護福祉士養成科	1	8			1	
- 保育士養成科	2	13	1	1		
保育栄養士養成科	12	513	1	1	1	
知識等習得等コース	8690	1,276 1,338	28 33	43 41	15 16	
事務系	5815	225856	254	279	62	母子母等優先型を含む
情報系	5912	180873	026	926	37	母子母等優先型を含む優先型、 ⇒デュアル訓練を含む
介護・福祉系	1111	165	23	6	32	母子母等優先型を含む

その他	54	7560	10	10	34	デュアル訓練及び定住外国人向けコースを含む
eラーニングコース	3	45			3	
情報系	3	45			3	
合計	9294	1,342 1,364	293 4	444 2	191 8	

※南部地域＝大津・草津・高島・甲賀地域

※北部地域＝東近江・湖東・湖北地域

※県全域＝訓練を実施する地域について特に指定の無いもの

- ・受講者の就職率については、施設外委託訓練 80%、専門課程の高度職業訓練 95%を目指す。
- ・滋賀県では、民間教育訓練機関等を活用し、雇用拡大が期待される職種において、若年者、女性等に配慮した多様な訓練コースの設定に努めるとともに、県内の各地域に位置する民間教育訓練期間等に委託して訓練を行うことで、通所の利便性を図り、訓練の受講機会の確保を図る。
- ・令和6-5年度は、「知識等習得コース」、「母子家庭の母等訓練コース」、「子育て家庭支援コース」、「定住外国人向け訓練コース」、「委託訓練活用型デュアルシステムコース（座学先行型）」、国家資格の取得を目指す長期の訓練コースである「長期高度人材育成コース」、情報通信機器を用いた在宅型訓練である「eラーニングコース」を実施する。

イ 求職者支援訓練の対象者数等

○令和6-5年度計画

対象者数 ~~200252~~ 人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模の上限を ~~332360~~ 人とする。

コース別	滋賀県下 全域(人)	第1四半 期(人)	第2四半 期(人)	第3四半 期(人)	第4四半 期(人)
基礎コース	99150	3345	3245	1730	1730
実践コース	233210	5860	5960	5845	5845
介護系	45	0	15	15	15
デジタル系(※)	7560	3015	15	15	15
その他	11390	2830	2930	2815	2815
合計	332360	91405	91405	75	75

(※) デジタル系は訓練分野番号の「02 IT分野」及び「11 デザイン分野」のうちWebデザイン系を加えたもの

注 1) 訓練の認定は四半期ごとに認定する。

ロ) 申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、

・新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定する。

・実績枠については、訓練受講者の就職実績等が良好なものから認定する。

ハ) 基礎コース、実践コースの各分野で同月、同一地域（ハローワーク管轄単位）の認定申請が複数重なった場合は、開講月、地域の重複を避けるため1コースを選定することとし、選定方法はロ)と同様とする。

ニ) 実践コースの各分野において申請数が募集枠（上限値）に達しない場合は、他の分野に振り替えることができるものとする。

ホ) 各四半期に、それぞれのコース及び分野で計画数の認定が上限に満たない場合または中止になった訓練科がある場合は、その余剰分について次四半期以降において他のコース及び分野での設定ができるものとする。

ハ) 募集期間における1機関（法人、個人単位）が行える申請数については、「基礎コース」は1訓練科までとし、かつ、「実践コース」を含む全体の申請は、2訓練科までとする。

ト) eラーニングコースの設定は、訓練認定規模の10%を上限の目安とする。

- ・ 受講者の就職率については、基礎コース 58%、実践コース 63%を目指す。（就職は雇用保険適用就職とする。）
- ・ 訓練認定規模は ~~332360~~ 人を上限とし、基礎コースと実践コースの割合は次のとおりとする。
 - 基礎コース（基礎的能力のみを習得する職業訓練） ~~3040~~%程度、
 - 実践コース（基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練） ~~7069~~%程度
- ・ 実践コースのうち、介護系、~~医療事務系~~、デジタル系の割合は介護系 20%程度、~~医療事務系 5%程度~~、デジタル系 30%程度を目安とする。
- ・ 人材確保がより困難となっている介護等の分野、デジタル分野等の成長分野に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。未就職のまま卒業することとなった新卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労についている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。
- ・ 求職者支援訓練のうち、次の上限値（定員）以下で新規参入となる職業訓練を認定する。

	滋賀県下 全域	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
基礎コース	9936	3312	3212	1712	170
実践コース	9948	3312	3212	1712	1712

注 イ) 認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のため同一認定単位期間内で新規参入枠へ振り替えることも可能とする。

ウ 職業訓練の効果的な実践の取組

- ・ 滋賀県地域職業能力開発促進協議会を開催し、関係機関の連携・協力の下に、地域における求職者の動向や産業界の訓練ニーズに応えた実施分野及び規模の設定、訓練実施機関の開拓などについて企画・検討を行う。また、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラムの改善を図る。
- ・ 労働局、ハローワーク担当者と訓練実施機関との意見交換の場を設け、求職者の動向や訓練ニーズ等についての情報交換を行う。
- ・ 本計画に基づき、滋賀労働局、滋賀県、機構滋賀支部、訓練実施機関等が一体となり、求職者に対する定期的な訓練説明会の開催や各機関のホームページ、新聞広告等のマスメディアの活用、SNSの利用等により幅広く情報発信を行うことにより受講者の確保に努める。
 - また、公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ“ハロートレーニング～急がば学べ～”及びロゴマークを活用して、職業能力開発に関する興味・関心を高め、親しみやすいイメージのアピールに努める。
- ・ ハローワークは、職業訓練希望者に対するジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを積極的に実施し、訓練目標の明確化を図るとともに、適切な訓練コースの選択を支援する。また、職業訓練受講開始後においては求職者担当制によるきめ細かな職業相談、職業紹介などの就職支援を行う。
- ・ 訓練実施機関等においては、職業訓練受講期間中にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなどの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、ハローワークと連携し、求人情報の提供など就職に向けた支援を行い、訓練修了まで

に就職が決まらない可能性のある訓練受講者については、漏れなくハローワークに誘導し、就職支援の強化を図る。

- ・ ハローワーク、滋賀県、機構滋賀支部、訓練実施機関等（以下「関係機関等」という。）が連携し、一体となり職業訓練修了後も未就職となっている者を早期に把握し就職支援に努める。

（２） 在職者に対する公共職業訓練等

○令和 6-5 年度計画 対象者数（定員） 3,2843,642 人（335317 コース）

	コース数	対象者数	備 考
滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)	<u>86113</u>	<u>9571,335</u>	より専門的な技能・技術の習得を行う
機械系	<u>3046</u>	<u>397635</u>	
電気・電子系	<u>3736</u>	<u>390390</u>	
居住系	<u>1931</u>	<u>170310</u>	
滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	9553	<u>937992</u>	
機械系	4828	<u>507532</u>	
電気・電子系	<u>4725</u>	<u>430460</u>	
居住系	0	0	
高等技術専門学校（米原校舎） (テクノカレッジ米原)	1046	<u>963957</u>	
機械系	30	<u>295280</u>	
溶接系	16	94	
電気系	<u>2830</u>	<u>280300</u>	
制御系	30	<u>294283</u>	
高等技術専門学校（草津校舎） (テクノカレッジ草津)	<u>5045</u>	<u>358427</u>	
機械系	24	<u>232217</u>	
溶接系	15	87	
電気・電子系	<u>115</u>	<u>50108</u>	
合 計	<u>335317</u>	<u>3,2843,642</u> 42	

- ・ 機構立施設に設置された「生産性向上人材育成支援センター」において、企業の人材育成に関する相談支援から、職業訓練（“ものづくり”分野における能力開発セミナー、生産性向上支援訓練）の実施まで、中小企業等の人材育成に必要な支援を実施する。県立施設において、機械、溶接、電気、~~建築~~及び制御等の“ものづくり”分野について、基礎から応用までの技能向上セミナーを実施する。
- ・ 機構立施設および県立施設において、事業主自らが雇用する労働者に対する教育訓練への施設・設備の使用や職業訓練指導員の派遣などの支援を行い、高度で多様な人材育成の機会を提供する。

（３） 学卒者に対する公共職業訓練

○令和 6-5 年度計画 対象者数（定員） 95 人（5 科）

	対象者数	備 考

滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)	65	
機械システム系 生産技術科生産技術科(生産機械技術科)	20	高等学校卒業者等対象 訓練期間2年
住居環境系 住居環境科	20	高等学校卒業者等対象 訓練期間2年
電子情報制御システム系 電子情報技術科	25	高等学校卒業者等対象 訓練期間2年
高等技術専門学校(米原校舎) (テクノカレッジ米原)	10	
メカトロニクス系 メカトロニクス科	10	高等学校卒業者等対象 訓練期間2年
高等技術専門学校(草津校舎) (テクノカレッジ草津)	20	
第二種自動車系 自動車整備科	20	高等学校卒業者等対象 訓練期間2年
合計	95	

- ・ 滋賀県では、高等学校卒業者等を対象とする普通課程の普通職業訓練は県立施設において、専門課程の高度職業訓練は機構立施設において実施している。
- ・ 県立高等技術専門学校において、新規学卒者や学卒未就職者をはじめとする若年層の求職者に技能・知識を習得させることで、就職の促進と雇用の安定を図るとともに、県内産業振興の中核となる人材の育成に努める。
- ・ 機構立近畿職業能力開発大学校附属滋賀職業能力開発短期大学校において、地域の産業・企業との連携をより一層深め、技術革新に対応できる高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践技術者を養成する。さらに、生産技術科(正式名称)については、訓練内容をより想像しやすくする為に「生産機械技術科(募集科名)」として募集する。

(4) 障害者等に対する公共職業訓練

○令和6年度計画 対象者数(定員) 4945人

		対象者数	備考
施設内訓練	高等技術専門学校(草津校舎) (テクノカレッジ草津)	20	
	総合実務科(販売実務コース・ OA事務コース)	20	知的障害者対象
施設外委託訓練	高等技術専門学校(米原校舎)(拠点校) (テクノカレッジ米原)	<u>2925</u>	
	知識・技能習得訓練	<u>106</u>	Off-JT 集合型・個別型訓練
	実践能力習得訓練	18	OJT 職場実習型訓練
	特別支援学校早期訓練	1	OJT 職場実習型訓練

- ・ 受講者の就職率については、施設内訓練では85%、施設外委託訓練では80%を目指す。
- ・ 滋賀県では、県立施設において知的障害者を対象とした施設内訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関等や企業等を活用した、障害者の多様なニーズに対応した職業訓練(施設外委託訓練)を実施している。

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進等のための取組等

・地域におけるリスクリングの推進に関する事業

デジタル・トランスフォーメーションの加速化やテレワーク等による働き方の多様化、人生100年時代における職業人生の長期化など、企業や労働者を取り巻く環境が変化する中で、企業・経営者は経営戦略や将来ビジョン等を明確にするとともに、労働者は、自身の職業能力開発の必要性を継続的に意識しながら、時代のニーズに即したリスクリング・スキルアップを図る必要性が求められている。

産業の持続的な発展のために、人手不足が深刻な分野をはじめ地域に必要な人材を育成・確保していく必要があり、特にDX等の成長分野に関するリスクリングの推進に資する経営者等の意識改革・理解促進や在職者のリスクリング支援などの事業に取り組む必要がある。

そのため、滋賀県(市町を含む。)は、地域リスクリングの推進に関する事業に取り組むこととし、当該事業の内容については、~~令和5年度に開催する~~滋賀県地域職業能力開発促進協議会において事業一覧を報告することとする。

教育訓練給付制度における地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大について

厚生労働省 滋賀労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

教育訓練給付の概要

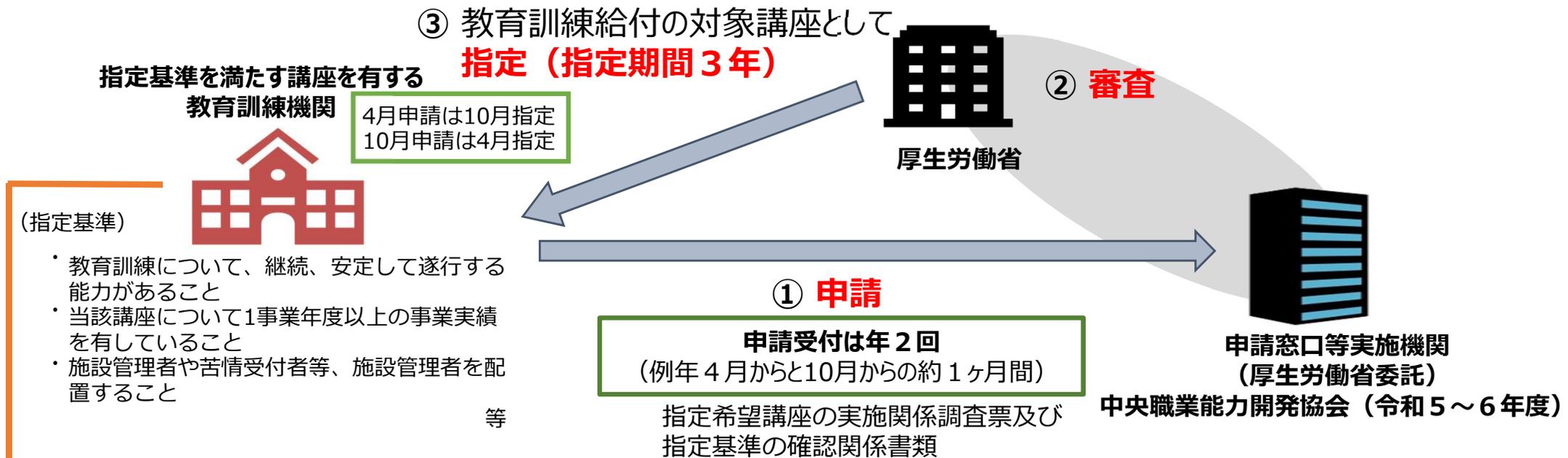
労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	受講費用の 50% （上限年間 40万円 ）を6か月ごとに支給。 ※ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合、受講費用の 20% （上限年間 16万円 ）を追加支給。	受講費用の 40% （上限 20万円 ）	受講費用の 20% （上限 10万円 ）
支給要件	○ 在職者又は離職後1年以内 （妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上 （初回の場合、専門実践教育訓練給付は 2年以上 、特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付は 1年以上 ）		
講座数	2,861講座	573講座	11,833講座
受給者数	35,906人（初回受給者数）	3,056人	78,226人
講座指定要件	次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの ① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程 ② 専門学校等の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院 ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座 経済産業省連携 ⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携	次のいずれかの類型に該当する教育訓練 ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）

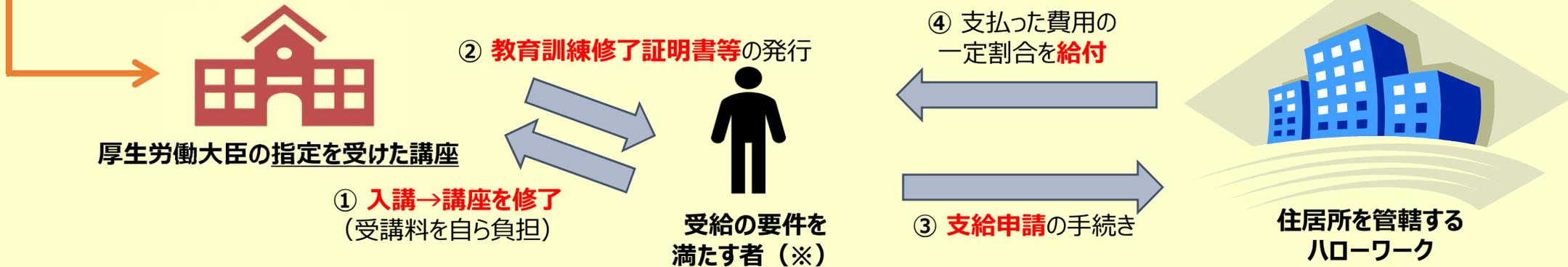
(注) 講座数は2023年10月時点、受給者数は2022年度実績。

教育訓練給付の指定申請等の概要

1. 教育訓練給付の対象講座になるまでの流れ



2. 教育訓練給付を受給するまでの流れ



(※) 特定一般教育訓練・専門実践教育訓練については、講座の受講開始1ヶ月前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要

教育訓練給付の講座指定の対象となる主な資格・試験など



専門実践教育訓練給付
最大で受講費用の70%〔年間最大56万円〕を受講者に支給



特定一般教育訓練給付
受講費用の40%〔上限20万円〕を受講者に支給



一般教育訓練給付
受講費用の20%〔上限10万円〕を受講者に支給

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許
中型自動車第一種・第二種免許
大型特殊自動車免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許
フォークリフト運転技能講習
けん引免許
車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習
移動式クレーン運転士免許
クレーン・デリック運転士免許

情報関係

第四次産業革命スキル習得講座
ITSSLレベル3以上(120時間以上)の資格取得を目指す講座(シスコ技術者認定資格等)
ITSSLレベル3以上(120時間未満)又はITSSLレベル2以上の資格取得を目指す講座(基本情報技術者試験等)
ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター能力認定試験
CAD利用技術者試験

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント
社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
行政書士、税理士
中小企業診断士試験
通関士、マンション管理士試験
司法書士、弁理士
気象予報士試験
土地家屋調査士

司書・司書補
産業カウンセラー試験
公認内部監査人認定試験

事務関係

Microsoft Office Specialist 2016
VBAエキスパート
簿記検定試験(日商簿記)
日本語教員、IELTS
日本語教育能力検定試験
実用英語技能検定(英検)
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
中国語検定試験
HSK漢語水平考試
「ハングル」能力検定
建設業経理検定

医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士(介護福祉士実務者研修を含む)
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
精神保健福祉士、はり師
柔道整復師、歯科技工士
理学療法士、作業療法士
言語聴覚士、栄養士
管理栄養士、保健師
美容師、理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師、臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師

主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護福祉士実務者研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者
衛生管理者免許試験

医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者(R)試験
調剤薬局事務検定試験
健康管理士一般指導員資格認定試験
メンタルヘルス・マネジメント検定試験

36 -

営業・販売関係

調理師
宅地建物取引士資格試験
インテリアコーディネーター
パーソナルカラー検定
ソムリエ呼称資格認定試験
国内旅行業務取扱管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士

電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師
パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程
(商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など)

職業実践力育成プログラム
(保健、社会科学、工学・工業など)

キャリア形成促進プログラム
(医療、文化教養、商業実務関係)

専門職学位
(ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など)

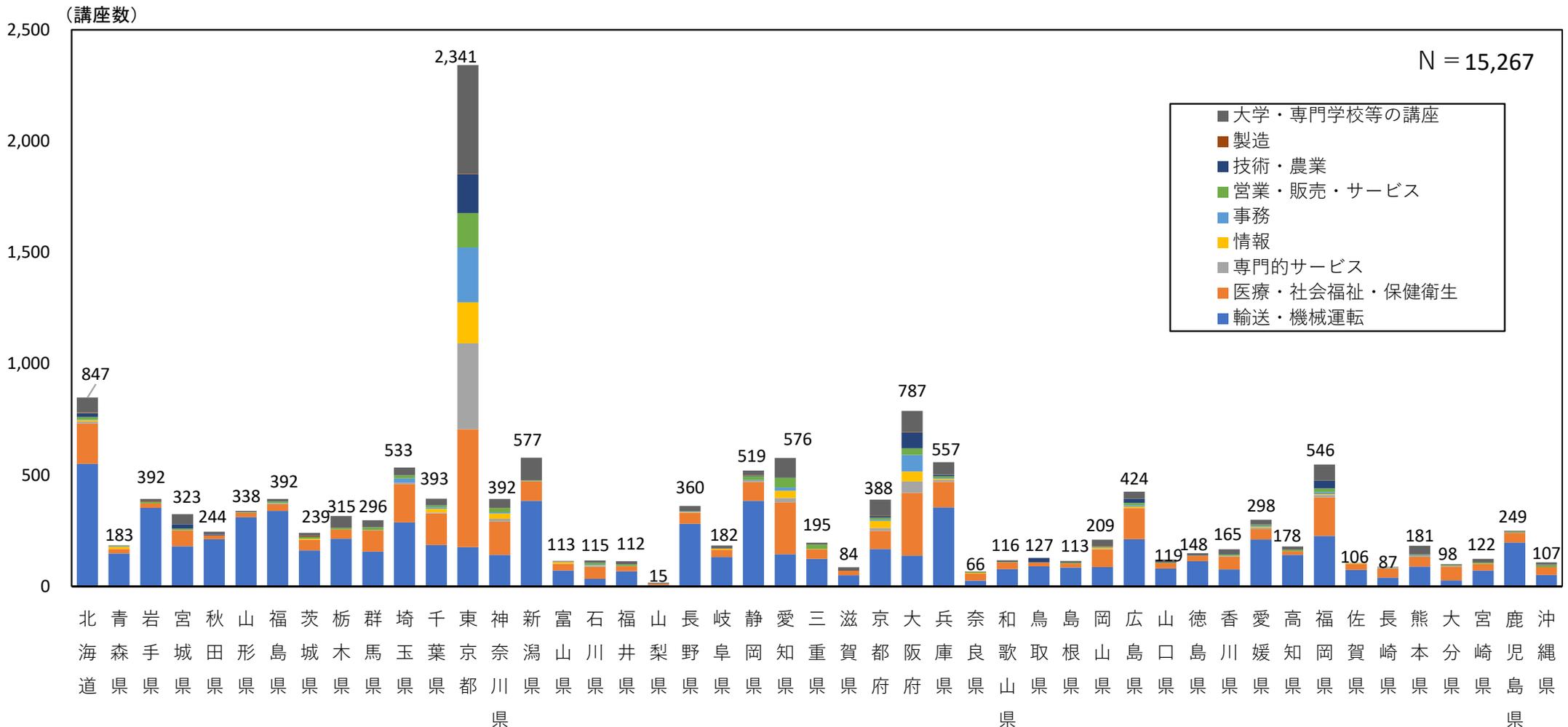
短時間の職業実践力育成プログラム
(人文科学・人文)

短時間のキャリア形成促進プログラム
(文化教養関係)

修士・博士
履修証明
科目等履修生

指定講座の状況（訓練機関の所在地・分野別）（令和5年10月1日時点）

- 地域によって指定講座数にばらつきがみられるが、最も多い東京都が約2,300講座と全体の約15%を占め、続いて北海道、大阪府、新潟県、愛知県順に多くなっている。
- 東京都の指定講座を分野別にみると、特に「専門的サービス関係」「情報関係」「技術関係」では指定講座の4～5割が東京都の教育訓練機関により実施されている。



※ 訓練機関の所在地別で集計しており、一の訓練機関が同一の講座を複数箇所で開講している場合、開講箇所数に関わらず訓練機関の所在する都道府県に1講座計上している。

資料出所：厚生労働省「教育訓練給付の指定講座に係る行政記録情報」より若年者・キャリア形成支援担当参事官室で作成

滋賀県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別） （令和5年10月1日時点）

		全国			滋賀県				
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
輸送・機械運転関係	大型自動車第一種免許	2460	-	80	2380	21	-	0	21
	中型自動車第一種免許	1688	-	56	1632	8	-	0	8
	準中型自動車第一種免許	763	-	32	731	3	-	0	3
	大型特殊自動車免許	676	-	20	656	5	-	0	5
	大型自動車第二種免許	661	-	33	628	4	-	0	4
	フォークリフト運転技能講習	301	-	3	298	4	-	0	4
	けん引免許	152	-	12	140	3	-	0	3
	その他	972	-	15	957	1	-	0	1
医療・社会福祉・保健衛生関係	医療事務技能審査試験	7	-	-	7	0	-	-	0
	介護福祉士（実務者研修含む）	1538	295	21	1222	4	0	0	4
	介護支援専門員	107	-	64	43	0	-	0	0
	喀痰吸引等研修修了	57	-	14	43	0	-	0	0
	介護職員初任者研修	277	-	75	202	0	-	0	0
	看護師	287	280	0	7	1	1	0	0
	特定行為研修	265	-	67	198	11	-	2	9
	社会福祉士	164	125	6	33	1	0	0	1
	保育士	126	108	3	15	1	1	0	0
	精神保健福祉士	111	85	0	26	0	0	0	0
	歯科衛生士	115	112	0	3	0	0	0	0
	その他	569	415	9	145	2	2	0	0
	専門的サービス関係	税理士	205	-	0	205	0	-	0
社会保険労務士試験		118	-	3	115	0	-	0	0
行政書士		50	-	0	50	0	-	0	0
その他		178	22	0	156	0	0	0	0

滋賀県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別） （令和5年10月1日時点）

		全国				滋賀県			
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
情報関係	Microsoft Office Specialist	75	—	—	75	0	—	—	0
	CAD利用技術者試験	25	—	—	25	0	—	—	0
	Webクリエイター能力認定試験	47	—	—	47	0	—	—	0
	第四次産業革命スキル習得講座	129	129	—	—	0	0	—	—
	その他	128	3	10	115	0	0	0	0
事務関係	TOEIC	166	—	—	166	0	—	—	0
	簿記検定試験（日商簿記）	84	—	—	84	0	—	—	0
	中国語検定試験	32	—	—	32	0	—	—	0
	「ハングル」能力検定	5	—	—	5	0	—	—	0
	実用フランス語技能検定試験	4	—	—	4	0	—	—	0
	日本語教員	53	—	—	53	0	—	—	0
	その他	80	—	—	80	0	—	—	0
営業・販売・サービス関係	宅地建物取引士資格試験	122	—	4	118	0	—	0	0
	その他	371	295	0	76	0	0	0	0
製造関係	計	34	11	0	23	0	0	0	0
技術・農業関係	建築士	56	—	0	56	0	—	0	0
	建築施工管理技術検定	51	—	0	51	0	—	0	0
	土木施工管理技術検定	59	—	0	59	0	—	0	0
	その他	226	19	3	204	0	0	0	0
大学・専門学校等の講座関係	修士・博士	624	—	—	624	0	—	—	0
	キャリア形成促進プログラム	6	5	1	—	0	0	0	—
	職業実践専門課程	664	664	—	—	0	0	—	—
	職業実践力育成プログラム	240	198	42	—	15	15	0	—
	専門職大学院	95	94	—	1	0	0	—	0
	科目等履修生	15	—	—	15	0	—	—	0
	履修証明	28	—	—	28	0	—	—	0
	その他	1	1	0	—	0	0	0	—

都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額について（令和4年度）

○ 居住地別の受給者数について、専門実践教育訓練給付初回受給者、特定一般及び一般教育訓練給付受給者の合計は約11万7千人となっており、最も多い東京では約1万8千人で全体に占める受給者割合は約15%となっている。

○ 都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額（2022年度）

都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※1）	専門実践（延べ受給者数） （※2）	支給額（千円）	特定一般＋一般	支給額（千円）	都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※1）	専門実践（延べ受給者数） （※2）	支給額（千円）	特定一般＋一般（受給者数）	支給額（千円）
1	北海道	1,380	3,431	389,441	3,816	138,367	25	滋賀県	318	702	99,725	726	23,206
2	青森県	234	702	73,896	595	20,004	26	京都府	642	1,741	289,030	1,616	63,164
3	岩手県	295	605	55,629	983	31,724	27	大阪府	3,002	8,051	1,208,116	5,905	238,923
4	宮城県	407	1,094	160,285	1,354	50,481	28	兵庫県	1,709	4,403	620,135	3,803	132,518
5	秋田県	178	411	31,559	588	15,223	29	奈良県	378	926	116,608	681	25,590
6	山形県	155	409	43,506	702	22,148	30	和歌山県	174	385	42,780	637	21,433
7	福島県	271	707	84,568	1,118	40,682	31	鳥取県	89	273	36,817	344	10,887
8	茨城県	612	1,677	216,920	1,448	54,191	32	島根県	121	353	43,623	373	10,514
9	栃木県	454	1,196	149,356	1,182	36,304	33	岡山県	408	1,020	120,145	1,223	42,922
10	群馬県	508	1,554	197,209	1,218	38,462	34	広島県	699	1,902	219,840	1,935	74,988
11	埼玉県	2,316	6,205	979,814	5,019	186,810	35	山口県	268	724	73,401	725	25,078
12	千葉県	1,605	4,397	663,289	3,885	153,299	36	徳島県	146	339	38,071	425	15,239
13	東京都	6,349	17,303	3,125,375	11,456	601,181	37	香川県	268	916	125,619	559	18,529
14	神奈川県	3,503	8,522	1,297,631	6,501	284,120	38	愛媛県	422	996	110,033	787	28,486
15	新潟県	343	888	128,356	1,672	59,357	39	高知県	121	450	66,650	420	15,420
16	富山県	152	301	32,304	537	16,615	40	福岡県	1,650	4,912	656,617	2,902	109,967
17	石川県	222	554	58,305	461	15,666	41	佐賀県	298	1,148	135,329	350	12,324
18	福井県	166	333	26,327	516	17,162	42	長崎県	314	894	93,452	449	15,567
19	山梨県	126	354	40,548	269	6,629	43	熊本県	418	1,257	146,517	1,060	34,736
20	長野県	380	885	97,055	1,315	38,635	44	大分県	271	830	99,166	564	17,917
21	岐阜県	285	985	123,481	1,032	34,660	45	宮崎県	294	923	105,227	544	16,143
22	静岡県	796	1,894	216,841	2,239	77,780	46	鹿児島県	457	1,328	155,077	720	24,809
23	愛知県	1,848	4,766	717,814	4,988	187,616	47	沖縄県	511	1,743	240,269	564	19,877
24	三重県	343	912	115,924	1,076	37,052		全国計	35,906	96,301	13,829,376	81,282	3,162,912

（※1）（※2）：専門実践教育訓練給付は6月ごとに支給している。「専門実践（初回受給者数）」は2022年度に1回目の支給を受けた者。「専門実践（延べ受給者数）」は2022年度中に支給を受けた延べ人数。

（注）：全国計は決算値であり、各都道府県分は業務統計値であるため、各都道府県の合計は全国計に一致しない。

教育訓練給付制度における地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座拡大の取組

【背景】

- 主体的なリ・スキリングによる能力向上支援の充実に向けて、労働者が厚生労働大臣が指定する講座を受講、修了した場合にその費用の一部を雇用保険から支給する教育訓練給付制度の指定講座の拡大が求められている。^(※)
- 一方で、労働政策審議会では、教育訓練給付の指定講座について地域ごとの偏りが指摘されているところ。

【対応】

こうした状況に対応するため、

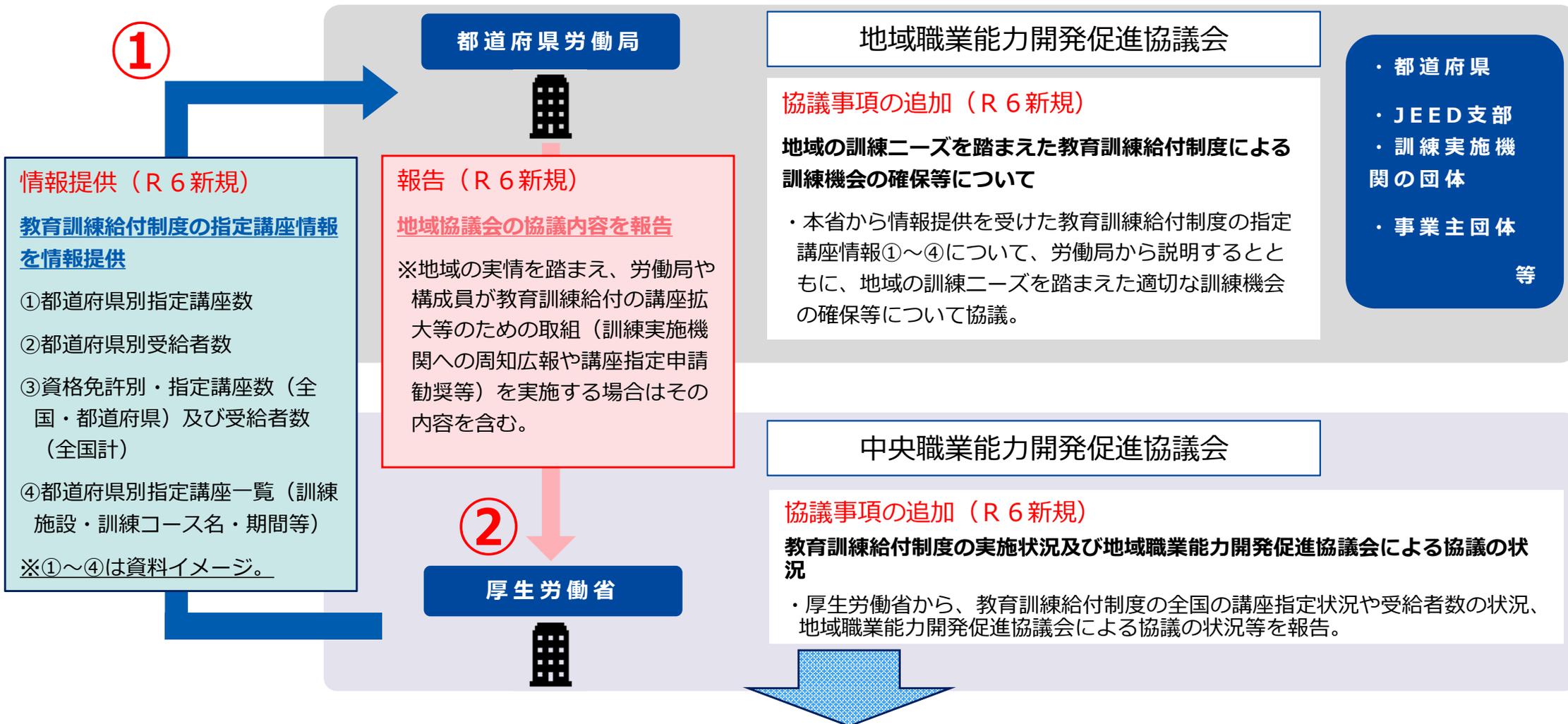
- 地域職業能力開発促進協議会を通じて地域毎の訓練ニーズ等を把握
- 把握した訓練ニーズの高い分野や地域の教育資源が十分に活用されていない分野等の業界団体や訓練実施機関に対して、厚生労働省から教育訓練給付制度の周知広報や講座指定申請勧奨などを実施
等により、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大をはかる。

※ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」令和5年6月16日閣議決定（抜粋）

- 「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。
- デジタル分野へのリ・スキリングを強化するため、専門実践教育訓練について、デジタル関係講座数（179講座（本年4月時点））を、2025年度末までに300講座以上に拡大する。

教育訓練給付制度における地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大

- リ・スキリングによる能力向上支援を推進するため、地域職業能力開発促進協議会を活用して教育訓練給付制度にかかる地域の訓練ニーズを把握するとともに、指定講座の拡大により訓練機会を確保する。



- 地域職業能力開発促進協議会や中央職業能力開発促進協議会の議論を踏まえ、訓練ニーズの高い分野や、地域の教育資源が十分に活用されていない分野等の業界団体や訓練実施機関に対して、**厚生労働省から教育訓練給付制度の周知広報や講座指定申請勧奨などを実施。**

リカレント教育の推進に関する 文部科学省の取組について

令和6年1月30日

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

リカレント教育・民間教育振興室

文部科学省における リカレント教育推進施策の背景

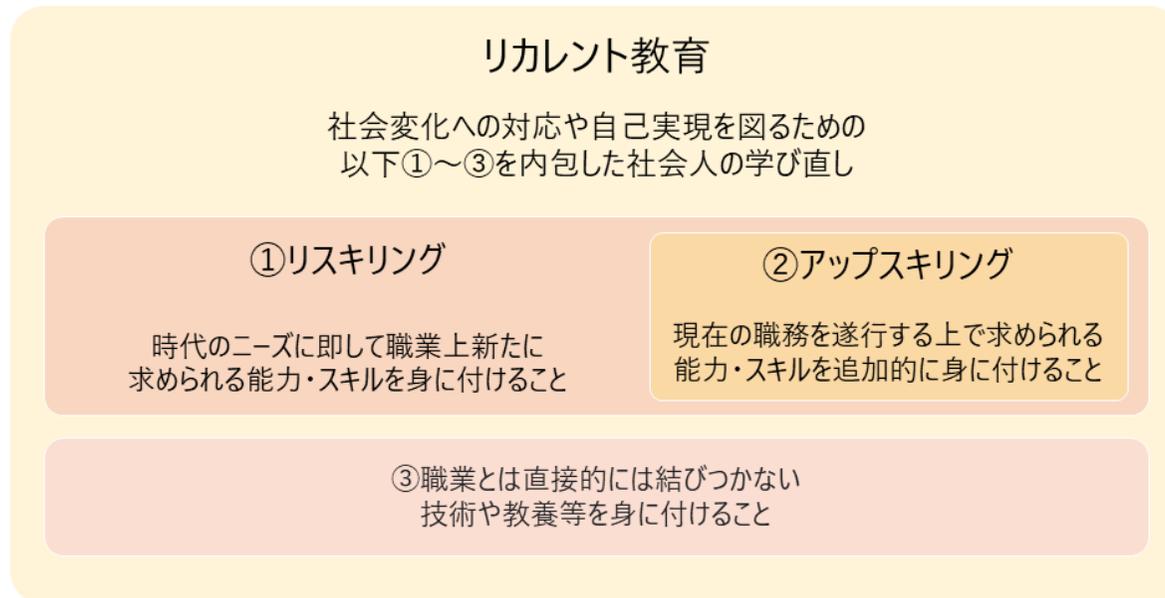
リカレント教育とは

「リカレント教育」とは、元来はいつでも学び直しができるシステムという広い意味を持つものであるが、本議論の整理では、キャリアチェンジを伴わずに現在の職務を遂行する上で求められる能力・スキルを追加的に身に付けること（アップスキリング）や、現在の職務の延長線上では身に付けることが困難な時代のニーズに即した能力・スキルを身に付けること（リスキリング）の双方を含むとともに、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しも含む広義の意味で使用する。

（第11期生涯学習分科会における「議論の整理」より）

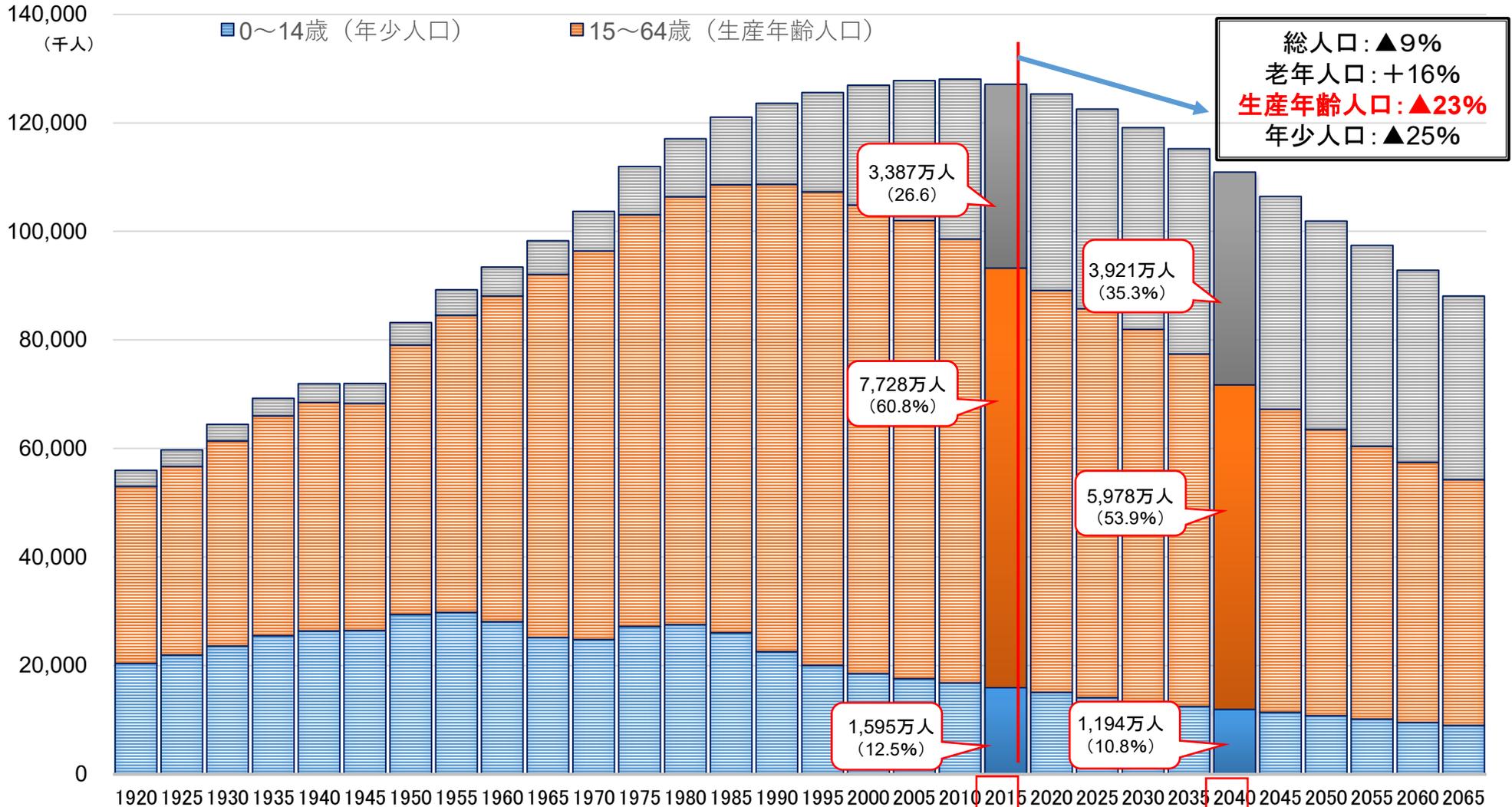
（参考：総務省 平成30年度版 情報通信白書より）

リカレント教育は、就職してからも、生涯にわたって教育と他の諸活動（労働、余暇など）を交互に行なうといった概念である。1970年に経済協力開発機構（OECD）が公式に採用し、1973年に「リカレント教育－生涯学習のための戦略－」報告書が公表されたことで国際的に広く認知された。



いまなゼリカレント教育が必要か

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,194万人、生産年齢人口が5,978万人まで減少し、我が国の総人口の三分の一以上が65歳以上となる。

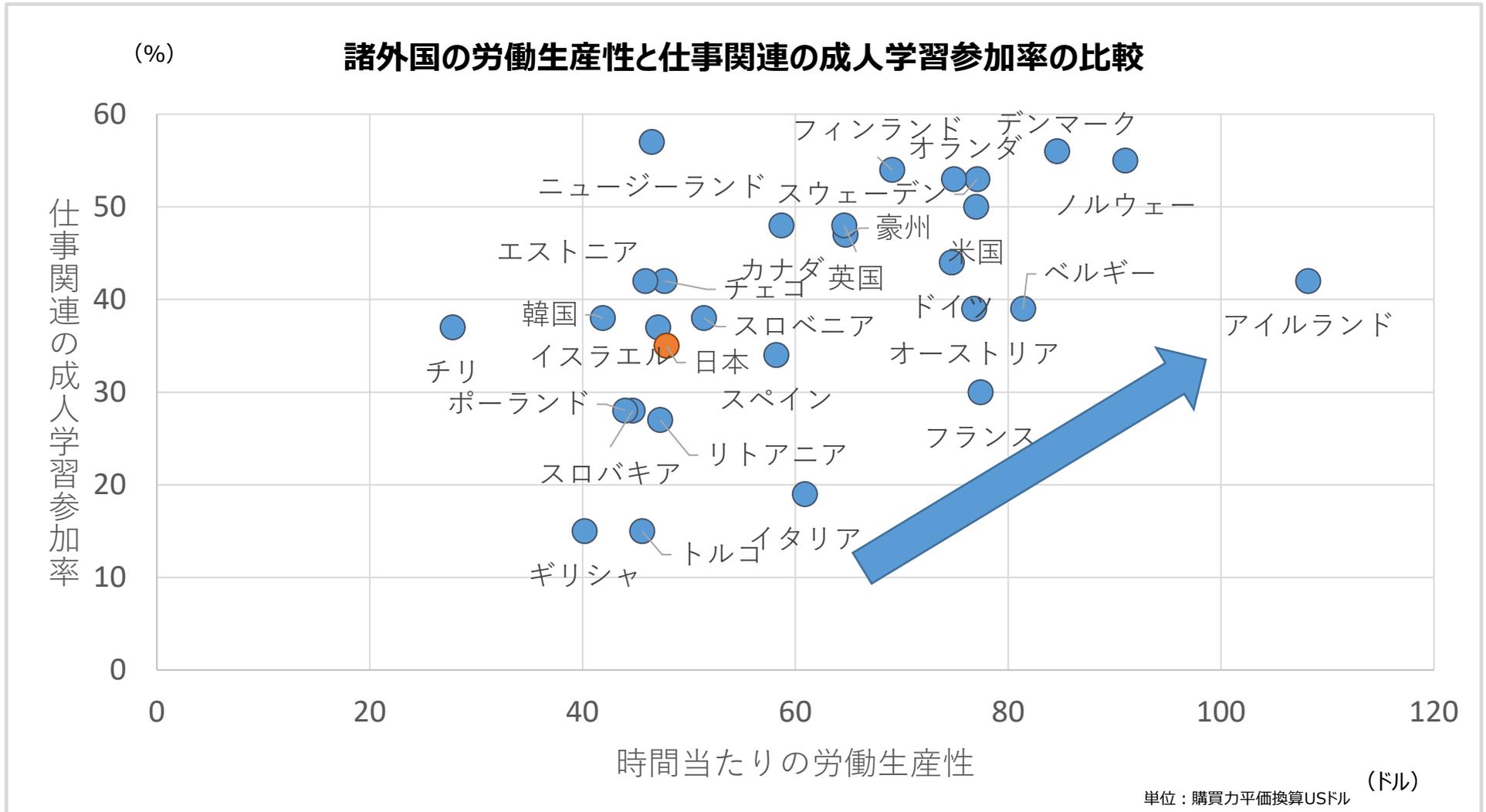


※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。実績値の1950年～1970年には沖縄県を含まない。
1945年については、1～15歳を年少人口、16～65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。

推計値

(出典) 1920年～2010年:「人口推計」(総務省)、2015年～2065年:「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

○仕事関連の成人学習参加率が高い国ほど、時間当たりの労働生産性が高い傾向にある。

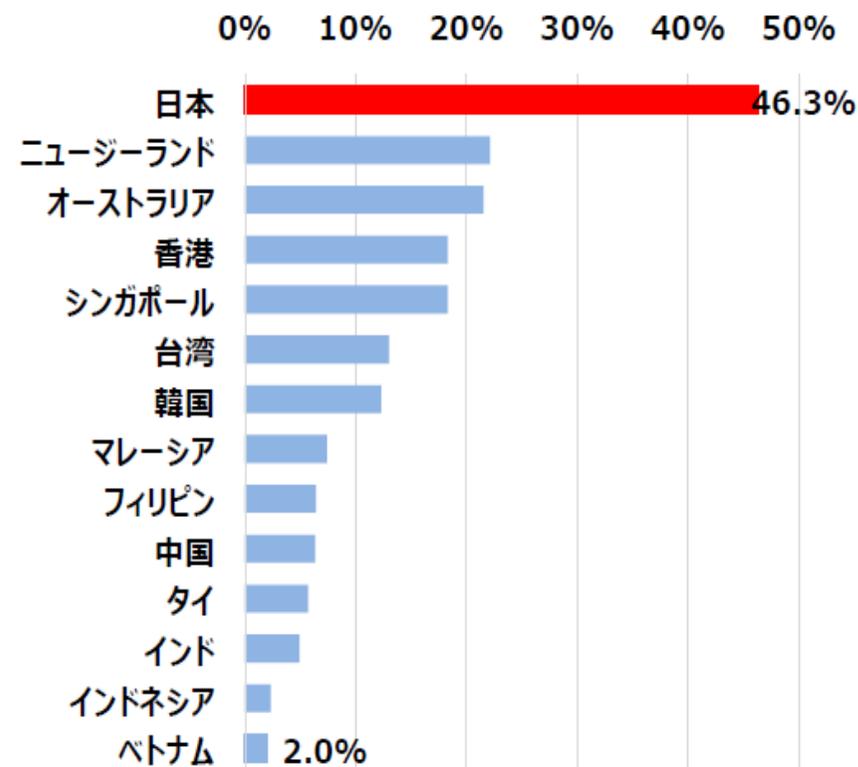
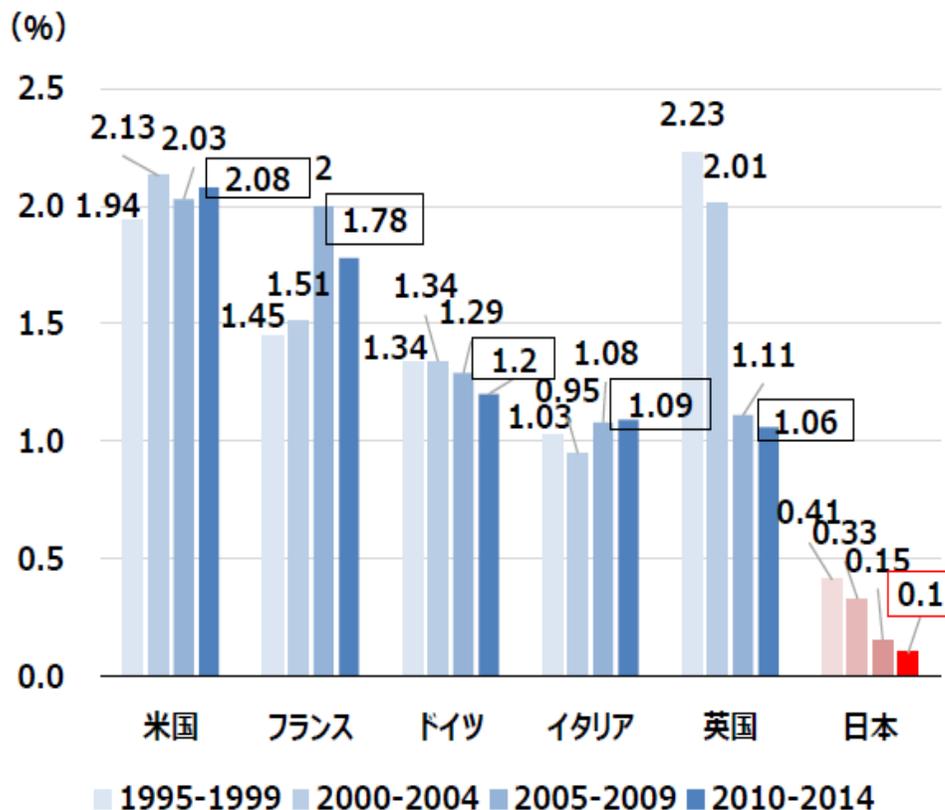


企業は学ぶ機会を与えず、個人も学ばない傾向が強い

- 日本企業のOJT以外の人材投資（GDP比）は、諸外国と比較して最も低く、低下傾向。
- 社外学習・自己啓発を行っていない個人の割合は半数近くで、諸外国と比較しても不十分。

人材投資（OJT以外）の国際比較（GDP比）

社外学習・自己啓発を行っていない人の割合

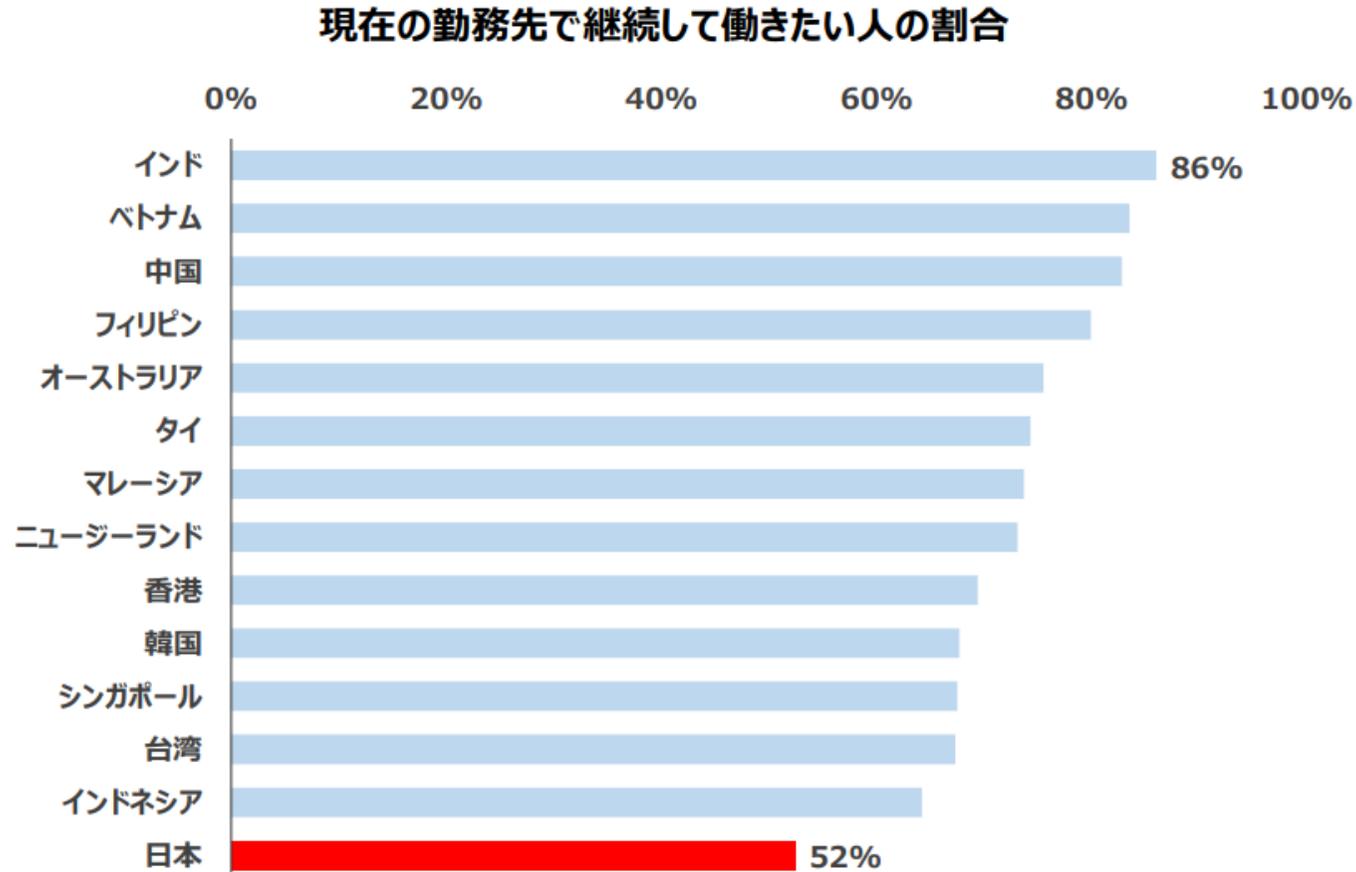


（出所）学習院大学宮川努教授による推計（厚生労働省「平成30年版労働経済の分析」）を基に経済産業省が作成

（出所）パーソル総合研究所「APAC就業実態・成長意識調査（2019年）」を基に経済産業省が作成

日本における、現勤務先での継続的勤務意欲は比較的低い

○日本において、「現在の勤務先で働き続けたい」と考える人の割合は5割程度と国際的にも低い。

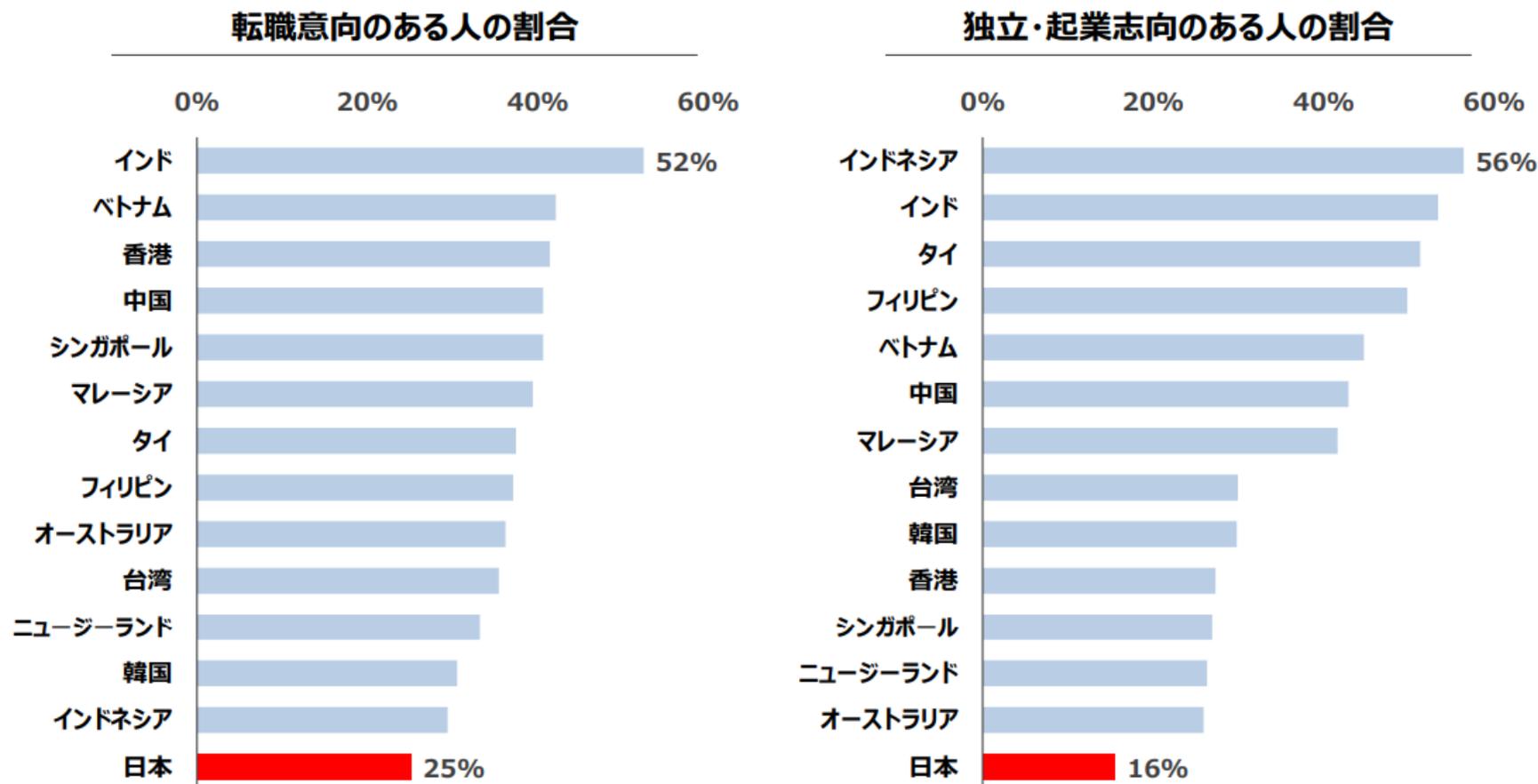


（備考）対象地域は、中国、韓国、台湾、香港、日本、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ベトナム、インド、オーストラリア、ニュージーランド（各国 1,000 サンプル）。
調査対象は、20～69 歳男女で、就業しており、対象国・地域に3年以上在住している者。なお、日本は、別途実施した「働く 1 万人の就業・成長定点調査 2019」から東京、大阪、愛知のデータを抽出して利用。

（出所）経済産業省「第5回未来人材会議」（令和4年4月22日）資料より。パーソル総合研究所「APAC 就業実態・成長意識調査（2019年）」を基に作成。

日本における、転職や独立・起業志向がある人の割合は比較的低い

○日本において、転職や独立・起業をしたいと考える人の割合は国際的にも低い。

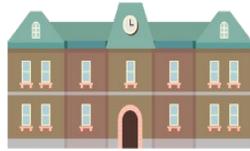


(備考) 対象地域は、中国、韓国、台湾、香港、日本、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ベトナム、インド、オーストラリア、ニュージーランド（各国 1,000 サンプル）。
 調査対象は、20 69 歳男女で、就業しており、対象国・地域に 3 年以上在住している者。なお、日本は、別途実施した「働く 1 万人の就業・成長定点調査 2019」から東京、大阪、愛知のデータを抽出して利用。

(出所) 経済産業省「第 5 回未来人材会議」（令和 4 年 4 月 22 日）資料より。パーソル総合研究所「APAC 就業実態・成長意識調査（2019 年）」を基に作成。

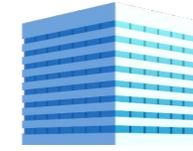
現状は企業・個人・教育機関が「三すくみ」の状態

大学・大学院等



- ・企業ニーズや社会人ニーズが分からない
- ・教育プログラムを用意しても定員が埋まらない
- ・夜間や土日の教育にはコストがかかる
- ・若年層以外のマーケットが拓かれていない

企業又は団体



- ・社員にスキルを身に付けさせると退職される懸念
- ・社員には学ぶよりも働いてもらいたい
- ・社外でどんな教育が行われているか分からない
- ・経営者自身にリカレント教育の経験がない

社会人



- ・何を学ばよいか分からない
- ・学んだことが処遇に反映されるか不安
- ・働きながら学ぶことに雇用主の理解が得られない
- ・自ら学ばなくても失業リスクは低い

世界的に見ても圧倒的に立ち遅れており、我が国の経済成長、労働生産性の向上、個人のウェルビーイング実現にとって危機的状況

- ▶ 我が国の労働力人口の急激な減少は不可避であり、労働者一人ひとりの生産性向上が急務
- ▶ 成人の学習参加率が高いほど、時間当たりの労働生産性が高い傾向
- ▶ 米国企業の人材投資（GDP比）は、日本企業の20倍以上
- ▶ 我が国の労働者は現在の勤務先に継続勤務する意欲は低い、転職も起業もする意欲も低い（主要アジア各国中最低）

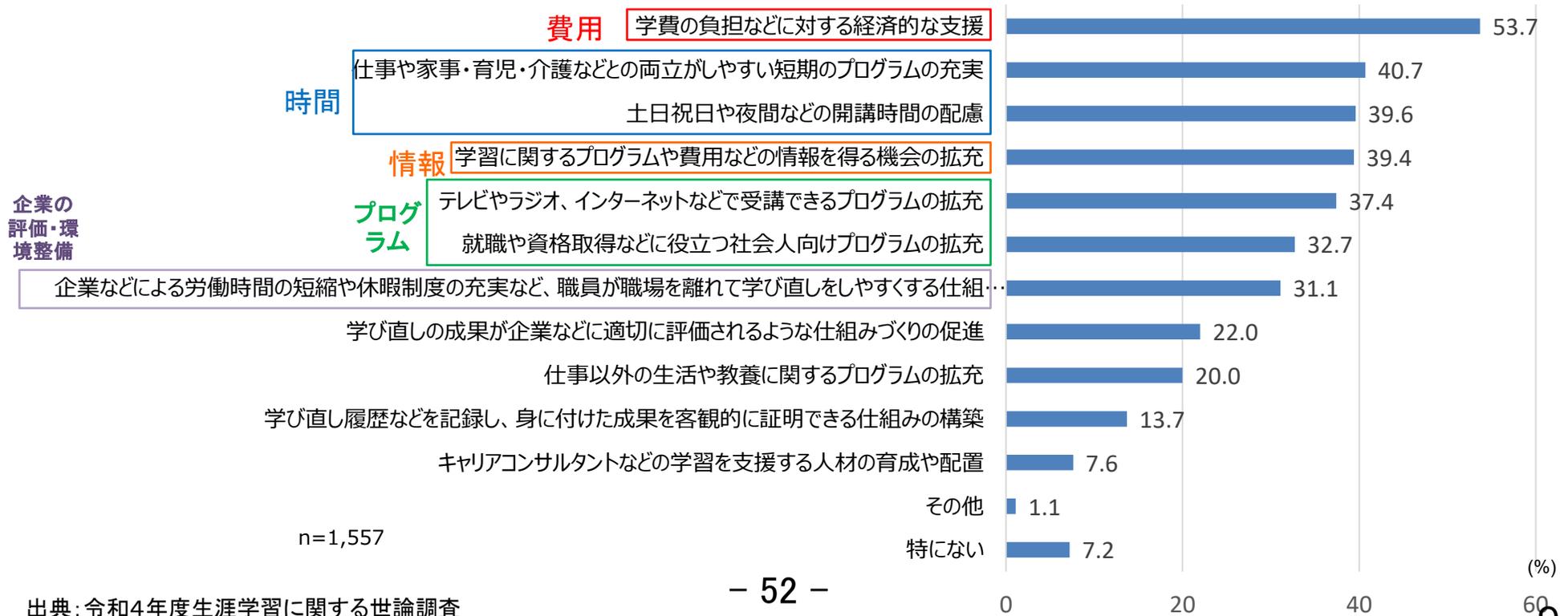
社会人が大学等で学習するにあたっての課題

社会人が大学などで学習しやすくするために必要な取組としては、

- ①費用の支援、②時間の配慮、③情報を得る機会の拡充、④実践的かつオンライン活用など受講しやすいプログラムの拡充、⑤企業の評価・環境整備が上位。

○ 学びやすくするための取組

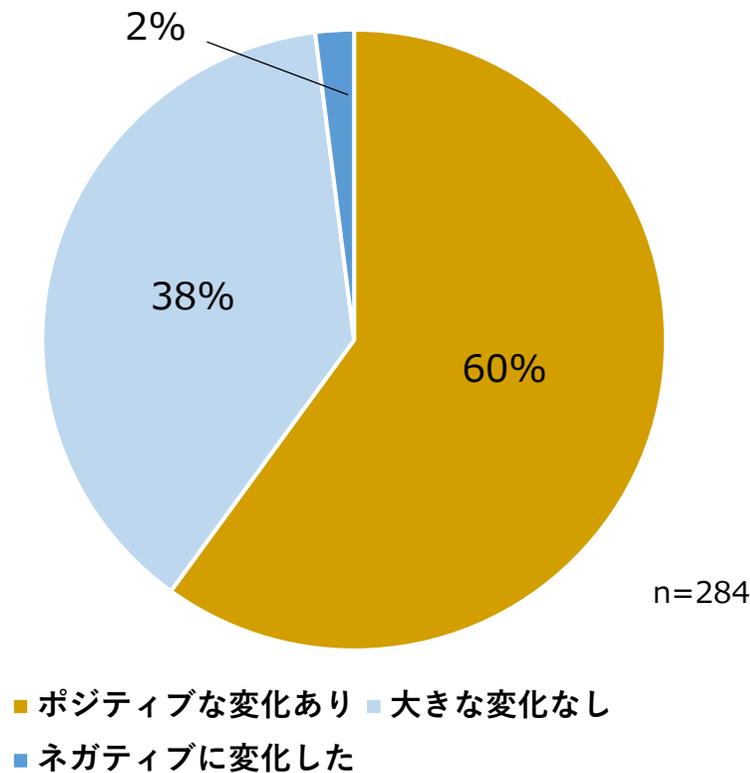
問 社会人が大学などで学習しやすくするためには、どのような取組が必要だと思いますか。
この中からいくつでもあげてください。(複数回答)



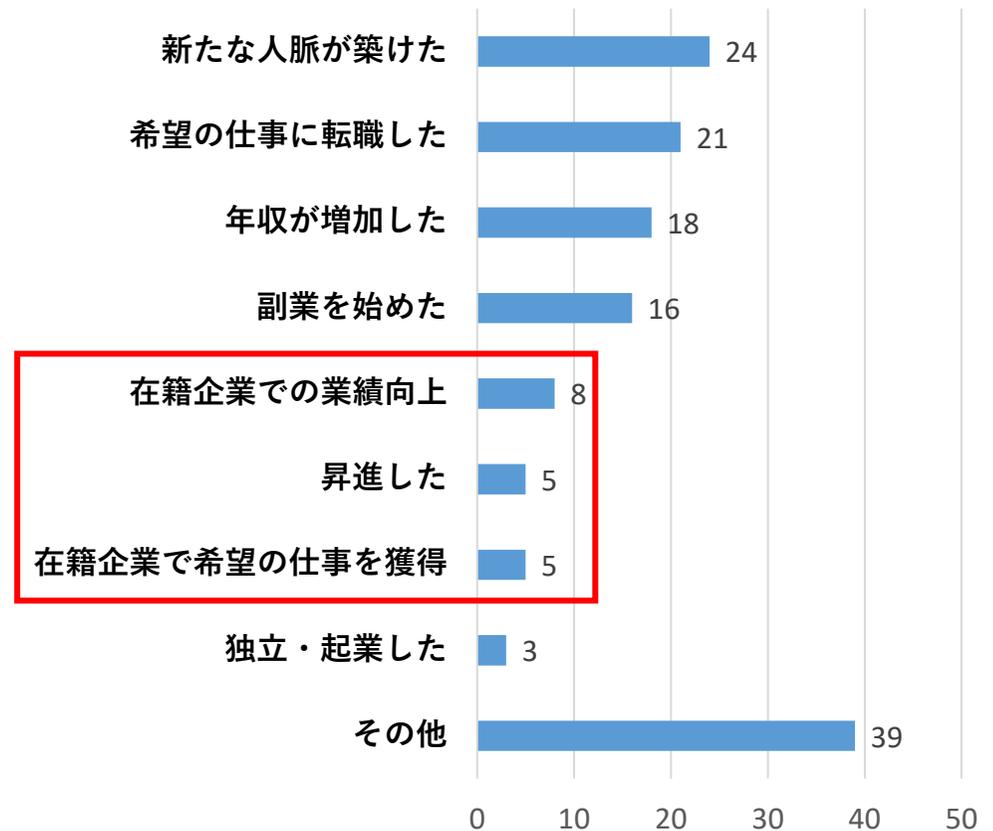
企業等における学び直し後の処遇への反映はいまだ不十分

○ 大学等における学び直しを实际行った人で、その後の処遇やキャリアにポジティブな変化をもたらしたと考える人は半数以上いるが、社外におけるキャリア形成に資する成果が多く、所属企業における実績や処遇への反映を感じられている者は少ない。また、約4割程度は効果を実感できていない。

学び直し後の処遇・キャリア上の 変化有無



具体的な変化



令和6年度実施予定事業について

平成27年度から **社会人や企業等のニーズに応じて大学等が行う実践的・専門的なプログラム**を
文部科学大臣が「職業実践力育成プログラム」(BP)として認定

【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校 の正規課程及び履修証明プログラム
- 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上（5割以上を目安）を、以下の2つ以上の教育方法による授業で実施

① 実務家教員や実務家による授業 (専攻分野における概ね5年以上の実務経験有)	② 双方向若しくは多方向に行われる討論 (課題発見・解決型学修、ワークショップ等)
③ 実地での体験活動 (インターンシップ、留学や現地調査等)	④ 企業等と連携した授業 (企業等とのフィールドワーク等)
- 受講者の成績評価を実施 ○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表（修了者の就職状況や修得した能力等）
- 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- 社会人が受講しやすい工夫の整備（週末開講・夜間開講、休講、オンライン授業、遠隔授業、IT活用等）

認定により、①**社会人の学び直す選択肢の可視化**、②**大学等におけるプログラムの魅力向上**、③**企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進**

※認定課程数（令和5年12月現在）： **426** 課程

「職業実践力育成プログラム（BP）認定制度」に関する厚生労働省との連携



○職業実践力育成プログラム（BP）のうち、一定の基準を満たし厚労省の指定を受けた講座については、120時間以上のプログラムは専門実践教育訓練給付金、60時間以上の短期プログラムは特定一般教育訓練給付金の支給対象。

* 専門実践教育訓練給付金は受講費用の最大7割、特定一般教育訓練給付金は4割を支給（＝受講者への支援）

○職業実践力育成プログラム（BP）のうち、厚生労働省が定める一定の基準を満たした講座を人材開発支援助成金の対象とし、受講費用や訓練期間中の賃金の一部を助成している（＝企業への支援）。

受講者（社会人）への支援

教育訓練給付制度との連携

- 在職者又は離職後1年以内（出産・育児等で対象期間が延長された場合は最大20年以内）に専門実践教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給。
また、特定一般教育訓練を受ける場合にも訓練費用の一定割合を支給。

給付の内容

（専門実践教育訓練を受ける場合）

- ・ 受講費用の50%（年間上限40万円）が訓練受講中6か月ごとに支給。
- ・ 資格取得等をし、かつ訓練修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、受講費用の20%（年間上限16万円）が追加で支給

（特定一般教育訓練を受ける場合）

- ・ 受講費用の40%（上限20万円）が訓練修了後に支給。

企業への支援

人材開発支援助成制度との連携

- 人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、**訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成**する制度。
- 「人への投資促進コース」が創設され、デジタル分野の訓練や、大学院で行われる高度な訓練の助成率が高まった。
（最大75%。各コースの助成率等の詳細は管轄の労働局などで確認を）

本制度を企業で活用してもらい、大学におけるリカレント教育への従業員の派遣を依頼することも考えられるため、積極的に周知・活用を。

専門実践教育訓練給付対象講座のうち198講座、特定一般教育訓練給付対象講座のうち42講座が職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程となっている。（令和5年10月時点）

これまでのプログラム開発事例①

青山学院大学 メニューA 「2023年度後期 青山情報システムアーキテクト育成プログラム」

【プログラムの目的】

DXに対応した知識・スキル修得し、企業のDXなどの取り組みで、ビジネス主導で情報システムを開発、運用できる人材を育成します。

【プログラムの特徴】

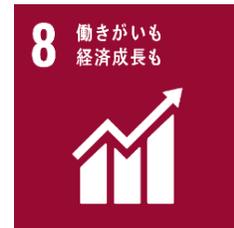
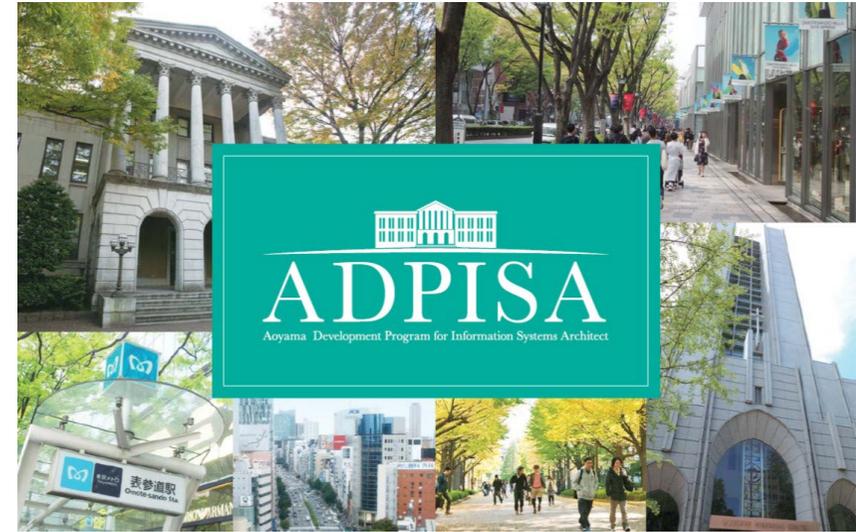
- ・ 組織、人の活動も含めた広義の情報システムを対象とした教育を実施し、DXのキーパーソンを育成します。
- ・ ライフイベントで離職する人の割合がい女性を優先的に応援します（受講生の半数以上）。
- ・ 持続可能な開発目標(SDGs)に対応します。

【具体的な取り組み】

- ・ 情報システムの基礎から学ぶ初級の履修モデル（ADPISA-E）と、IT技術を学んだ経験のある方向けの中級の履修モデル（ADPISA-M）があります。
- ・ 情報システム分析・モデリング、アジャイル開発等、DX対応の業務ですぐに役に立つスキルが身に付きます。
- ・ DXに関連した知識のみならず、思考力や、学習の認知的方略（学び方を学ぶ）を修得させ、自律的かつ継続的に学ぶ力がつきます。

【その他】

- ・ 2023/9月から4か月、毎週土曜日講義。定員30名。
- ・ 全講義の50%をオンライン授業。50%が青山キャンパスで実施。

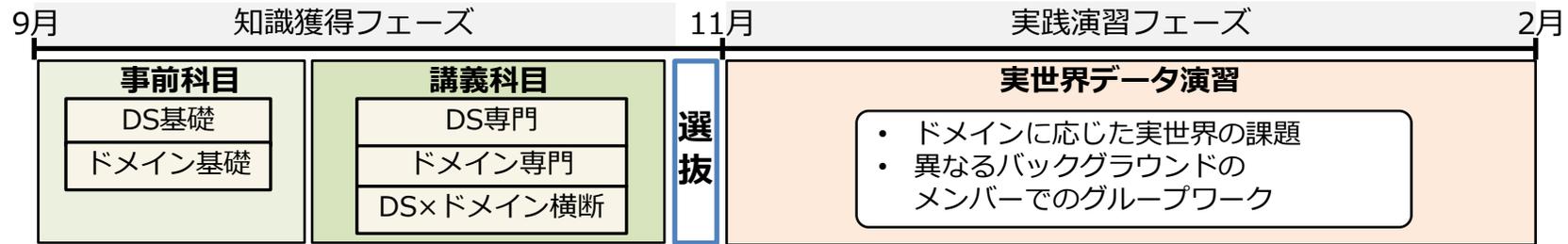


これまでのプログラム開発事例② 名古屋大学 メニューC 「デジタル産業人材育成プログラム」

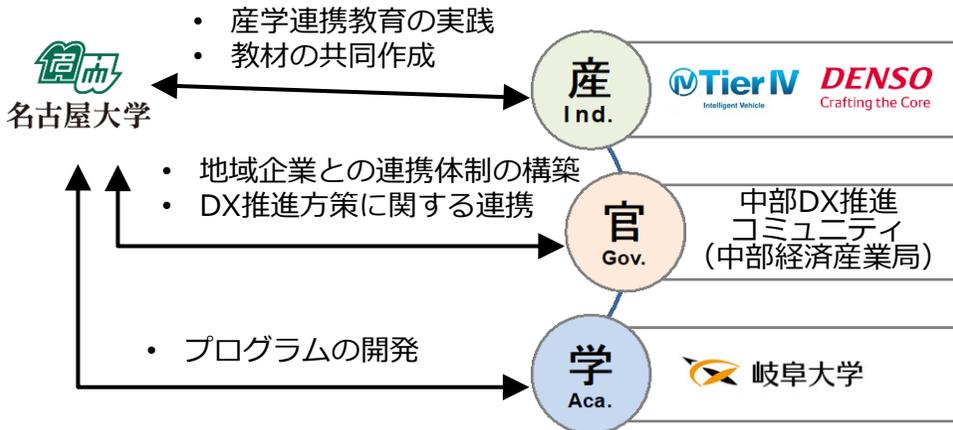
「データサイエンス × 産業」エキスパート人材育成

目的：業務で得られたデータを専門性を持って読み解き、データサイエンス技術を利用した方策の創発やソリューション事業を創造し、業界を牽引する人材を養成する。特に、東海地域における主要産業であるモビリティ業界をドメインとしたエキスパート人材を養成する。

特徴：本プログラムは以下に示すように、知識獲得フェーズと実践演習フェーズの二段階の構成となっている。データサイエンスおよびドメイン（モビリティ）に関する基礎から専門的な知識、モビリティ分野におけるデータサイエンスの応用技術について学び、実践演習フェーズでは、企業の抱える課題に対して解決方策をデータサイエンススキルを用いて導き出すグループワーク演習を行う。



連携：以下のように産官学の連携のもとで推進する



【身につけられる能力・スキル】

- 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度におけるリテラシーレベルおよび応用基礎レベル相当
- ITSS+ データサイエンス領域「データサイエンス」スキルカテゴリーレベル4相当

【作成プログラムの他大学等・連携企業等への横展開】

- 作成プログラムを他大学で利用可能とする
- 連携企業等の社内研修等でも利用可能とする

【受講期間・定員・受講料・部分受講者目標、その他数値目標】

受講者数	20名/初年度, 延べ150名/5年間
受講者の評価	プログラム実施後の肯定的評価8割以上
プログラム活用企業数	10社/初年度, 延べ60社/5年間

専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育 (リ・スキリング) 推進事業

令和6年度予算額(案)
(前年度予算額)

402百万円
402百万円)



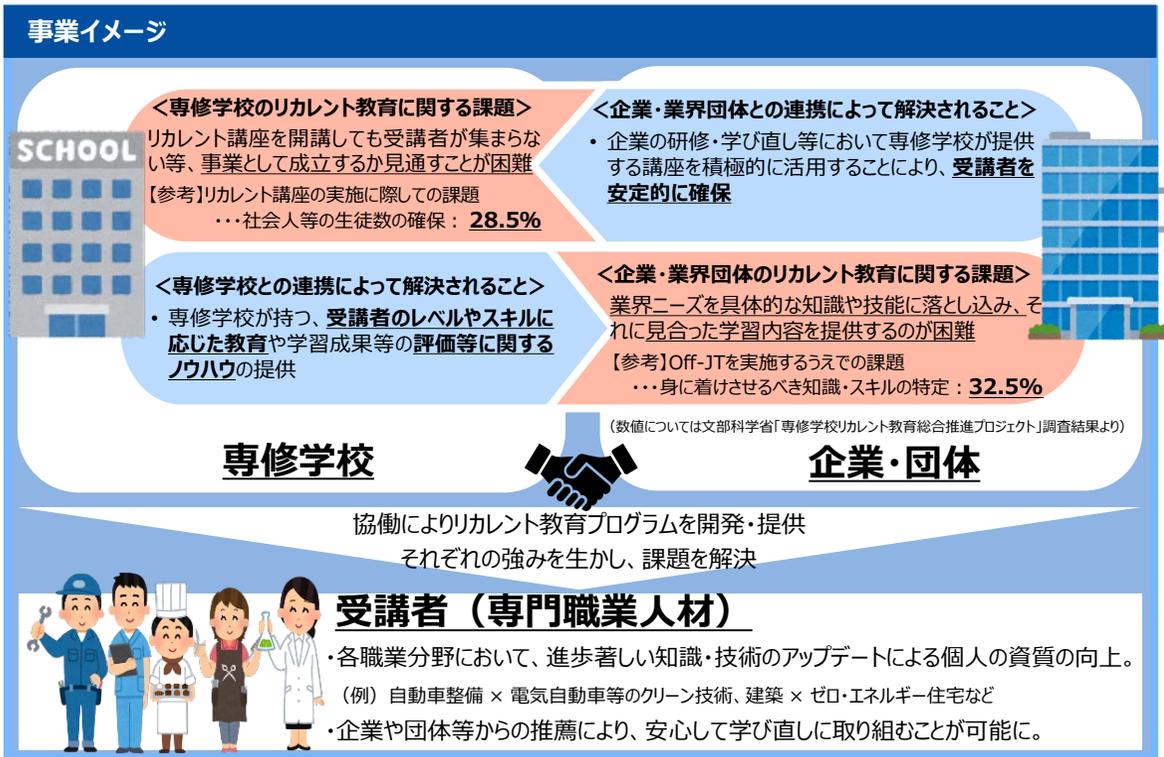
文部科学省

背景・課題

- 社会の変化が激しく、かつて専門学校で学んだ知識・技能だけではその変化に対応することは困難。
- 企業では社員に対し必ずしも十分な学び直しの時間を確保することはできていない。
- 教育未来創造会議の提言、骨太の方針等においてもリカレント教育の推進が求められているところ。

事業概要

専修学校と企業・業界団体等が連携体制を構築し、各職業分野において受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育のコンテンツを作成するとともに、企業・業界団体のニーズに応じたカスタマイズや受講しやすい環境構築等により、多くの企業が必要とするリカレント教育を提供することに加え、**業界団体を通じて教育コンテンツの情報提供を行う体制を作るモデルを構築し**、その成果の普及を図る。



事業メニュー

専門職業人材の最新知識・技能アップデートプログラムの開発

- 各職業分野(専修学校の教育内容8分野)において、**専修学校と企業・業界団体等との連携により、最新の知識・技能を習得することができるリカレント教育プログラムを作成。**
- 作成したプログラムについて業界団体等を通じて情報提供を行い、各企業や団体から専修学校でのリカレント教育講座等が安定的・持続的に活用されるよう**体制を構築。**
- 上記取組をモデルとし、その**効果の検証・成果について普及・展開。**
- **件数・単価：16分野×23百万円(予定)**
- **事業期間：令和5年度～令和7年度**

分野横断連絡調整会議の実施

- 各取組の進捗管理および連絡調整を実施。
- 各取組の事業成果を体系的にまとめ、普及・定着方策を検討。
- リカレント教育関連の動向や各職業分野に関する最新知識・技能等に関する情報収集、プログラム開発受託団体への提案等。
- **件数・単価：1か所×28百万円(予定)**
- **事業期間：令和5年度～令和7年度**

アウトプット(活動目標)

- ・ 各職業分野ごとに職業専門人材が学び直しにより最新知識・技能を身につけることが可能となるプログラムについてモデル開発 ⇒ 8分野×2か所 = 16か所

アウトカム(成果目標)

開発したモデルを全国の専修学校が活用し、各学校においてリカレント教育講座を開講

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

誰もが一人一人のキャリア選択に応じて必要となる学びを受けられる機会の充実を図る。

地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業

令和4年度第2次補正予算額 3.0億円



文部科学省

事業を実施する背景・概要

- 大学等がリカレント教育を継続的に実施するための課題として、**ニーズ把握やそれに対応した教育プログラムの提供、受講生確保に向けた広報・周知等**が挙げられている。(文科省調査より)
- これらの課題解決に向けた取組は、個別の教育機関単位ではなく、**地域単位で行うことが効果的・効率的であると考えられ、さらに、リカレント教育の取組を地域に根付かせ、地域ニーズに応じた人材育成に資するもの**と考えられる。
- このため、**大学コンソーシアムや自治体等において、①地域に分散している人材ニーズの調査・把握、②教育コンテンツの集約、③それらのマッチング、④広報・周知等**を産業界のニーズを踏まえながら効果的・効率的に実施する体制を整備できるよう、**産官学金の対話の場(リカレント教育プラットフォーム)の構築や、コーディネーターの配置等**に必要な経費を措置し、**地域ニーズに応える人材の継続的な輩出に向けた仕組みの定着化**を図る。

事業スキーム

【委託対象】大学コンソーシアム・自治体等（10か所×3,000万円程度）



【主な実施事項】

* 赤字は特に重要な部分

- **リカレント教育に関する人材ニーズの調査**
- **コーディネーター配置**
- **大学等のシーズと地域ニーズのマッチング**
- **プログラムや事例の広報・周知 (コンテンツ集約)**
- プログラム開発の後方支援
- 連携委員会開催
- 自走に向けたコンサルティング
- 成果のとりまとめ・**60**国展開

政府文書等における提言

「骨太の方針」(令和4年6月7日閣議決定)

- (略) 学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備、**成長分野のニーズに応じたプログラムの開発支援や学び直しの産学官の対話、企業におけるリカレント教育による人材育成の強化等の取組を進める。**

「教育未来創造会議提言」(令和4年5月政府会議決定)

- 大学等において、産業界や地域のニーズに合ったリカレント教育を推進するため、**企業や地方公共団体等と必要な人材像や求めるプログラム等について議論する場を設け、継続的なリカレント教育実施に向けた支援を行う。**

自民党「教育・人材力強化調査会」提言

- **地域の産学官等で、求めるプログラム等について議論する場を設け、産官学連携でプログラムを開発するなど、地域に密着したリカレント教育プログラム開発の支援**

事業を通じて得られる成果(インパクト)

- ✓ **地域の人材ニーズの把握やニーズに合ったプログラムの開発・提供・運用改善、広報・周知やコンテンツ集約の実現。**
- ✓ **コーディネーターの配置を通じて、大学等が提供できるシーズと地域や産業界のニーズの効率的なマッチングの実現。**
- ✓ **ニーズに応えたプログラムを継続的に提供する好循環を創出し、人材供給を通じての地域課題解決の実現。**

No.	機関名	テーマ
1	国立大学法人北海道国立機構	「北海道リカレント教育プラットフォーム」の構築による実践的リカレント教育プログラムの開発及び全道展開の実現
2	岩手県	「学び×実践×交流」によるいわて型リカレント教育
3	国立大学法人山形大学	山形県における包括的な産学官金医連携の枠組みを活用した地域リカレント教育の定着促進サイクル
4	特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構	東京・ソーシャル・イノベーション人材育成リカレント教育プラットフォーム
5	新潟県	県の主要産業を支える“コーディネーター伴走型農業リカレント教育プラットフォーム”の構築プロジェクト
6	石川県	石川県内高等教育機関と連携したデジタル分野リスキリング推進事業
7	国立大学法人三重大学	「リカレント教育プラットフォームみえ」の構築～三重型リカレント教育の推進～
8	京都府	リカレント教育先進地「京都」構築事業
9	神戸市	地域社会ニーズを踏まえた「大学都市神戸」のリカレント教育推進のための環境整備と展開
10	国立大学法人奈良国立大学機構	地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業
11	国立大学法人九州大学	福岡県における事業成長人材集積に向けたリカレント教育プラットフォーム構築
12	国立大学法人大分大学	地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業

背景

- リカレント教育の実施にあたり、地域の企業・自治体等のニーズの把握や、それに対応した教育プログラムの開発・提供、受講生確保に向けた広報・周知等が必要になるが、これらを全ての教育機関が個別に行うのは非効率。
- リカレント教育の持続的な推進を図る上で、個人のやる気のみには限界がある。他方、企業側にとって、生産性の向上や従業員のエンゲージメントの向上に資する等のメリットがあるため、組織的な取組を進める意義は大きい。但し、個別企業の努力に委ねず、地域単位で取組の推進を図らないと実効性の確保は困難。
- **企業側においても、従業員の学習インセンティブの向上、学びやすい環境の整備、学習成果の適切な評価等の取組に関し、地域の産業界で指針等を策定・共有し、大学とも連携しつつその推進を図ることが重要。**

事業の実施内容

- 地域の複数の大学と産業界や自治体等が連携して、以下の通り、リカレント教育に関するニーズ把握やマッチング等を効果的・効率的に行うとともに、企業側における評価や環境整備の促進も図るプラットフォームを構築し、その取組を促進。

【フェーズ①】 地域の人材育成ニーズと教育資源のマッチング

※委託金額：12百万×12か所
※委託先は大学コンソーシアムや自治体等

産学官金による「リカレント教育プラットフォーム」をベースに、地域の産業構造を踏まえた人材育成に関する課題を整理し、その解決に向け、域内の大学等が行うリカレント教育とのマッチングを図る。

【フェーズ②】 企業側の評価や環境整備等を含む、総合的リカレント教育推進体制の整備

1) 教育プログラムの適切な評価方法・体制の整備

リカレント教育を利用する**企業側がその有用性等を適切に評価しうる評価方法を定め**、その結果に基づき、従業員の継続的な受講に値するように教育機関側が改善を図るといった好循環を構築する。

2) 企業側における環境整備の促進

フェーズ①段階の実施状況を踏まえた上で、リカレント教育に関する企業側における取組（**従業員の学習インセンティブの向上、学びやすい環境の整備、学習成果の適切な評価等**）について、大学側の取組（修了者のコミュニティ形成や、学びやすい授業形態の工夫、学習成果の可視化等）との連携を図りながら、リカレント教育プラットフォームが主導して地域単位での推進を図る。

3) 経営者層をターゲットにしたリカレント教育プログラム開発

地域の経営者層等をターゲットにした、**上記1)の企業側における環境整備や、大学等との連携の促進に資するリカレント教育プログラムを、経営者層側の主体的な参画を得て開発・実施**する。

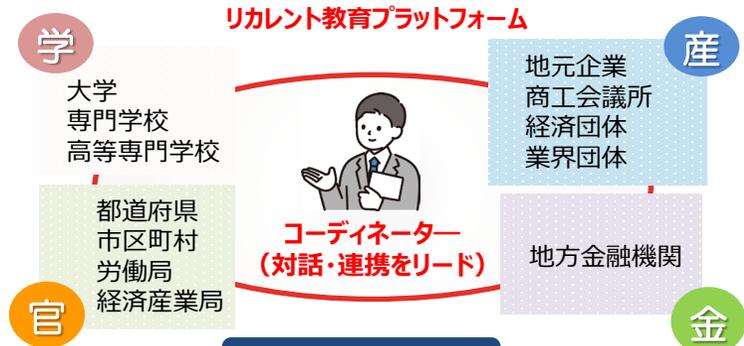
4) 地域におけるリカレント教育推進に向けた取組の普及啓発

リカレント教育の必要性や有用性を理解・共有し、企業・大学等を含め地域としてリカレント教育を推進する機運を醸成するため、上記取組の**成果の普及啓発を目的としたシンポジウム等を開催**する。

政府文書等における提言

「成長戦略等フォローアップ」(令和5年6月16日閣議決定)

- I 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」(地域の産業界のニーズに合わせた教育プログラムの提供)
- 地域の産業界のニーズに合わせた高度人材を育成するため、地域の大学、地方自治体等にコーディネーターを配置し、当該ニーズを踏まえたリ・スキリング・プログラムの提供等を支援する。



主な実施事項

フェーズ①～

- リカレント教育に関する人材ニーズの把握
- コーディネーター配置
- 大学等の教育コンテンツと地域ニーズのマッチング

フェーズ②～

- 企業等の観点から、受講の有用性等に関する評価方法を策定
- 評価結果に基づきプログラムを改善。評価方法も適宜見直し。
- 企業側に対するリカレント教育の受講促進に向けた企業側の環境整備に関する指針等を明示
- 大学側における当該指針等に対応した取組推進

- 大学等の協力を得た経営者向けプログラム開発
- 地元企業の経営者を集めたプログラム提供

- プラットフォームにおける上記取組成果の普及啓発

(担当：総合教育政策局生涯学習推進課)

地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築 支援事業の採択事例

国立大学法人北海道国立大学機構

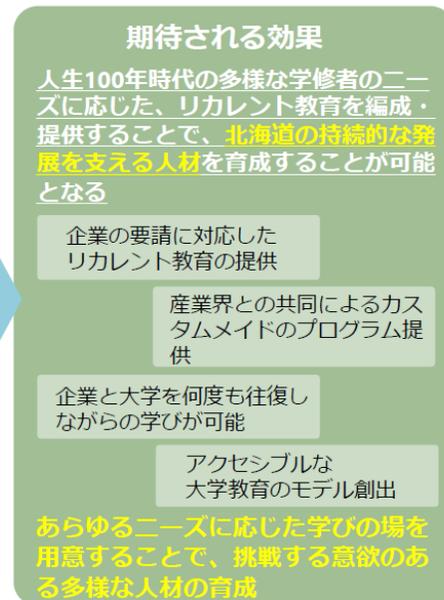
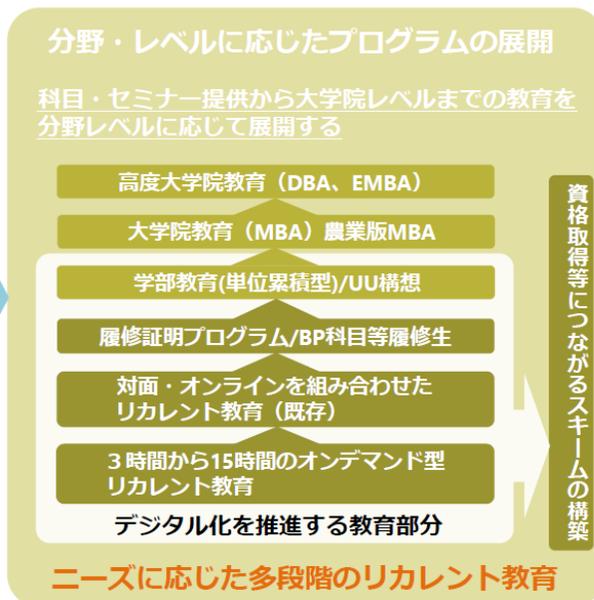
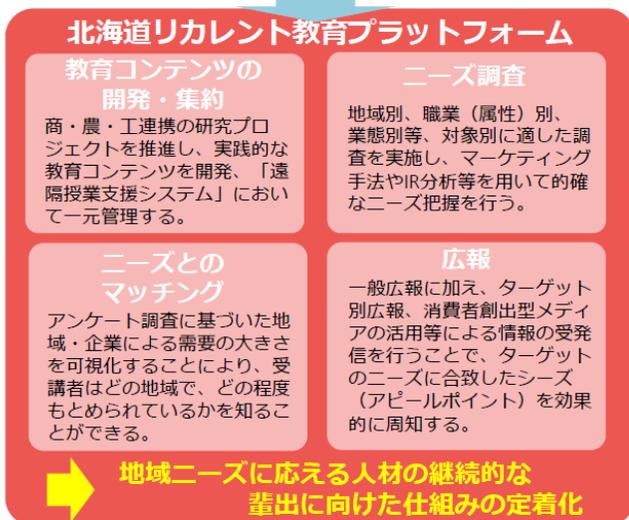
（「北海道リカレント教育プラットフォーム」の構築による実践的リカレント教育プログラムの開発及び全道展開の実現）

事業の目的・目標

北海道国立大学機構が有する北海道内外の産学官金との強力な連携・ネットワークを活用し、北海道経済・産業が抱える様々な課題及びそれらを解決しうる人材のニーズを把握し、それに対応した実践的リカレント教育プログラムの開発・全道展開を、オール北海道体制による「北海道リカレント教育プラットフォーム」の構築により実現する

事業概要

北海道産業・経済が抱える様々な課題・ニーズに対応したリカレント教育プログラムが必要



事業体制



- 本機構を中心に、北海道リカレント教育プラットフォーム実施委員会を組織
- 左記の体制により、教育コンテンツの開発・集約、ニーズ調査、ニーズとのマッチング、広報等の事業を推進

背景

- 労働人口の減少は不可避である中、**労働生産性の向上は国家的課題**
- VUCAの時代にあって真に必要とされるスキルは、**資格や検定ではなく「分野横断的知識・能力」「理論と実践の融合」「分析的思考」等***であり、**リカレント教育を大学等の責務として行う必要**
※経団連産学協議会2022年報告／世界経済フォーラム「仕事の未来2020」
※これらの能力は職業上も活用可能性が高く、大学での育成が期待される高度なリ・スキリングであり、リカレント教育の一部と捉える。
- 国際的にも社会人割合が低い日本の大学は、**産業界のニーズに柔軟に対応できる教育プログラムが不十分**
- また、**企業も大学等をリ・スキリングやリカレント教育の場とみなしていない**
(過去5年で従業員を大学等に送り出した企業等は10%未満)
- アメリカ企業と比べて**日本企業のOJT以外での人材投資はわずか1/20程度**

目的

- ◆ **「企業成長に直結する」「高等教育機関しかできない」リカレント教育モデル（VUCA時代に必要なスキルを学ぶ場）を確立**

「産業」「個人」「教育機関」の成長を好循環させ、教育機関が個人の成長や産業の発展を支えることを通じて自身の教育・研究の質向上にも繋がる、**エコシステムを創出**。日本社会の持続的発展へ。

実施内容

※1～3まで一貫して、産業界の現状分析や大学等のリカレント教育に関する知見のある民間企業等に委託（5.4億円）

1. 産業界の人材育成に関する課題とニーズの把握

- 産業界が人的資本経営を進める上での**人材育成に関する課題**について、**業界毎にヒアリング・アンケート調査等を実施し、抽出**する。その際、大学等との連携に関する意向も聴取し、企業の経営・人事戦略に基づいて、**大学等において提供されるリカレント教育プログラムに従業員を派遣したり、その成果で得られた能力を処遇に反映するなど、より進んだ取組の推進意向がある企業等を調査・把握**する。

2. 企業ニーズを踏まえたプログラム構成要素の分析、アウトライン設計

- 1. で抽出した産業界の課題を踏まえ、各課題の解決に寄与する人材育成のための教育プログラム開発に向け、**プログラムに取り込むべき学習要素や、身につけるべき能力を具体的に分析・整理**。
- その上で、**大学・高等専門学校等が提供できる教育リソースを調査・整理**し、それらを活用して課題に応じた**教育プログラムのアウトラインを設計**する。

3. 具体的なプログラム開発に向けた大学等へのヒアリング調査等

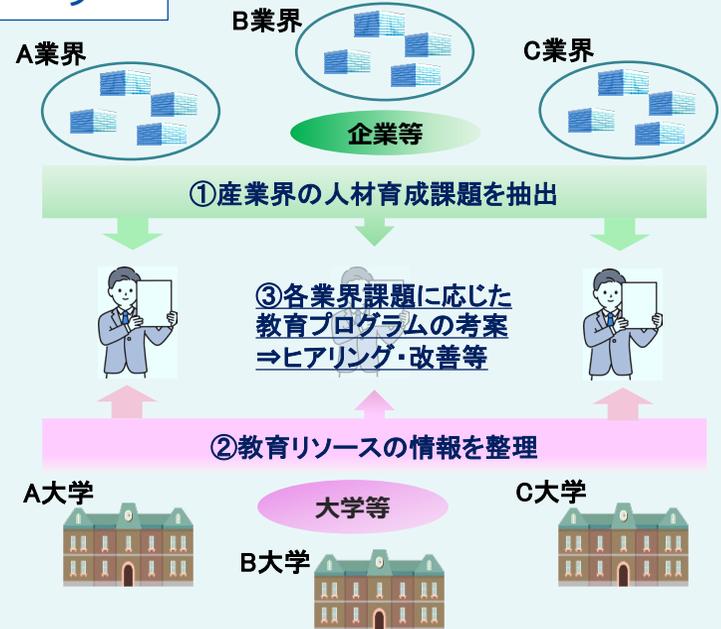
- 2. で設計した各教育プログラムのアウトラインについて、**課題を提示した企業及び教育リソースを持つ大学等に共有・ヒアリングを実施**し、双方にとって実益が得られるよう改善・具体化を図る。
- 併せて、**考案したプログラム案について、それを通じて解決を目指す産業界の課題も含め調査分析の結果を取りまとめ、実際に大学等がプログラム開発に円滑に取り組めるよう普及啓発**を図る。

調査研究後の取組の方向性

- ① 具体的な企業群・大学群とのマッチング
- ② 教育プログラム開発→大学への従業員派遣
- ③ 所属企業への成長還元／人事上の処遇方策検討
- ④ 教育プログラムの改善

事業イメージ

※自動車・物流・建設・福祉・金融・観光等の業界毎に課題抽出・教育プログラム案を設計



社会人の学びの情報アクセス改善に向けた ポータルサイト「マナパス」の改良・充実

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額

30百万円
30百万円）



文部科学省

事業を実施する背景

- 大学等が提供するプログラムや学修成果に関する情報が不足していることが学び直しにおける大きな課題となっている。
- 産業界からも、大学等におけるリカレント教育プログラムのデータベースの整備や企業側のニーズとのマッチングが求められている。

実施内容

【実施主体：民間企業等 1箇所×0.3億円】

社会人の大学等における学びを応援するサイト「マナパス」の機能改善・コンテンツ拡充を図る。

※令和2年度から機能改善を図りながら継続的に運用

- **リカレント教育プログラムの検索機能**：全国の大学等の社会人向けプログラムのデータベースとして、受講場所や費用、土日開講、BP認定有無等の条件に応じて絞り込み検索。各講座のページでいいねやコメントがつけられ、ユーザーや大学等の参加・関心を高める。
- **企業向けページ**：企業向けに、オーダーメイド対応や企業受入れ実績などがある講座検索が可能なページを提供。
- **会員向けマイページ**：オープンバッジ含む学習歴や関心分野、お気に入り講座の登録が可能。登録会員への積極的なメルマガ発信、「マイジョブ・カード」との連携を予定。
- **社会人の学びに役立つ情報発信**：教育訓練給付等の経済的支援に関する情報や最新の開発プログラム等に関する特集記事や、学びのロールモデルを見つけるための修了生インタビュー等を定期的に発信。企業向けのコンテンツを含め、一層の充実・更新を予定。
- **広報・周知**：大学等を活用したリカレント教育の必要性・有用性を普及啓発。
- **オンラインコミュニティ**：学びの意欲喚起を促進するツールとして積極的に活用。（右図参照）

令和6年度以降の検討事項

サイト連携の強化

講座情報を掲載する大学等の外部サイトと連携することで掲載・更新作業の自動化を図り、検索機能の質向上を目指す。

動画コンテンツの拡充

講座導入部分や受講成果等を動画コンテンツとして定期的に発信。

レコメンド機能の開発

AIチャットボットを組み込み、入力情報を分析して個人の関心に応じた適切なおすすめ講座をプッシュ型で通知。

— 65 —

オンラインコミュニティイメージ



コミュニティオーナーによるトークテーマ投稿。
（令和5年度は、「これがあつたから学びを続けられた」「今後学びを深めたいこと」など8つのトークテーマを投稿予定）

ユーザーが自由にトークテーマを設定でき、企業の人材育成に関する取組や大学のプログラムに関する情報発信も可能。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）

Ⅲ 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」 (4) リスキングによる能力向上支援

- 業種・企業を問わず個人が習得したスキルの履歴の可視化を可能とする一助として、デジタル上での資格情報の認証・表示の仕組み（オープンバッジ）の活用を推奨を図る。

事業を通じて得られる成果（インパクト）

- ✓ 学びに関する情報取得を円滑化することで、個人の学び直し及び企業の人材育成を促進し、時代の変化に対応できる人材の輩出や労働生産性の向上に寄与。
- ✓ 学習によって得られる成果や学習歴を可視化するとともに、オンラインコミュニティを通じて学ぶ仲間と切磋琢磨することで、自律的キャリア形成の意識向上や、労働移動の円滑化にも寄与。

マナパスに掲載している情報

- ・令和2年4月よりサイトの本格運営を開始し、**1日あたりのPV数は3,000程度**。
- ・マナパスの**マイページ登録者数は879人**（20～30代が約3割、40～50代が約5割、令和5年10月時点）。
- ・Yahoo! バナー広告やテレビ番組、ラジオ番組、教育関係のイベント等でも紹介！

職業情報提供サイト「**job tag (じょぶたぐ)**」、**「マナビDx (デラックス)**」等、社会人に有益な情報を発信するサイトとも相互リンク等により連携！！



<講座検索>

大学・専門学校の社会人向けプログラムを中心に5,000程度の講座を掲載！「オンライン」「取得資格」「費用支援（教育訓練給付制度対象講座等）」など、希望に沿った条件検索も可能！企業における利用が想定される講座の検索が可能な「**企業向け講座検索ページ**」を令和4年12月に開設。

検索するキーワードを入力

学域別 北海道 東北 北関東・甲信越 信越圏 東海 北陸 近畿 中国・四国 九州・沖縄

学校種別 大学 大学院 短期大学 専門学校 その他

講座 正規講座 科目等履修生 履修証明プログラム 公開講座 その他

講字/講位 講字 講位

受講 無料 ～5万円 ～10万円 ～20万円 ～30万円 30万円超

その他条件 土日・平日夜間 教育訓練給付制度対象講座 奨学金制度有り 職業実践力育成プログラム (BP) 認定講座 女性の履修・修業支援 eラーニング等オンライン講座の活用 職業実践専門課程認定講座 キャリア形成促進プログラム認定講座 MOOC講座

<特集ページ>

「地方創生」「就職氷河期」「経済的支援」「女性の学び」等社会的にホットなテーマと学びを掛け合わせて紹介！！



<ランキング機能>

ビジネスや健康福祉、情報といった分野別のアクセスランキングを日々更新中！！



<マイページ機能>

会員登録をすることで、お気に入りの講座を登録したり、過去に見た講座情報が確認できるように！！学習履歴も記録可能で、令和4年12月にはオープンバッジ (URL) の貼り付け機能も実装。



<いいね機能>

ユーザーから関心の高い講座が一目でわかるように、「いいね機能」を搭載！！



<学びのガイド機能>

検索タグで、性別・年代、問題意識に合わせた学びのモデル検索（修了生等のインタビュー）や実践的、経済的支援のあるプログラムの検索が可能！！

学びのモデルを見つけよう

在学生・修了生インタビューを
読みたい方はこちら

実践的なプログラムから探そう

実際に直結するプログラムをお
探したい方はこちら

学習費の支援がある講座を探そう

奨学金や教育訓練給付金の対象
のプログラムはこちら

最新のトピックから選ぼう

特集記事から関連する講座を探
したい方はこちら

<動画紹介>

社会人の学びに対する教育界・産業界からのメッセージや、大学・専門学校の学習事例を紹介！！



滋賀県地域職業能力開発促進協議会構成員等に関する規程

- 1 滋賀県地域職業能力開発促進協議会第3の構成員は次の通りとする。
 - (1) 滋賀労働局
滋賀労働局長
滋賀労働局職業安定部
 - (2) 滋賀県
滋賀県商工観光労働部
 - (3) 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部滋賀職業能力開発促進センター長
滋賀県専修学校各種学校連合会の役員
滋賀県職業能力開発協会の役員
一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会会員企業
滋賀県内でリカレント教育を実施する大学等（社会人を対象とする職業に関する教育訓練を実施している大学等であって協議会への参画を希望する者）
 - (4) 労働者団体
日本労働組合総連合会滋賀県連合会
 - (5) 事業主団体
一般社団法人滋賀経済産業協会
滋賀県中小企業団体中央会
滋賀県商工会議所連合会
滋賀県商工会連合会
 - (6) 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等を提供事業者又はその団体
 - (7) 学識経験者
職業能力の開発及び向上の促進に関する分野に精通している者
 - (8) その他関係機関が必要と認める者

附 則

この規程は、令和4年11月15日から施行する。

(令和5年11月13日 一部改正)

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領

1 目的

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることとする。

2 WGの構成員

「滋賀県地域職業能力開発促進協議会設置要綱」の3の構成員のうち、滋賀労働局、滋賀県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部とし、必要に応じて、滋賀県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）構成員の中から任意の者を追加する。

なお、協議会の構成員として委任した者と同じのものとする必要はなく、構成員の機関・団体の職員等で差し支えないが、協議会の事務に従事する者として、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 検証手法

検証手法は、公的職業訓練の訓練修了者、訓練修了者の採用企業及び訓練実施機関に対するヒアリングにより行うものとする。

なお、各種データの統計処理による分析については、訓練カリキュラムの改善に資する場合に限り各協議会で実施することも可能であるが、滋賀労働局職員以外の者が直接関わって分析を実施する場合は、①分析するデータの種類・範囲、②分析手法、③分析の実施者等を明らかな上で、事前に、本省に協議する。

4 WGの具体的な進め方

(1) 検証対象コースの選定

ア 予め協議会にて検証対象となる訓練分野を選定しておき、WGでは当該訓練分野の中で訓練修了者が比較的多い訓練コースを3コース（ただし、異なる訓練実施機関が実施するものとする。）以上選定する。

イ 検証対象は、アで選定したコースの訓練実施機関と、各訓練コースにつき訓練修了者1人以上、当該訓練修了者を採用した採用企業1社以上とする。具体的には、3コースを選定すると、訓練実施機関3者、訓練修了者3人以上及び採用企業3社以上が対象となる。

なお、ヒアリングの対象とする訓練修了者の選定にあたっては、同一の性別又は年齢層に偏らないよう配慮すること。

その他、就職氷河期世代、就職困難者、ひとり親等といった様々な事情

を抱える方々について検証することも有意義であることから、訓練修了者のうちの一人は、例えば離職期間が長い、離転職を繰り返している等の履歴のある者をできる限り選定することが望ましい。

(2) ヒアリングの内容等

ア ヒアリングは直接又は web 会議のいずれでも差し支えない。

イ ヒアリング内容は以下の項目を必須とし、協議会独自に質問項目を追加しても差し支えない。

① 訓練実施機関へのヒアリング

- ・ 訓練実施にあたって工夫している点
- ・ 訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況
- ・ 訓練実施にあたっての国への要望、改善して欲しい点

② 訓練修了者へのヒアリング

※訓練機関の接遇など、受講中の満足度ではないことに留意。

- ・ 訓練内容のうち、就職後に役に立ったもの
- ・ 訓練内容のうち、就職後にあまり活用されなかったもの
- ・ 就職後に感じた、訓練で学んでおくべきであったスキル、技能等

③ 訓練修了者を採用した企業へのヒアリング

- ・ 訓練により得られたスキル、技能等のうち、採用後に役に立っているもの
- ・ 訓練において、より一層習得しておくことが望ましいスキル、技能等
- ・ 訓練修了者の採用について、未受講者（未経験者）の採用の場合と比較して期待していること（同程度の経験等を有する者同士を比較。採用事例がない場合は想定）

(3) ヒアリングを踏まえた効果検証等

(2) のヒアリングを踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体において、訓練効果が期待できる内容及び訓練効果を上げるために改善すべき内容について整理する。

(4) 効果検証結果を踏まえた検討

(3) の効果検証結果を踏まえ、訓練カリキュラム等の改善促進策（案）等を検討し、協議会への報告事項を整理する。

【訓練カリキュラムの改善促進策（例）】

- 委託訓練について、
 - ・ 説明会資料又は委託要綱等の内容に追加
 - ・ 公募条件又は入札の加点要素として付加
- 汎用性の高い訓練（就職支援）内容について、
 - ・ 求職者支援訓練において、訓練実施期間中に独立行政法人高齢・

- 障害・求職者雇用支援機構が行う実施状況の確認の際に周知
- ・申請・認定事務の際に周知
- ・求職者支援訓練の実施機関開拓の際に周知

(5) 協議会への報告

WGの効果検証結果及び訓練カリキュラムの改善促進策（案）等については協議会に報告する。

附 則

この実施要領は、令和5年3月9日から施行する。

参考条文（職業能力開発促進法）

（協議会）

第十五条 都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関（以下この項において「関係機関」という。）は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、関係機関及び次に掲げる者により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

- 一 第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を設置する市町村
 - 二 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
 - 三 労働者団体
 - 四 事業主団体
 - 五 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第十項に規定する職業紹介事業者若しくは同条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体
 - 六 学識経験者
 - 七 その他関係機関が必要と認める者
- 2 協議会は、職業能力の開発及び向上の促進に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図りつつ、都道府県の区域における職業訓練及び職業に関する教育訓練の需要及び実施の状況その他の地域の実情に応じた適切かつ効果的な職業訓練及び職業に関する教育訓練の実施並びにキャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組について協議を行うものとする。
- 3 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

令和5年度 滋賀県地域職業訓練実施計画

ハロートレーニング ～急がば学べ～

令和5年4月1日
滋賀県
滋賀労働局
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「支援法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する、支援法第4条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）や、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）等について、国及び滋賀県が一体となって特定求職者を含む求職者等に対する職業訓練受講の機会を十分に確保し、実施するための実施方針、実施規模、推進体制等の重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 労働市場の動向と課題等

・労働市場の動向と課題

県内の雇用情勢については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度において、有効求人倍率が一時0.80倍まで低下したが、令和3年度以降製造業などで持ち直しの動きがみられ、令和4年2月には、1年10ヶ月ぶりに有効求人倍率が1倍を上回るまでに回復した。

令和4年度においては、コロナ禍からの社会経済活動の再開の動きが進み、製造業を含め幅広い業種で持ち直しの動きが広まる中、令和4年12月の有効求人倍率も1.21倍となるなど、多くの業種で人材ニーズが高まっている。

当県においても、今後、労働人口が減少することが見込まれる中、これまで以上に産業界や地域の人材ニーズに即した職業訓練や労働者一人ひとりの労働生産性の向上に向けて、多様な職業能力開発の機会の確保、提供が重要である。

また、デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革の中で、県内の中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。

製造業は当県の基幹産業であることから、人材確保に努め、ものづくりの基盤となる技術を担う人材の育成、技能の継続を行うとともに、デジタル・トランスフォーメーションの加速等を踏まえたIT分野の訓練の充実など、県内企業の生産性の向上や高付加価値化を推進すべく、デジタル人材の育成を図っていくことも重要である。

・職業訓練の実施状況

令和4年4月から令和4年12月末現在で、滋賀県における新規求職者39,799人であり、そのうち、特定求職者に該当する可能性のある者の数は18,011人となっている。

○令和4年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

- ・公共職業訓練（離職者訓練） 1,150人（令和4年12月末現在）
- ・求職者支援訓練 143人（令和4年12月末現在）

○令和4年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- ・公共職業訓練（離職者訓練）（令和4年12月末現在）
 - 施設内訓練 87.5%
 - 委託訓練 74.3%
- ・求職者支援訓練（令和4年6月末までに終了し就職率が確定したコース）
 - 基礎コース 100%
 - 実践コース -%

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

令和3年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ①求職者支援訓練について、就職率が高く、応募倍率が低い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること
- ②求職者支援訓練について、応募倍率が高く、就職率が低い分野（「IT分野」）があること
- ③求職者支援訓練について、応募倍率が低く、就職率が低い分野（「医療事務分野」）があること
- ④委託訓練の計画数と実績の乖離があること
- ⑤デジタル分野が質・量とも不足していること

といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和5年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

- ①については、求職者に介護職の魅力情報を発信し、受講者ニーズに合わせた訓練開催地域を検討する。
- ②については、求人ニーズに即した訓練内容となっているか、就職支援策が十分か、検討する。
また、「公共職業訓練の効果検証」の結果も踏まえた、ハローワークと連携した就職支援の強化をする。
- ③については、受講者ニーズに合わせた訓練開催地域を検討し、ハローワーク及び訓練実施機関と連携した就職支援を検討する。
- ④については、受講者ニーズを踏まえた更なる訓練コースの設定を進める。
- ⑤については、デジタル人材育成を行う訓練実施機関の開拓を進める。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 離職者に対する公的職業訓練

ア-1 施設内訓練

○令和5年度計画 対象者数（定員）597人（48コース）

※障害者向け訓練を除く

	コース数	対象者数	備考
滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	32	402	
機械系	16	202	
電気・電子系	10	124	日本版デュアルシステム訓練含む
居住系	6	76	
高等技術専門校（米原校舎） (テクノカレッジ米原)	10	120	
建築施工系	1	20	
建築内装系	2	20	
機械系	4	40	
電気系	2	30	
制御系	1	10	日本版デュアルシステム訓練
高等技術専門校（草津校舎） (テクノカレッジ草津)	6	75	

機械系	2	20	
建築内装系	2	20	
情報系	1	15	
服飾系	1	20	
合 計	48	597	

- ・ 受講者の就職率については、機構立施設内訓練 82.5%、県立施設内訓練 85%を目指す。
- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）滋賀職業能力開発促進センターにおいて、地域の事業主団体等の人材ニーズを基に、主に機械系、電気・電子系、居住系などの“ものづくり”分野であって、民間の教育訓練施設では実施が難しいコースを設定の上、職業訓練を実施する。
- ・ 県立高等技術専門学校において、機械系、電気系、建築系、制御系などの分野において、“ものづくり”の基本となる技能・知識を習得するための職業訓練を実施する。

ア-2 施設外委託訓練

○令和5年度計画 対象者数（定員）1,364人（94コース）

	コース数	対象者数	実施地域別内訳 (コース数)			備 考
			北部	南部	県全域	
長期高度人材育成コース	4	26	1	1	2	
介護福祉士養成科	1	8			1	
保育士養成科	2	13	1	1		
栄養士養成科	1	5			1	
知識等習得等コース	90	1,338	33	41	16	
事務系	15	225	4	9	2	母子母等優先型を含む
情報系	59	873	26	26	7	優先型、デュアル訓練を含む
介護・福祉系	11	165	3	6	2	母子母等優先型を含む
サービス系	1	15	0	0	1	デュアル訓練を含む
その他	4	60	0	0	4	デュアル訓練及び定住外国人向けコースを含む
合 計	94	1,364	34	42	18	

※南部地域＝大津・草津・高島・甲賀地域

※北部地域＝東近江・湖東・湖北地域

※県全域＝訓練を実施する地域について特に指定の無いもの

- ・ 受講者の就職率については、施設外委託訓練 80%、専門課程の高度職業訓練 95%を目指す。

- ・ 滋賀県では、民間教育訓練機関等を活用し、雇用拡大が期待される職種において、若年者、女性等に配慮した多様な訓練コースの設定に努めるとともに、県内の各地域に位置する民間教育訓練期間等に委託して訓練を行うことで、通所の利便性を図り、訓練の受講機会の確保を図る。
- ・ 令和5年度は、「知識等習得コース」、「母子家庭の母等訓練コース」、「子育て家庭支援コース」、「定住外国人向け訓練コース」、「委託訓練活用型デュアルシステムコース（座学先行型）」、国家資格の取得を目指す長期の訓練コースである「長期高度人材育成コース」を実施する。

イ 求職者支援訓練の対象者数等

○令和5年度計画

対象者数 252 人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模の上限を 360 人とする。

コース別	滋賀県下 全域(人)	第1四半 期(人)	第2四半 期(人)	第3四半 期(人)	第4四半 期(人)
基礎コース	150	45	45	30	30
実践コース	210	60	60	45	45
介護系	45	0	15	15	15
医療事務系	15	15	0	0	0
デジタル系(※)	60	15	15	15	15
その他	90	30	30	15	15
合 計	360	105	105	75	75

(※) デジタル系は訓練分野番号の「02 IT分野」及び「11 デザイン分野」のうち Web デザイン系を加えたもの

注 1) 訓練の認定は四半期ごとに認定する。

- ロ) 申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、
 - ・ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定する。
 - ・ 実績枠については、訓練受講者の就職実績等が良好なものから認定する。
 - ハ) 基礎コース、実践コースの各分野で同月、同一地域（ハローワーク管轄単位）の認定申請が複数重なった場合は、開講月、地域の重複を避けるため 1 コースを選定することとし、選定方法は ロ)と同様とする。
 - ニ) 実践コースの各分野において申請数が募集枠（上限値）に達しない場合は、他の分野に振り替えることができるものとする。
 - ホ) 各四半期に、それぞれのコース及び分野で計画数の認定が上限に満たない場合または中止になった訓練科がある場合は、その余剰分について次四半期以降において他のコース及び分野での設定ができるものとする。
 - ヘ) 募集期間における 1 機関（法人、個人単位）が行える申請数については、「基礎コース」は 1 訓練科までとし、かつ、「実践コース」を含む全体の申請は、2 訓練科までとする。
- ・ 受講者の就職率については、基礎コース 58%、実践コース 63%を目指す。（就職は雇用保険適用就職とする。）
 - ・ 訓練認定規模は 360 人を上限とし、基礎コースと実践コースの割合は次のとおりとする。
 - 基礎コース（基礎的能力のみを習得する職業訓練）40%程度、
 - 実践コース（基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練）60%程度
 - ・ 実践コースのうち、介護系、医療事務系、デジタル系の割合は介護系 20%程度、医療事務系 5%程度、デジタル系 30%程度を目安とする。
 - ・ 人材確保がより困難となっている介護等の分野、デジタル分野等の成長分野に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。未就職のまま卒業することとなった新卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、就

職氷河期世代の者のうち不安定な就労についている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

- ・ 求職者支援訓練のうち、次の上限値（定員）以下で新規参入となる職業訓練を認定する。

	滋賀県下 全域	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
基礎コース	36	12	12	12	0
実践コース	48	12	12	12	12

注 ｲ) 認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のため同一認定単位期間内で新規参入枠へ振り替えることも可能とする。

ウ 職業訓練の効果的な実践の取組

- ・ 滋賀県地域職業能力開発促進協議会を開催し、関係機関の連携・協力の下に、地域における求職者の動向や産業界の訓練ニーズに応えた実施分野及び規模の設定、訓練実施機関の開拓などについて企画・検討を行う。また、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラムの改善を図る。
- ・ 労働局、ハローワーク担当者と訓練実施機関との意見交換の場を設け、求職者の動向や訓練ニーズ等についての情報交換を行う。
- ・ 本計画に基づき、滋賀労働局、滋賀県、機構滋賀支部、訓練実施機関等が一体となり、求職者に対する定期的な訓練説明会の開催や各機関のホームページ、新聞広告等のマスメディアの活用、SNSの利用等により幅広く情報発信を行うことにより受講者の確保に努める。
また、公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ“ハロートレーニング～急がば学べ～”及びロゴマークを活用して、職業能力開発に関する興味・関心を高め、親しみやすいイメージのアピールに努める。
- ・ ハローワークは、職業訓練希望者に対するジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを積極的に実施し、訓練目標の明確化を図るとともに、適切な訓練コースの選択を支援する。また、職業訓練受講開始後においては求職者担当制によるきめ細かな職業相談、職業紹介などの就職支援を行う。
- ・ 訓練実施機関等においては、職業訓練受講期間中にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなどの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、ハローワークと連携し、求人情報の提供など就職に向けた支援を行い、訓練修了までに就職が決まらない可能性のある訓練受講者については、漏れなくハローワークに誘導し、就職支援の強化を図る。
- ・ ハローワーク、滋賀県、機構滋賀支部、訓練実施機関等（以下「関係機関等」という。）が連携し、一体となり職業訓練修了後も未就職となっている者を早期に把握し就職支援に努める。

(2) 在職者に対する公共職業訓練等

○令和5年度計画 対象者数（定員）3,642人（317コース）

	コース数	対象者数	備 考
滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)	113	1,335	より専門的な技能・技術の習得を行う
機械系	46	635	
電気・電子系	36	390	
居住系	31	310	

滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	53	992	
機械系	28	532	
電気・電子系	25	460	
居住系	0	0	
高等技術専門学校(米原校舎) (テクノカレッジ米原)	106	957	
機械系	30	280	
溶接系	16	94	
電気系	30	300	
制御系	30	283	
高等技術専門学校(草津校舎) (テクノカレッジ草津)	45	358	
機械系	24	217	
溶接系	15	87	
電気・電子系	5	50	
塗装系	1	4	
合 計	317	3,642	

- ・ 機構立施設に設置された「生産性向上人材育成支援センター」において、企業の人材育成に関する相談支援から、職業訓練（“ものづくり”分野における能力開発セミナー、生産性向上支援訓練）の実施まで、中小企業等の人材育成に必要な支援を実施する。県立施設において、機械、溶接、電気、建築及び制御等の“ものづくり”分野について、基礎から応用までの技能向上セミナーを実施する。
- ・ 機構立施設および県立施設において、事業主自らが雇用する労働者に対する教育訓練への施設・設備の使用や職業訓練指導員の派遣などの支援を行い、高度で多様な人材育成の機会を提供する。

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

○令和5年度計画 対象者数(定員)95人(5科)

	対象者数	備 考
滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)	65	
機械システム系 生産技術科	20	高等学校卒業者等対象 訓練期間2年
住居環境系 住居環境科	20	高等学校卒業者等対象 訓練期間2年
電子情報制御システム系 電子情報技術科	25	高等学校卒業者等対象 訓練期間2年
高等技術専門学校(米原校舎) (テクノカレッジ米原)	10	
メカトロニクス系 メカトロニクス科	10	高等学校卒業者等対象 訓練期間2年
高等技術専門学校(草津校舎) (テクノカレッジ草津)	20	
第二種自動車系 自動車整備科	20	高等学校卒業者等対象 訓練期間2年

合 計	95
-----	----

- ・ 滋賀県では、高等学校卒業生等を対象とする普通課程の普通職業訓練は県立施設において、専門課程の高度職業訓練は機構立施設において実施している。
- ・ 県立高等技術専門校において、新規学卒者や学卒未就職者をはじめとする若年層の求職者に技能・知識を習得させることで、就職の促進と雇用の安定を図るとともに、県内産業振興の中核となる人材の育成に努める。
- ・ 機構立近畿職業能力開発大学校附属滋賀職業能力開発短期大学校において、地域の産業・企業との連携をより一層深め、技術革新に対応できる高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践技術者を養成する。

(4) 障害者等に対する公共職業訓練

○令和5年度計画 対象者数(定員) 45人

		対象者数	備 考
施設内訓練	高等技術専門校(草津校舎) (テクノカレッジ草津)	20	
	総合実務科(販売実務コース・ OA事務コース)	20	知的障害者対象
施設外委託訓練	高等技術専門校(米原校舎) (拠点校) (テクノカレッジ米原)	25	
	知識・技能習得訓練	6	Off-JT 集合型・個別型訓練
	実践能力習得訓練	18	OJT 職場実習型訓練
	特別支援学校早期訓練	1	OJT 職場実習型訓練

- ・ 受講者の就職率については、施設内訓練では85%、施設外委託訓練では80%を目指す。
- ・ 滋賀県では、県立施設において知的障害者を対象とした施設内訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関等や企業等を活用した、障害者の多様なニーズに対応した職業訓練(施設外委託訓練)を実施している。

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進等のための取組等

- ・ 地域におけるリスクリングの推進に関する事業

デジタル・トランスフォーメーションの加速化やテレワーク等による働き方の多様化、人生100年時代における職業人生の長期化など、企業や労働者を取り巻く環境が変化する中で、企業・経営者は経営戦略や将来ビジョン等を明確にするとともに、労働者は、自身の職業能力開発の必要性を継続的に意識しながら、時代のニーズに即したリスクリング・スキルアップを図る必要性が求められている。

産業の持続的な発展のために、人手不足が深刻な分野をはじめ地域に必要な人材を育成・確保していく必要があり、特にDX等の成長分野に関するリスクリングの推進に資する経営者等の意識改革・理解促進や在職者のリスクリング支援などの事業に取り組む必要がある。

そのため、滋賀県(市町を含む。)は、地域リスクリングの推進に関する事業に取り組むこととし、当該事業の内容については、令和5年度に開催する滋賀県地域職業能力開発促進協議会において事業一覧を報告することとする。

ハロートレーニング（離職者向け）の5年度計画

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

滋賀県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （高齢・障害・求職者支 援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	948	15	873		60
	営業・販売・事務分野	120		120		
	医療事務分野	120		105		15
	介護・医療・福祉分野	246		201		45
	農業分野					
	旅行・観光分野					
	デザイン分野	20	20			
	製造分野	408	100		308	
	建設関連分野	60	60			
	理容・美容関連分野					
	その他分野	249		65	94	90
求職者支援訓練（基礎コース）		150				150
合計		2,321	195	1,364	402	360
(参考) デジタル分野		345	15	90	180	60

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

令和 6 年度 全国職業訓練実施計画（案）

第 1 総則

1 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、都道府県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「能開法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「求職者支援法」という。）第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、都道府県労働局、ハローワーク、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

2 計画期間

計画期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

3 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

第 2 労働市場の動向、課題等

1 労働市場の動向と課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率や完全失業率の悪化など雇用への大きな影響が見られたものの、足下の令和 5 年 11 月現在では求人を持ち直しの動きが堅調である。一方、コロナ禍からの経済活動の再開に伴って人手不足感が再び深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要であり、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こ

うした中で、我が国が持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。加えて、企業規模等によってはDX等の進展への対応が遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととしている。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、一層の環境整備が求められるとともに、人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。また、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

2 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和5年度の新規求職者は令和5年11月末現在で3,027,813人（前年同月比98.7%）であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和5年11月末現在で1,404,406人（前年同月比97.5%）であった。

これに対し、令和5年度の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

＜令和5年4月～11月＞

離職者に対する公共職業訓練	73,693人（前年同期比90.9%）
求職者支援訓練	29,672人（前年同期比122.8%）
在職者訓練	56,358人（前年同期比112.5%）

第3 令和6年度の公的職業訓練の実施方針

令和4年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 応募倍率が低く、就職率が高い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること
- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野（「IT分野」「デザイン分野」）があること
- ③ 委託訓練の計画数と実績は乖離しており、さらに令和4年度は委託訓練受講者が減少していること
- ④ デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在があること

といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和6年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

①については、引き続き、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化を行う。

②については、IT分野、デザイン分野とも、一層のコース設定の促進を図る。デザイン分野は求人ニーズに即した効果的な訓練内容かの検討も併せて行う。また、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図るとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組む。

③については、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加のための取組を行う。

④については、職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、一層のコース設定の促進を図る。

第4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

1 離職者に対する公的職業訓練

(1) 離職者に対する公共職業訓練

ア 対象者数及び目標

(国の施設内訓練)

対象者数	23,000人
目標	就職率：82.5%

(委託訓練)

対象者数	118,599人
目標	就職率：75%

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

離職者に対する公共職業訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

① 職業訓練の内容等

- ・ 職業訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会の提供にあつては、都道府県又は市町村が能開法第16条第1項または第2項の規定に基づき設置する施設（障害者職業能力開発施校を除く。）において実施する職業訓練との役割分担を踏まえる。
- ・ 国の施設内訓練については、民間教育訓練機関では実施できないものづくり分野において実施する。
- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・ 委託訓練については、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技

術を利活用できるようにすることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。

- ・ 経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を発揮し、それに適した賃金や処遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意識した内容とする。

② 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEBデザイン関連の資格取得を目指すコースや企業実習を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置、オンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費を委託費の対象とする措置に加え、DX推進スキル標準に対応した訓練コースについて、委託費の上乗せ措置の対象とすることにより、訓練コースの設定を推進する。
- ・ IT分野、デザイン分野については、求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか、検討した上で、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図るとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組み、十分な就職支援を実施する。
- ・ IT分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ・ ものづくり分野については、DX等に対応した職業訓練コースを充実させる。
- ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・ 介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。
- ・ 委託訓練については、計画数を踏まえ、十分な訓練機会の確保に努めるとともに、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加のための取組を行う。

③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（eラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。
- ・ 雇用のセーフティネットとして、母子家庭の母等のひとり親、刑務所を出所した者、定住外国人等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じ

た職業訓練を実施する。

- ・ これまで能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象とした国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースについては、対象となる者の受講促進に努め、正社員就職に導くことができる充実した訓練の実施を推進する。

(2) 求職者支援訓練

ア 対象者数及び目標

対象者数 48,261 人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模の上限 64,348 人

目標 雇用保険適用就職率：基礎コース 58% 実践コース 63%

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

求職者支援訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

① 職業訓練の内容等

- ・ 基礎的能力を習得する職業訓練(基礎コース)及び実践的能力を習得する職業訓練(実践コース)を設定することとし、全国の認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の30%程度

実践コース 訓練認定規模の70%程度

※ 実践コース全体の訓練認定規模に対してデジタル分野 30%、介護分野 20%を下限の目安として設定する。

- ・ 地域ニーズ枠については、より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等について、全ての都道府県の地域職業訓練実施計画で設定する。地域ニーズ枠の設定に当たっては、公共職業訓練(離職者訓練)の訓練規模、分野及び時期も踏まえた上で、都道府県の認定規模の20%以内で設定する。
- ・ 新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。
基礎コース 30%
実践コース 10%
- ・ 新規参入枠については、地域において必ず設定することとするが、一の申請対象期間における新規参入枠以外の設定数(以下「実績枠」という。)に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を、当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。
- ・ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから、実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・ 全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようになることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コー

スにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。

- ・ 経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を発揮し、それに適した賃金や処遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意識した内容とする。

② 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEBデザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置に加え、DX推進スキル標準に対応した訓練コースについて、基本奨励金の上乗せ措置の対象とすることにより、訓練コースの設定を推進する。
- ・ IT分野、デザイン分野については、求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか、検討した上で、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図るとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組み、十分な就職支援を実施すること。
- ・ IT分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・ 介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。

③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（eラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

2 在職者に対する公共職業訓練等

(1) 対象者数

公共職業訓練（在職者訓練）	65,000人
生産性向上支援訓練	48,500人

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、都道府県等又は民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施する。
- ・ ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援を実施する。
- ・ ものづくり分野については、DX 等に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。
- ・ 訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主等に対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認する。

3 学卒者に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標

対象者数 5,800 人（専門課程 3,900 人、応用課程 1,800 人、普通課程 100 人）

目標 就職率：95%

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 産業の基盤を支える人材を養成するために、職業能力開発大学校等において、理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応できる高度なものづくりを支える人材（高度実践技能者）を養成する。特に、DX 等に対応した職業訓練コースを充実する。

4 障害者等に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標

(施設内訓練)

対象者数 2,930 人

目標 就職率：70%

(委託訓練)

対象者数 3,380 人

目標 就職率：55%

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 障害者職業能力開発校においては、精神障害者を始めとする職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れて、個々の受講者の障害の特性等に応じた公共職業訓練を一層推進する。
- ・ 都道府県が職業能力開発校において、精神保健福祉士等の配置、障害者に対する職業訓練技法等の普及を推進することにより、精神障害者等を受け入れるための体制整備に努

める。

- ・ 障害者委託訓練の設定については、就職に結びつきやすい実践能力習得訓練コースの設定を促進しつつ、委託元である都道府県が関係機関と連携を図り、対象となる障害者の確保、法定雇用率が未達成である企業や障害者の雇用の経験の乏しい企業を含めた委託先の新規開拓に取り組む。障害者委託訓練のうち知識・技能習得訓練コース等において、障害を補うための職業訓練支援機器等を活用した場合、職場実習機会を付与した場合や就職した場合の経費の追加支給を実施するなど、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進する。
- ・ 障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練コースの見直しを実施する。
- ・ ハローワーク等との連携の下、在職する障害者の職業能力の開発及び向上を図るための在職者訓練の設定・周知等に努める。
- ・ 定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、当該公共職業訓練の受講者に対し、ハローワーク等との連携強化の下、当該公共職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施する。
- ・ 「職業能力開発施設における障害者職業訓練の在り方について」（障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会報告書）を踏まえた取組を推進する。

全国において、成長分野等で求められる人材ニーズを的確に把握しつつ、求職者・労働者の多様な属性等も踏まえた精度の高い職業訓練を提供していくため、関係者・関係機関を参集し、全国の職業訓練計画を策定するとともに、キャリアコンサルティング等の職業能力の開発・向上に資する方策等に関する情報を共有。

構成員

【労使団体】 日本労働組合総連合会 全国中小企業団体中央会 一般社団法人日本経済団体連合会 日本商工会議所

【学識経験者】 藤村博之 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授 堀有喜衣 独立行政法人労働政策研究・研修機構副統括研究員

【教育訓練関係団体】 全国専修学校各種学校総連合会 一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

【需給調整関係団体】 一般社団法人日本人材紹介事業協会 公益社団法人全国求人情報協会 公益社団法人全国民営職業紹介事業協会

【地方自治体】 京都府

【政府】 厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

(オブザーバー)

中央職業能力開発促進協議会の協議事項

(1) 「全国職業訓練実施計画」の策定

(2) 人材ニーズの全国的な動向の把握と地域職業能力開発促進協議会への情報提供

(4) 公的職業訓練の訓練効果の把握・検証

(5) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること

(3) 地域職業能力開発促進協議会の協議状況の把握
 ○ 計画と実績とのミスマッチの検証状況
 ○ 訓練効果の把握・検証の実施状況

地域職業能力開発促進協議会

地域職業能力開発促進協議会

(令和4年10月施行)

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

【構成員】

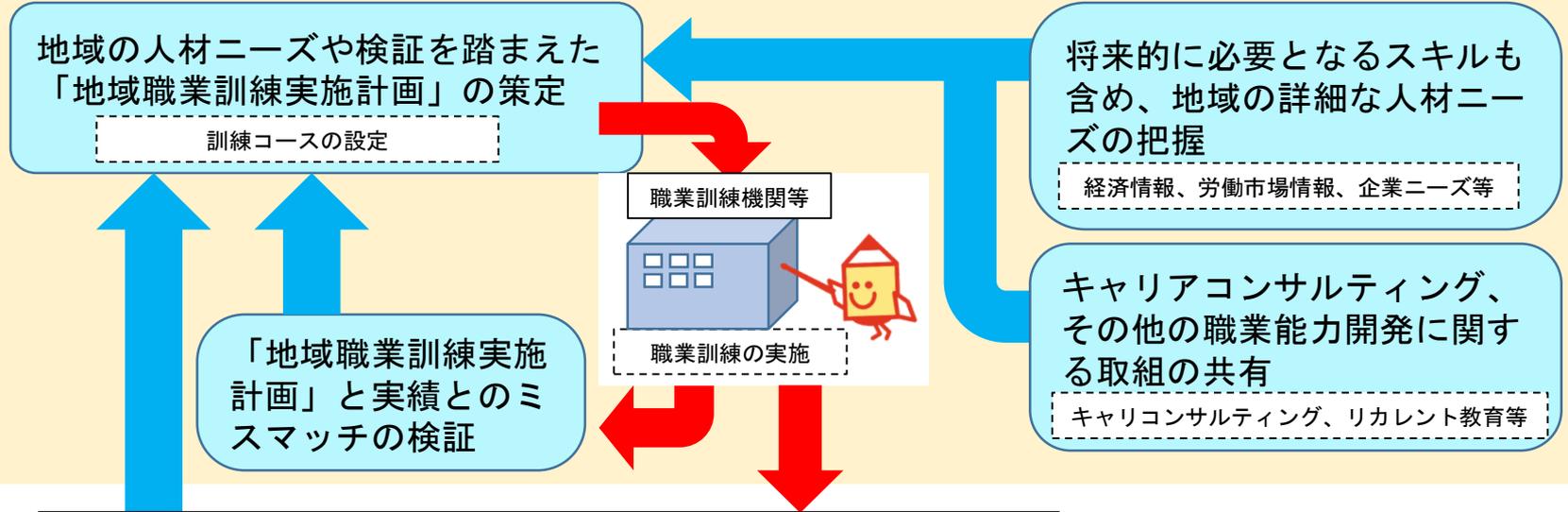
.....主催

- ①都道府県労働局
- ②都道府県
- ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
- ④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
- ⑤労働者団体
- ⑥事業主団体
- ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）
- ⑧学識経験者
- ⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

地域職業能力開発促進協議会の協議事項

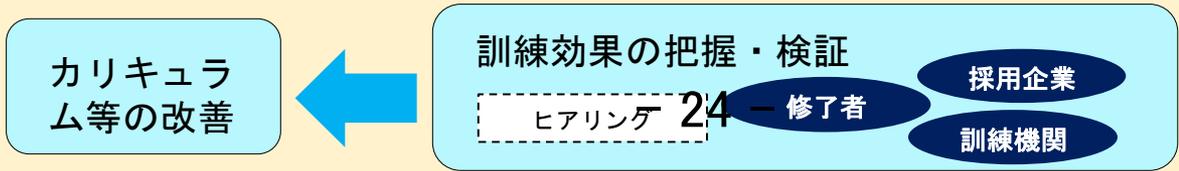
①人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定

⇒ ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施



②訓練効果の把握・検証（協議会の下でのワーキンググループで実施）

⇒ 個別コースの質の向上を促進



地域職業能力開発促進協議会に設置する 公的職業訓練効果検証ワーキンググループの進め方（令和5年度実施分）

目的

適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて訓練修了者等へのヒアリング等を通じ、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。

構成員

地域職業能力開発促進協議会（地域協議会）の構成員のうち、
都道府県労働局、都道府県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（※他の構成員の追加可）

検証手法

検証対象の訓練分野を選定し、当該分野の訓練コースの対象へのヒアリングを行い、その結果から、訓練効果等に関して検証し、改善促進策（案）を検討。

具体的な進め方

- ① 地域協議会で検証対象の訓練分野を選定。
- ② ワーキンググループ（WG）は、選定された分野の中から訓練コースを3コース以上選定し、各コースの対象の3者にヒアリング。（ヒアリング対象：訓練修了者、訓練修了者の採用企業、訓練実施機関）
- ③ WGは、ヒアリング結果を踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体について「訓練効果が期待できる内容」、「訓練効果を上げるために改善すべき内容」を整理。⇒改善促進策（案）を検討。
- ④ WGは、地域協議会に改善促進策（案）を報告し、次年度の地域職業訓練計画の策定に反映。

スケジュール

	令和4年度	令和5年度上半期	令和5年度下半期
中央職業能力開発促進協議会	2月 協議会開催	9月 協議会開催	2月 地域協議会から検討結果を報告 協議会開催
地域職業能力開発促進協議会	2～3月 協議会開催 ① 検証対象訓練分野を選定	②	10月頃 協議会開催 WGから報告→次年度の計画の策定に反映 ④
ワーキンググループ（WG）		ヒアリング → 結果整理 → 改善促進策（案）検討 選定分野のうち3コース以上 ×3者（修了者、採用企業、実施機関）	

目的

適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて訓練修了者等へのヒアリング等を通じ、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。

令和5年度の対象分野

- デジタル分野 (24県) : 宮城、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、富山、石川、福井、山梨、愛知、大阪、兵庫、和歌山、岡山、徳島、愛媛、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄
- IT分野 (7県) : 秋田、神奈川、滋賀、京都、広島、山口、福岡
- 営業・販売・事務分野 (12県) : 青森、岩手、山形、栃木、静岡、愛知、三重、島根、香川、高知、佐賀、鹿児島

※上記のほか、介護、製造、CADコース、理容・美容関連分野が選定された(複数分野選定した県もあり)。

(参考) 検討スケジュール

	令和4年度	令和5年度上半期	令和5年度下半期
中央職業能力開発促進協議会	2月 協議会開催	9月 協議会開催	1月 地域協議会から検討結果を報告 協議会開催
地域職業能力開発促進協議会	2~3月 協議会開催 ① 検証対象訓練分野を選定	②	10月~11月 協議会開催 ④ WGから報告 2~3月 協議会開催
ワーキンググループ(WG)		ヒアリング 選定分野のうち3コース×3者(修了者、採用企業、実施機関)	結果整理 改善促進策(案)検討

ヒアリング実施結果概要① (訓練実施機関)

デジタル・IT分野

【質問】

訓練実施にあたって工夫している点

- 就職後は相手への気遣いや正確な意思表示などコミュニケーション能力も必要であり、カリキュラムの工夫をしている【富山県】
- プログラム言語は変わっていくものであり、プログラム言語の前提となる思考力の養成や学び続ける姿勢も大事である【富山県】
- ハローワークが説明しやすいような資料を作成している【滋賀県】

訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況

- 経験豊富なキャリアコンサルタントが早い段階から就職意識の向上を支援している【大阪府】
- キャリアコンサルタントのデジタル分野の知識が不足している【和歌山県】

訓練実施にあたっての国への要望、改善して欲しい点

- 訓練の周知、訓練内容の説明の機会を可能な限り設定して欲しい【茨城県】
- ハローワークの受講あっせんを強化し、ハローワークと訓練実施機関との勉強会のような場を設けて欲しい【兵庫県】
- 訓練制度と訓練修了者について企業にもっと知ってもらうことが必要である【石川県】

【改善案等】

演習でコミュニケーション能力を高めていく【富山県】

リスキング能力（自ら主体的に学び続けていく能力）も身につけさせていく【富山県】
ハローワーク職員のデジタル分野の知識習得【滋賀県】

キャリアコンサルタントのデジタル知識の習得【和歌山県】

ハローワーク職員のデジタル分野の知識習得【茨城県】、訓練施設見学会【兵庫県】

訓練制度周知用リーフレットの作成、事業主へ配布【石川県】

ヒアリング実施結果概要① (訓練修了者)

デジタル・IT分野

【質問】

【ヒアリングの内容等】

【改善案等】

訓練内容のうち、就職後に役に立ったもの

- グループワークはコミュニケーションやプレゼンテーションの練習にもなり役に立った【千葉県】

グループワークなどコミュニケーション向上等に資する内容の導入を提案【千葉県】

訓練内容のうち、就職後にあまり活用されなかったもの

- 年齢、経験等幅広い人が受講していたので、年齢別・レベル別のコース設定があっても良かったのではないかと【広島県】

レベル別のコース設定を工夫【広島県】

就職後に感じた、訓練で学んでおくべきであったスキル、技能等

- もっと期間を長くして深く学びたかった【大分県】

訓練コースのレベルの差別化【大分県】

ヒアリング実施結果概要① (訓練修了者を採用した企業)

デジタル・IT分野

【質問】

訓練により得られたスキル、技能等のうち、採用後に役に立っているもの

- プログラミング知識、情報セキュリティ知識などの実践的な技能が活かしている。【長崎県】

訓練において、より一層習得しておくことが望ましいスキル、技能等

- プログラム言語は会社を変えれば変わってくるし、時代とともに変化するので自ら学ぶ姿勢が重要となってくる【富山県】
- 派遣先では様々な企業の人たちとチームを組んで仕事をするためコミュニケーション能力を向上させる必要がある【宮城県】
- DX人材として活躍するには実践力を養う必要がある【徳島県】

訓練修了者の採用について、未受講者（未経験者）の採用の場合と比較して期待していること（同程度の経験等を有する者同士を比較。採用事例がない場合は想定）

- パソコンの基礎全般のスキルを習得しており、汎用的に対応できるので、ホームページ管理、データ管理など様々な分野でスキルが活かせる【長崎県】

【ヒアリングの内容等】

【改善案等】

企業に対して、スキルを活かせる職種の提案を行い求人を確保していく。【長崎県】

リスキリング能力（自ら主体的に学び続けていく能力）も身につけさせていく【富山県】
企業実習や開発演習などで実践的な能力を養う【宮城県】【徳島県】

パソコンの基礎全般の知識等汎用的に対応できるスキル習得を組み込む【長崎県】

ヒアリング実施結果概要② (訓練修了者)

営業・販売・事務分野

【質問】

訓練内容のうち、就職後に役に立ったもの

- パソコンの基本操作（表計算ソフトを含む）は就職後でも活用場面が多く役に立つスキルである【青森県】
- エクセル操作はとても役に立った【香川県】

【ヒアリングの内容等】

【改善案等】

基礎的なデジタルリテラシー習得のための要素を訓練カリキュラムに盛り込み【青森県】
【香川県】

就職後に感じた、訓練で学んでおくべきであったスキル、技能等

- パソコンの基本操作、ビジネスメール作成、オンライン会議ツールの使い方など実務的なスキルも習得したかった。【栃木県】
- 取引先とのやりとりのためビジネス文書・メールの書き方等を学ぶことができれば良かった。【三重県】

基本的なパソコンスキルの習得を推進【栃木県】
具体的な業務を想定した実践的な内容を盛り込み【三重県】

ヒアリング実施結果概要② (訓練修了者を採用した企業)

営業・販売・事務分野

【質問】

訓練により得られたスキル、技能等のうち、採用後に役に立っているもの

- 給与制度や労働保険等の知識は、給与ソフトを使う上で前提知識として持っていることが望ましい【青森県】
- 簿記、インボイス制度等の知識は会計ソフトを扱う上でもあった方が望ましい【愛知県】

【ヒアリングの内容等】

【改善案等】

実務にプラスとなる簿記、給与制度、労働保険等を学ぶ内容をカリキュラムに盛り込む【青森県】 【愛知県】

訓練において、より一層習得しておくことが望ましいスキル、技能等

- コミュニケーション力や仕事に取り組む姿勢、積極性などの社会人基礎力も重要【島根県】

社会人基礎力を自然と伸ばしていけるような訓練とするための職業訓練用キャリアコンサルティングマニュアルを作成【島根県】

ハロートレーニング（公的職業訓練）に係る 令和6年度予算案

参考資料6

公共職業訓練

（障害者訓練を除く）

予算案 約1,021億円（約998億円）

訓練規模 約35.4万人（約35.3万人）

予算案

訓練規模

離職者訓練

約15.1万人（約15.5万人）

施設内訓練 約668億円（約653億円） 約3.3万人（約3.4万人）

委託訓練 約354億円（約345億円） 約11.9万人（約12.1万人）

在職者訓練

※

約18.2万人（約17.8万人）

（生産性向上支援訓練を含む）

学卒者訓練

※

約2.1万人（約2.1万人）

※ 公共職業訓練のうち、離職者訓練（施設内訓練）、在職者訓練及び学卒者訓練の予算は切り分けができないため、予算額については、離職者訓練（施設内訓練）に含めて計上。

予算案

約1,186億円（約1,162億円）

訓練規模

約40.8万人（約40.9万人）

障害者訓練

予算案

約54億円（約54億円）

訓練規模

約0.6万人（約0.6万人）

予算案

訓練規模

離職者訓練

約54億円（約54億円） 約0.5万人（約0.5万人）

施設内訓練 約40億円（約39億円） 約0.2万人（約0.2万人）

委託訓練 約14億円（約14億円） 約0.3万人（約0.3万人）

在職者訓練

約0.1万人（約0.1万人）

施設内訓練 ※ 約0.1万人（約0.1万人）

委託訓練 ※ 約0.03万人（約0.03万人）

※ 障害者訓練のうち、在職者訓練の施設内訓練及び委託訓練の予算は切り分けができないため、予算額については、離職者訓練に含めて計上。

求職者

支援訓練

予算案

約111億円（約109億円）

訓練規模

約4.8万人（約5.0万人）

（求職者支援制度全体 約259億円（約268億円））

公共職業訓練（離職者訓練）

+ 求職者支援訓練

訓練規模

約20.0万人
（約20.5万人）

令和6年度当初予算案 540億円（546億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	9/10		1/10

※令和5年度補正予算額 制度要求

1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされているほか、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされている。

このため、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対する、①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せをするほか、②オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とすることにより、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）の支給を通じて早期の再就職等を支援する。さらに、全国87箇所の生産性向上人材育成支援センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）において、在職者に対して実施する③DXに対応した生産性向上支援訓練の機会を拡充し、中小企業等のDX人材育成を推進する。加えて、④デジタル分野以外の訓練コースにおいてもDXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、質的拡充を図る。

2 事業の概要

①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ

- (1) DX推進スキル標準に対応した訓練コース又はデジタル分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースの場合、委託費等を上乗せする【拡充】
(IT分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースは、一部地域を対象に更に上乗せ)
- (2) 企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せする

②オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進

デジタル分野のオンライン訓練（eラーニングコース）において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり月1.5万円を上限に委託費等の対象とする

③生産性向上支援訓練（DX関連）の機会の拡充

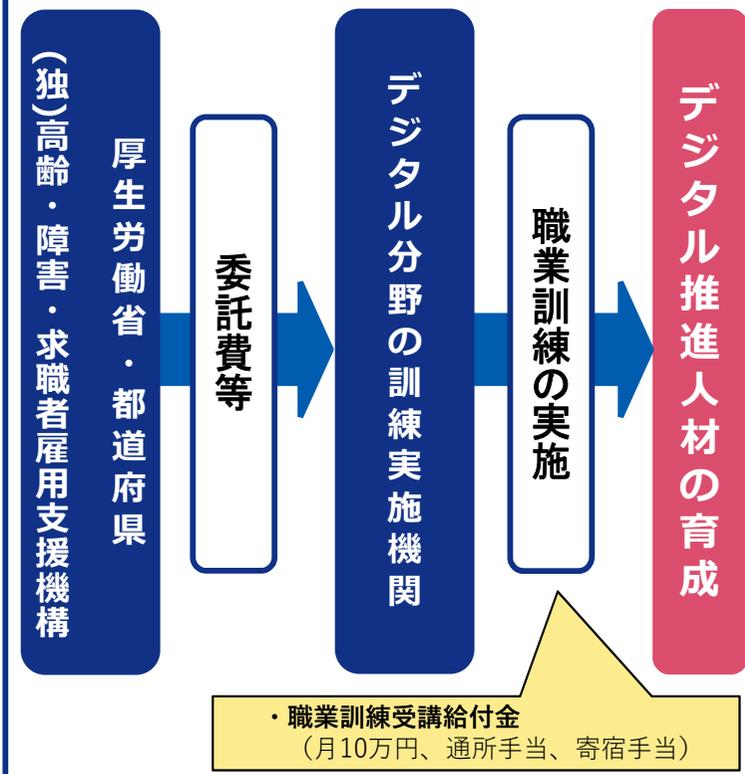
中小企業等の在職者に対して実施する、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練（DX関連）の機会を拡充する【拡充】

④デジタルリテラシーの向上促進

デジタル分野以外の全ての公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の訓練コースにおいて、訓練分野の特性を踏まえて、DXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、訓練の質的拡充を図る。

※①～②は令和8年度末までの時限措置

3 スキーム・実施主体等



令和6年度当初予算案 3.1億円 (-) ※()内は前年度当初予算額

※令和5年度補正予算額 74百万円

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

変化の激しい企業のビジネス環境に対応するために労働者のスキルアップが求められている中で、正社員に対してOFF-JTを実施した事業所割合が70.4%に対し、正社員以外に対しては29.6%と、正社員以外の労働者の能力開発機会は少ない状況にあり、非正規雇用労働者等が働きながらでも学びやすく、自らの希望に応じた柔軟な日時や実施方法による職業訓練を受講できるような仕組みを構築し、非正規雇用労働者等のリ・スキリングを支援することが必要である。

このため、在職中の非正規雇用労働者等の受講を前提とした様々な受講日程、実施手法等の職業訓練を試行的に実施することにより、非正規雇用労働者等のキャリアアップに効果的な職業訓練の検証を行う。

2 事業の概要・スキーム

(1) 試行事業の実施

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において、非正規雇用労働者等を対象とした職業訓練を民間教育訓練機関等への委託により実施するとともに、当該職業訓練の結果を踏まえ訓練効果・課題の検証を実施。

(2) 試行事業の内容等

ア 対象者

主に非正規雇用労働者 720名

イ 実施方法等

受講継続等に効果的であるスクーリング形式と、場所や時間を問わず受講しやすいオンライン（オンデマンド、同時双方向）形式を効果的に組み合わせることを想定。

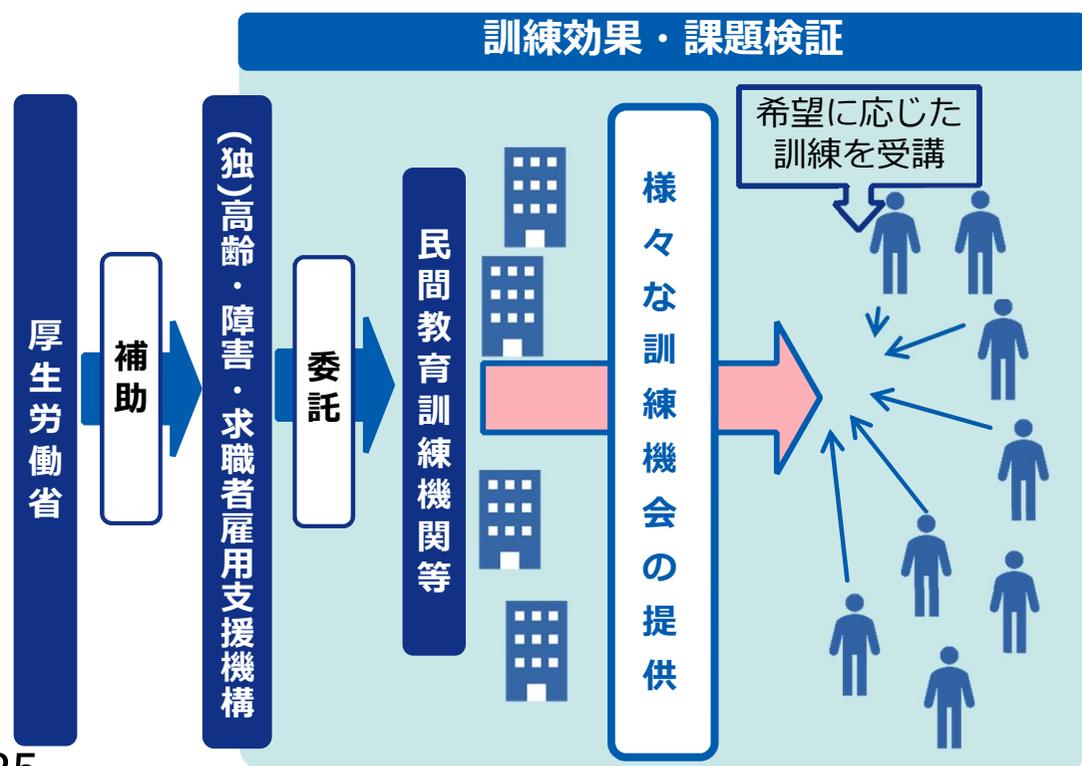
ウ 総訓練時間・受講可能期間

150時間程度。受講可能期間最大12か月（最長R6.12末まで）

エ 受講継続等の支援策

実施機関において、受講継続勧奨や学習の進捗状況に応じた支援を担当制で行う学習支援者の配置等を実施。

3 実施主体等



人材開発に取り組む事業主を支援します！ 「人材開発支援策」のご案内

令和 5 年 4 月 1 日改訂版

厚生労働省では、人材開発に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するため、さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際は、ぜひご活用ください。

従業員の スキル向上 を図りたい	全般的な 相談	→	生産性向上人材育成支援センター 在職者訓練（ハロートレーニング） 生産性向上支援訓練 テクノインストラクターの派遣など	P.2
	社外施設 での訓練	→	都道府県が実施する訓練 認定職業訓練 在職者訓練（ハロートレーニング）	P.2 ～3
	講師派遣	→	ものづくりマイスターなど	P.3
従業員の キャリア形成 を促したい	会社で 基盤を整備	→	社内検定認定制度	P.3
		→	職業能力評価基準	P.4
	従業員 自ら活用	→	キャリア形成・学び直し支援センター キャリアコンサルティング セルフ・キャリアドック ジョブ・カード	P.5
会社の将来を担う若者を 採用・育成したい		→	教育訓練給付金	P.6
		→	ユースエール認定制度	P.6
助成金を活用して 人材開発に取り組みたい		→	人材開発支援助成金	P.7 ～8

全国のポリテクセンターなどに設置されている「生産性向上人材育成支援センター」では、主に中小企業を対象に、人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた「人材育成プラン」の提案、職業訓練の実施まで、人材育成に必要な支援を一貫して行っています。

特に、中小企業等のDXに対応するための人材育成について、全ての生産性向上人材育成支援センターに「中小企業等DX人材育成支援コーナー」を設置し、相談支援を行っています。

主に下の3つのメニューで、生産性や技能・技術の向上を支援します

高度な技能・技術の習得を支援（在職者訓練：ハロートレーニング）

「技能・技術などの向上」や「新たな製品づくり」といった企業の生産現場が抱える課題解決のために、「ものづくり分野」を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの実習を中心とした高度な訓練コースを体系的に実施しています。

訓練日数	概ね2～5日（12～30時間）
主な訓練分野	機械系／機械設計、機械加工、金属加工 居住系／建築計画、測定検査、設備保全 電気・電子系／制御システム設計、通信設備設計、電気設備工事



生産性向上に必要な知識等の習得を支援（生産性向上支援訓練）

中小企業等のDX化への対応や生産性向上に必要な知識等を習得するために、あらゆる産業分野で必要とされる「生産管理、IoT・クラウドの活用、組織マネジメント、マーケティング、データ活用」などのカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見とノウハウを有する民間機関等を活用して実施しています。

訓練日数	概ね1～5日（4～30時間）
主な訓練分野	生産管理、品質保証・管理、組織マネジメント、生涯キャリア形成、営業・販売、マーケティング、企画・価格、データ活用、情報発信、倫理・セキュリティ



テクノインストラクター（職業訓練指導員）の派遣、施設・設備の貸出

「研修したいが講師がいない、機械を止められない、研修場所がない」などといった企業の要望に応じて、職業訓練指導員を企業に派遣することや、ポリテクセンター等の施設・設備（会議室、実習場および訓練用設備・機器）の貸し出しを行っています。



お問い合わせ

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のウェブサイトをご覧ください

生産性向上人材育成支援センター

検索



都道府県が実施する訓練

社外訓練

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設、および都道府県立の職業能力開発施設でも、在職者向けの訓練を実施しています。

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設での訓練（認定職業訓練）

事業主等が雇用する従業員等に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定める教科、訓練期間、設備などの基準に合うものとして、都道府県知事が認定した訓練をいいます。

※中小企業が共同で訓練施設を運営している場合があります。

訓練期間	普通課程：原則として1年 短期課程：6か月以下
主な訓練科	建築、金属・機械加工、情報処理、和洋裁、調理 など



お問い合わせ

都道府県人材開発主管課

都道府県が設置する職業訓練施設での訓練（在職者訓練：ハロートレーニング）

地域企業や地場産業の訓練ニーズに対応した、基礎的な訓練を実施しています。

訓練期間	概ね2～5日
主な訓練コース	機械・機器操作などの基礎的な取り扱いを習得させる訓練など 地域の人材ニーズを踏まえた基礎的な訓練 例：機械加工科、機械製図科、建築科、情報ビジネス科 など
地域の実情に応じた訓練コース	地場産業などで必要とされる人材を育成するための地域の実情に応じた訓練 例：観光ビジネス科、陶磁器製造科、竹工芸繊維科、自動車整備科 など



お問い合わせ

都道府県人材開発主管課

ものづくりマイスター

講師派遣

ニーズにあわせて最適な熟練技能者（ものづくりマイスター）を派遣します

中小企業・業界団体の若年技能者、工業高校の生徒等を対象に熟練技能者「ものづくりマイスター」が実践的な実技指導を行います

対象職種	製造系職種：製造・建設技能111職種 （機械加工、建築大工、造園、和裁、塗装 など） IT系職種：Webデザイン等IT系5職種
講習例	技能検定1・2級レベルの技能習得、 普通旋盤作業手順、機械加工の基礎、Webサイト製作 など



受講者の声

- ・普通旋盤に初めて触れて、自分で作る実感を感じた。
作業中の音、切粉（きりこ）の量、作業速度、寸法測定や4S（整理・整頓・清掃・清潔）なども学び、自信が持てるようになった。
- ・これまで機械任せだった加工を自らの頭で考えるようになって対応力が向上した。
基礎からの丁寧な指導で機械加工の全体を理解したことで工程全体や段取りまで理解が及ぶようになった。

お問い合わせ

各都道府県地域技能振興コーナー
ものづくりマイスターのウェブサイトをご覧ください



社内検定認定制度

キャリア形成

社内検定で技能振興上奨励すべき等の基準に適合するものを厚生労働大臣が認定します
認定されると「厚生労働省認定」の表示をすることができます

社内の技能評価、職業能力向上の意欲アップ、経営戦略の再構築の促進や「ブランド化」による企業価値向上にも役立ちます。

導入職種事例	事業主 自動車部品管理、鮮魚販売加工、ビューティーコンサルタント、ティーテイスター、寝具販売 など 事業主団体・連合団体 タオル製造、建設基礎施工、家政サービス、着付け など
--------	--

お問い合わせ

社内検定認定制度のウェブサイトをご覧ください

社内検定認定制度 39 検索



職業能力評価基準は、仕事に必要な「知識」「技術・技能」「成果につながる職務行動例」を見える化したものです。自社にカスタマイズすると、能力評価や人材育成に優れた効果を発揮します。

職業能力評価基準の活用方法を説明したテキストや動画をウェブサイトで公開しています

1. 実践的な人材育成

チェック形式の「職業能力評価シート」や、評価結果をグラフ化して育成面談で活用する「OJTコミュニケーションシート」を活用すると、従業員の能力レベルを把握して実践的な人材育成ができます。

OJTコミュニケーションシート

本人所属 ○○○○ 本人氏名 ○○○○ 氏名
 職種・職名 増城 隆雄 レベル レベル2 評価者氏名 ●●●● 氏名
 評価期間 年 月 日 ~ 年 月 日

スキルレベルチェックグラフ

スキルアップ上の課題
 「環境に配慮した業務の遂行」において、特に「環境問題に関する知識・技術の習得」について、自社の環境方針を理解しておらず、また自身の業務が環境に与える影響などの理解が十分ではない。

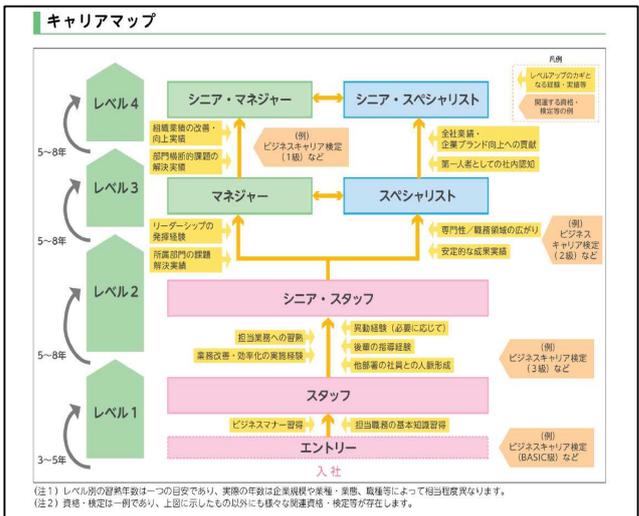
スキルアップ目標
 取組ユニット「能力科目」(得意) 達成基準(どこまで)
 「空気環境測定」のうち「環境問題に関する知識・技術の習得」について 「一人で遂行できるレベルまで習熟する」

スキルアップのための活動計画
 活動計画 スケジュール、難易度
 ・全社の環境方針マニュアルを読み込み、○月に全社で行なう社内勉強会に参加する。

実績
 ・実績(スキル習熟状況、活動回数など)、まよコメント 上司コメント
 ・環境問題に関する社内勉強会に○月に参加し、環境に関する知見を収集・蓄積した。勉強会への参加を通じて、自身の知識レベルを高めるだけでなく、部下に対しての指導・育成を行なっている姿も見られた。

能力ユニット点數一覧

能力ユニット名	自己評価	上司評価	育成目標
法令遵守(コンプライアンス)	1.0	1.5	2.0
顧客満足に立った業務	1.7	1.7	1.5
業務連携とコミュニケーション	2.0	1.5	1.7
判断能力と問題解決能力	1.0	1.5	2.0
業務内容・条件の理解	2.0	2.0	1.7
安全衛生管理	2.0	1.5	2.0
環境意識	1.0	1.0	1.5
用具・工具の取扱い	1.0	2.0	1.7
空調設備	2.0	1.8	2.0
空気環境測定	1.2	1.5	1.5
給排水設備	1.0	2.0	1.7



2. キャリアパスを明確化

能力開発の標準的な道筋を示した「キャリアマップ」を活用すると、キャリアの道筋やレベルアップの目安となる年数、経験・実績、資格などを示して、従業員の成長意欲を高めることができます。

お問い合わせ

職業能力評価基準のウェブサイトをご覧ください

職業能力評価基準 検索

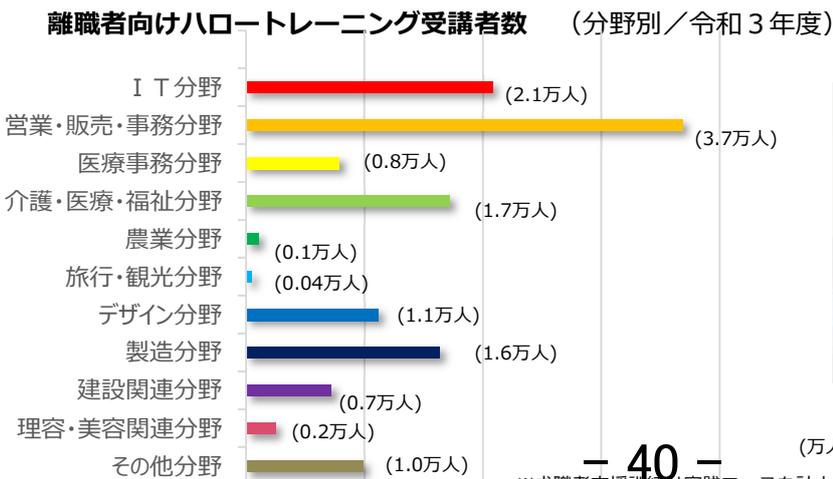


求人申し込みの際は、ハロートレーニング受講者の採用をご検討ください

ハロートレーニングは、「公的職業訓練」(公共職業訓練・求職者支援訓練)の愛称です。キャリアアップや希望する就職を実現するために、必要な職業スキルや知識を習得することができる公的な訓練制度で、在職者向けの訓練や、離職者向けの訓練等があります。



このうち、離職者向けの訓練については、令和3年度の公共職業訓練(離職者訓練)の受講者数は約10.8万人、求職者支援訓練の受講者数は約2.8万人で、訓練分野も多岐にわたります。ハローワークで求人申し込みを行う際には、ハロートレーニング受講者の採用をご検討ください。



企業と労働者に対しジョブ・カードを活用してさまざまなキャリア形成・学び直し支援を行います。このような従業員の自律的なキャリア形成・学び直しの支援を通じて、企業の組織活性化や生産性向上につなげていきます。

主に下の4つのメニューで、労働者等のキャリア形成を支援します

- ジョブ・カードを活用した採用活動や従業員の人材育成等を実施する企業への支援
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の実施企業への支援（P.7参照）
- セルフ・キャリアドック導入支援（相談支援・技術的支援、セミナー・研修等）
- 労働者に対する専門的なキャリアコンサルティング機会の提供

キャリアコンサルティングとは

キャリアコンサルタント（国家資格）が、相談・助言を行います

キャリアコンサルタントは、キャリア形成や職業能力開発などに関する相談・助言（キャリアコンサルティング）を行う専門家で、平成28年4月から国家資格になりました。

守秘義務などが課せられており、安心して仕事や職業に関する相談ができます。

キャリア形成・学び直し支援センターでは、在職者の方個人がキャリアコンサルティングを申し込み、受けることができます。

セルフ・キャリアドックとは

企業内でキャリアコンサルティング面談やキャリア研修などを組み合わせて実施することで、従業員の主体的なキャリア形成を支援します

セルフ・キャリアドックとは、企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取り組み（仕組み）です。

入社時や役職登用時、育児休業からの復職時など、効果的なタイミングで、従業員にキャリアコンサルティングを受ける機会を提供すると、従業員の職場定着や、働く意義の再認識、企業の生産性向上につながるという効果が期待されます。

ジョブ・カードとは

「生涯を通じたキャリア・プランニング」と「職業能力証明」のためのツールです

- ・効果的な人材育成

ジョブ・カードを活用すると、従業員のキャリア形成上の課題を把握でき、効果的な能力開発を推進できます。

- ・採用活動

ジョブ・カードを応募書類として活用すると、書面や面接場面だけでは見えない本人の強みや人物の「立体像」を知ることができます。

また、求職者本人のキャリア・プランが明確になり採用後のミスマッチの防止効果が期待できます。

なお、自社の従業員に対してジョブ・カードを活用した人材育成（雇用型訓練）を実施する事業主は、「人材開発支援助成金」を受給できる場合があります（P.7参照）。



マイジョブ・カード <https://www.job-card.mhlw.go.jp/>

お問い合わせ

キャリア形成・学び直し支援センターのウェブサイトをご覧ください

キャリア形成・学び直し支援センター

検索

自ら費用を負担して主体的にキャリア形成に取り組む従業員への支援策です。
キャリア形成に積極的な従業員に、ぜひご紹介ください。

対象	雇用保険の被保険者※または被保険者だった方で、一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了などした場合 ※雇用保険の被保険者とは、一般被保険者および高年齢被保険者をいいます。 以下、このページにおいて同じです。
支給額	一般教育訓練 従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円）
	特定一般教育訓練 従業員が教育訓練施設に支払った経費の40%に相当する額（上限20万円） 受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の 手続きを行う必要があります。
	専門実践教育訓練 ① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額 （年間上限40万円、訓練期間は最大で4年間のため最大160万円） ② 資格取得などをして、修了から1年以内に被保険者として再就職またはすでに 雇用されている場合は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%を追加給付 ①と②の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の70%に相当する額 （年間上限56万円、訓練期間は最大で4年間のため、最大224万円） ただし、この措置は法令上最短4年の専門実践教育訓練を受講する者に限るとともに、在職者で かつ、比較的高い賃金を受ける者についてはこの限りではありません。 受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の 手続きを行う必要があります。

■ 自社の従業員が特定一般教育訓練および専門実践教育訓練を受講することを支援する事業主は、「人材開発支援助成金」を受給できる場合があります（P.7参照）。

■ 一般教育訓練、特定一般教育訓練と専門実践教育訓練の指定講座は、お近くのハローワークまたは以下のウェブサイトを確認できます。

教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



お問い合わせ

ハローワーク

ユースエール認定制度

若者の採用・育成

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。

認定基準をクリアし、ユースエール認定企業になることで、以下の効果が期待されます。

1. 学卒者などの若者の応募が増える！
2. 社員が自社の雇用環境の良さを認識し、定着率が向上する！
3. 地元メディアなどに「雇用管理のよい優良企業」として注目される！



認定マーク

この他にも、公共調達における加点評価や、日本政策金融公庫の低利融資などのメリットがあります。

お問い合わせ
申請書類提出先

都道府県労働局・ハローワーク
認定基準などの詳細は、若者雇用促進総合サイトをご覧ください

若者雇用促進総合サイト

検索



事業主等が雇用する労働者に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等の制度を導入し、その制度を労働者に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

<人材育成支援コース>

○ 人材育成訓練

雇用する労働者に対し、職務に関連した知識や技能を習得させるための訓練を行った事業主等に対して助成。

○ 認定実習併用職業訓練

中核人材を育てるためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。

○ 有期実習型訓練

有期契約労働者等の正社員転換のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。

<教育訓練休暇等付与コース>

○ 教育訓練休暇制度

3年間に5日以上取得が可能な有給の教育訓練休暇制度（※）を導入し、実際に適用した事業主に助成。

※ 労働基準法第39条の規定による年次有給休暇を除く。

<人への投資促進コース>

○ 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材の育成のための訓練や、海外を含む大学院での訓練を行った事業主に対して助成。

○ 情報技術分野認定実習併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。

○ 定額制訓練

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とするサブスクリプション型の研修サービスを利用して訓練を行った事業主に対して助成。

○ 自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した職業訓練費用を負担する事業主に対して助成。

○ 長期教育訓練休暇制度

30日以上長期教育訓練休暇の取得が可能な制度を導入し、実際に適用した事業主に助成。

○ 教育訓練短時間勤務等制度

30回以上の所定労働時間の短縮及び所定外労働時間の免除が可能な制度を導入し、実際に適用した事業主に助成。

<事業展開等リスキリング支援コース>

企業内における新規事業の立ち上げなどの事業展開等に伴い、事業主が新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を行った事業主に対して助成。

※ キャリアアップ助成金正社員化コースでは、人材開発支援助成金の訓練を修了後に正社員化した場合に、助成額の加算を行っています。

詳しくは「キャリアアップ助成金 厚生労働省」で検索してください。

キャリアアップ助成金とは、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化や処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成をするものです。

コース名	対象訓練・助成内容	助成率・助成額 注()内は中小企業事業主以外						
		通常分			訓練修了後に賃金を増額した場合※1			
		OFF-JT		OJT	OFF-JT		OJT	
		経費助成	賃金助成	実施助成	経費助成	賃金助成	実施助成	
人材育成支援コース	人材育成訓練	正規雇用: 45(30)% 非正規雇用: 60% 正社員化: 70%	760(380) 円/時・人	—	正規雇用: 60(45)% 非正規雇用: 75% 正社員化: 100%	960(480) 円/時・人	—	
	認定実習併用職業訓練※2	45(30)%		20(11) 万円/人	60(45)%		25(14) 万円/人	
	有期実習型訓練※3	60% 正社員化: 70%	10(9) 万円/人	75% 正社員化: 100%	13(12) 万円/人			
教育訓練休暇等付与コース	教育訓練休暇制度	30万円※4	—	—	36万円※4	—	—	
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練	デジタル	75(60)%	960(480) 円/時・人	—	—※6	—※6	—※6
		成長分野	75%	960円 /時・人※5	—	—※6	—※6	—※6
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	60(45)%	760(380) 円/時・人	20(11) 万円/人	75(60)%	960(480) 円/時・人	25(14) 万円/人	
	定額制訓練	60(45)%	—	—	75(60)%	—	—	
	自発的職業能力開発訓練	45%	—	—	60%	—	—	
	長期教育訓練休暇制度／教育訓練短時間勤務制度及び所定外労働免除制度	長期休暇	20万円※4	6,000 円/日・人※7	—	24万円※4	7,200 円/日・人※7	—
短時間勤務等		20万円※4	—	—	24万円※4	—	—	
事業展開等リスティング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	75(60)%	960(480) 円/時・人	—	—※6	—※6	—※6	

※1 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算。

※2 正規雇用労働者及び非正規雇用労働者を対象とした、企業の中核人材を育てるための訓練。

※3 非正規雇用労働者を対象とした、正社員化を目指して実施する訓練。

※4 制度を導入し、労働者に適用した場合に助成（制度導入助成）。

※5 国内大学院を利用して訓練を実施した場合のみ対象。

※6 「人への投資促進コース（高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練）」及び「事業展開等リスティング支援コース」については、訓練修了後に賃金を増額した場合の要件は設定せず、あらかじめ高率助成に設定。

※7 有給による休暇を取得した場合に対象。

お問い合わせ

都道府県労働局

人材開発支援助成金 厚生労働省 検索





滋賀労働局 職業安定部で

＼ LINE はじめました ／



▶ 滋賀労働局では、LINE公式アカウントから、就職に役立つ様々なセミナー、就職面接会等のイベント情報などを皆様にお届けします。

↑ こちらからお友だち登録をお願いします！

ID: @609etnbx